

令和5年度

静岡県 の 要望・提案

富国 有徳 の 美しい “ふじのくに”



Shizuoka Prefecture

令和4年7月

 静岡県

目次

安全・安心な地域づくり

(1) 命を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化）

1	国の具体計画に基づく大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援の拡充	1
2	災害時における広域応援体制の確立	2
3	被災者生活再建支援の推進	4
4	避難所運営体制の充実・強化の推進	5
5	消防救急の広域化及び連携・協力の推進等による消防力の充実・強化	6
6	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	8
7	肝炎治療特別促進事業の円滑な実施	9
8	定期予防接種の見直し	10
9	国立療養所の将来構想の提示	12
10	家畜伝染病防疫体制の強化	13
11	美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）による国土強靱化の推進	15
12	“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組（災害に強い地域づくりの推進）	18
13	建築物の耐震対策の強化	20
14	南海トラフ地震における新たな防災対応のあり方	21
15	南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた地震・津波対策の推進	22
16	富士川河口断層帯等の地震対策の確立	24
17	港湾地震・津波・高潮対策事業の推進	25
18	富士山火山防災対策の強化	26
19	治水関係事業の推進	28
20	令和3年7月豪雨被害を踏まえた災害対策の推進	29
21	土砂等の適正処理の推進	30
22	原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化	32
23	子どもの安全・安心を確保する施策の充実	34

(2) 安心して暮らせる医療・福祉の充実

24	医師確保対策の推進	35
25	看護職員確保対策の推進	37
26	地域医療の確保	39
27	地域医療提供体制の整備に対する支援	42
28	がん対策の推進	44
29	難病対策の充実	46
30	移植医療対策の推進	48
31	災害時の透析医療体制の確保	49
32	健康寿命の延伸に向けた取組の充実	50

33	持続可能な国民健康保険制度の構築	52
34	晩年における医療・ケアに関する希望を叶えるための環境づくり	53
35	認知症とともに暮らす地域づくりの推進	54
36	介護保険制度の円滑な推進	56
37	障害者支援施策の充実	59
38	生活保護制度等の適正な運用	65

持続的な発展に向けた新たな挑戦

(3) デジタル社会の形成

39	AI、ICT人材の確保・育成	66
40	市町情報システムの標準化・共通化の推進	67

(4) 環境と経済が両立した社会の形成

41	脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	68
42	エネルギー政策の推進	69
43	プラスチックごみによる海洋汚染対策の推進	72
44	PCB廃棄物の早期処理の促進	73
45	一般廃棄物処理施設の整備促進	74
46	家電リサイクル対策の充実	75
47	東日本大震災の災害廃棄物の受入れ市への支援	76
48	海岸漂着物対策の推進	77
49	循環経済への転換に向けた取組の強化	78
50	富士川の水環境の保全に向けた取組の推進	80
51	広域化に係る水道基盤強化のための支援制度の充実	81
52	簡易水道事業等への支援制度の充実	83
53	環境影響評価制度における更なる住民意見の反映	84
54	林地開発と住民合意形成	85
55	南アルプス国立公園の適正な保護及び利用の推進	86
56	富士箱根伊豆国立公園における富士山の環境保全対策	88
57	鳥獣被害防止対策への支援	89
58	外来生物対策における技術的・財政的支援	91

未来を担う有徳の人づくり

(5) 子どもが健やかに学び育つ社会の形成

59	少子化対策の推進	93
----	----------	----

60	福祉医療費助成制度の創設及び国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止	96
61	難聴児支援の充実	97
62	高等学校等就学支援金制度等の充実	98
63	医療的ケア児等及びその保護者への支援の充実	99

(6) “才徳兼備”の人づくり

64	学級編制基準の見直しと公立学校教職員定数の改善及び弾力的活用の推進	100
65	夜間中学の設置に向けた支援の拡大	103
66	国際バカロレア認定に向けた取組の推進	105
67	飛び入学に係る各種要件等の緩和	106

(7) 誰もが活躍できる社会の実現

68	産業人材の確保施策の充実	107
69	外国人材活躍の推進	108
70	多文化共生の推進に係る施策の充実	110

豊かな暮らしの実現

(8) 富をつくる産業の展開

71	工業用水の安定供給のための施設更新の推進	112
72	工業用水道事業の健全経営の推進	114
73	再生可能エネルギー発電促進賦課金減免制度の改善	115
74	次世代産業の育成支援	116
75	CASEやカーボンニュートラルの実現に向けた自動車産業の変革への対応	117
76	カーボンニュートラルに寄与するCNF（セルロースナノファイバー）研究の充実と実用化の推進	119
77	マリンバイオテクノロジーを活用した産業の振興	120
78	農林水産物の輸出拡大のための支援の充実	122
79	中小企業・小規模企業の経営基盤強化	124
80	エネルギー、原油・原材料の価格高騰等への対策強化	125
81	農業の成長産業化施策の充実	127
82	茶・柑橘・野菜・花き・わさび等の新たな展開と施策の充実	128
83	基幹的農業水利施設の着実な更新整備と長寿命化対策	131
84	農地集積施策の充実	133
85	資源の循環利用による林業の成長産業化	134
86	国産材の一層の利用促進と販路拡大	135
87	水産業の成長産業化沿岸地域創出のための支援の実効性の確保	136
88	漁業現場の実態に即した資源評価・資源管理	138

89	漁業人材育成のための支援の充実	140
90	営業許可制度の見直しに対応する水産加工業者への支援	142

(9) 多彩なライフスタイルの提案

91	地域鉄道の耐震対策、安全対策等への支援	143
92	鉄道施設の利便性の確保	144
93	過疎対策事業の推進	145
94	移住・就業支援金の活用促進	146

(10) 地域の価値を高める交通ネットワークの充実

95	高規格幹線道路網等の整備推進と利活用	148
96	地方における道路整備の推進	149
97	社会資本の長寿命化の推進	150
98	港湾機能（物流・人流）強化に向けた支援	152
99	社会資本整備の推進	153

魅力の発信と交流の拡大

(11) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

100	大規模国際スポーツイベントのレガシー創出に向けた支援	155
101	富士山富士宮口五合目来訪者受入体制の充実	157
102	文化財の後世への確実な継承と活用	158

(12) 世界の人々との交流の拡大

103	JICAグローバル大学院の創設	159
104	国際交流基金「日本語パートナーズ」派遣事業の継続	160

地方創生の推進

105	地方創生の推進	161
106	多様な大都市制度の検討	162
107	地方分権改革の推進と地方財政制度の再構築	163

安全・安心な地域づくり

(1) 命を守る安全な地域づくり

(新たなリスクへの備えの強化)

1 国の具体計画に基づく大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援の拡充

[要望・提案先：内閣府・総務省・国土交通省・防衛省]

【要望・提案事項】

- 国の具体計画に基づく大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援の拡充[内閣府・国土交通省]
- 訓練等を通じた具体計画及び受援計画の実効性向上[内閣府・総務省]
- 航空自衛隊静浜基地が保有する燃料タンクに加え、国応援部隊用の燃料タンクの富士山静岡空港への増設など、航空自衛隊静浜基地と共に災害対応能力の冗長性の確保[内閣府・防衛省]
- 富士山静岡空港と直結する新幹線新駅の設置支援[内閣府・国土交通省]

1 現状・課題

- ・富士山静岡空港は、国の中央防災会議幹事会で「救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点」に位置付けされました。
- ・県では、広域受援計画を策定しておりますが、その実効性を向上させるためには、大規模な広域防災拠点である当該空港において、国と県等が連携した訓練等を通じて相互の連携を図る必要があります。
- ・県では、機能強化に向けた整備事業を実施しておりますが、より一層の機能向上のためには、財政面等での支援の拡充のみならず、航空自衛隊静浜基地が保有する燃料タンクに加え、国応援部隊用の燃料タンクの当該空港への増設など、航空自衛隊静浜基地と共に災害対応能力の冗長性を確保するため、国による整備が必要です。
- ・被災時等における支援部隊の輸送など、防災拠点としてのポテンシャルを高める当該空港と直結する新幹線新駅の設置については、国家プロジェクトとして推進する必要があります。

2 本県の取組

- ・県では、これまで、大規模な広域防災拠点としての機能強化に向け、3億円余の整備事業を実施してきました。

航空燃料タンク増設	航空燃料タンク1基(容量200k1)を増設し、既存の備蓄等を含めて、県内で災害応急対策に従事する航空機の燃料(280k1)を確保
応援部隊の受入基盤整備	砕石敷設・転圧を実施し、警察・消防・自衛隊等の応援部隊の活動拠点となる用地を整備(7ha)
空港現地運用班活動環境整備	空港ターミナルビル内等に防災行政無線(地上系、衛星系)及び衛星携帯電話用アンテナ、活動資機材保管倉庫を設置

【県担当課】危機政策課・危機対策課・建設政策課

2 災害時における広域応援体制の確立

[要望・提案先：内閣府・総務省]

【要望・提案事項】

- 国による被災地への応援の調整・指示の一元化を行うため、専門職員の応援を含む広域応援の実施に対応する専属組織の設置[内閣府・総務省]
- 広域的応援体制の実効性を高めるため、国による関係機関等との調整・連携などの実施[内閣府・総務省]
- 支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設[内閣府]
- 大規模災害時における福祉支援活動の充実に向けて、災害救助法において災害時の福祉支援を明確化[内閣府]
- 災害救助法における災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る支援対象経費の拡充 [内閣府]

1 現状・課題

- ・東日本大震災や熊本地震では、被災地以外からの応援が実施されましたが、国の各省庁、全国知事会、全国市長会・全国町村会が所管ごとに個別に応援を決定・指示したことから、効率的・効果的な応援の支障となった場合もありました。
- ・これらを踏まえて導入・整備された「応急対策職員派遣制度」は、平成30年7月豪雨で初めて運用されましたが、専門職員の応援は各省庁で行われるなど、一体的な支援の実施体制に課題があり、当該体制の実効性を高めるためには、被災地への応援の調整・指示を一元的に行う組織の設置や、応援職員の移動手段の確保など、国による関係機関等との調整・連携などが必要です。
- ・現行の法体系では、被災地方公共団体が応援に要した経費を負担する枠組みとなっているため、被災地方公共団体が応援の受入れをためらう要因となることが考えられます。
- ・災害救助法が適用される災害が発生した場合、避難所や福祉避難所において要配慮者を支援するための福祉的ニーズが多数発生するため、被災地での福祉人材の確保が必要です。このため、被災地支援を行うための福祉支援体制の構築が、多くの自治体で進められています。福祉人材の県外派遣についても、災害発生後の迅速な派遣を行うため、国による災害派遣福祉チームの制度化や全国的な派遣調整システムの構築などが必要です。
- ・また、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る旅費や人件費の一部が令和2年8月から災害救助法の対象となりましたが、それ以外にも設置・運営や資器材購入等の経費が掛かるため、これらの費用についても対象とすることが必要です。

2 本県の取組

- ・平成30年7月豪雨や令和元年房総半島台風においては、前述のシステム及び制度等と連携し、県内の市町と一体となって被災地に対する集中的な応援を行いました。

【県担当課】危機政策課・危機情報課・健康福祉部企画政策課・福祉長寿政策課

- ・また、この平成30年7月豪雨では、厚生労働省を通じて岡山県からの派遣要請を受け、静岡県災害派遣福祉チームを初めて派遣し、避難所・福祉避難所に対する支援を行いました。
- ・平成14年9月に大規模災害時の災害ボランティア本部・情報センターの初期活動費用として静岡県災害ボランティア活動ファンドを造成しました。また、令和3年9月に社会福祉法人静岡県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会との間で災害ボランティア本部の設置・運営等に関する協定を締結するなど、ボランティア体制の強化に努めています。

<平成30年7月豪雨の短期派遣の実績>

(1) 県及び県内市町職員の派遣

(単位：人)

所管部局	項目	派遣先	期間 (平成30年)	派遣人数		
				計	県	市町
危機管理部	情報収集要員の派遣	広島県呉市	7/9～7/12	2	2	—
	災害支援チームの派遣	広島県呉市	7/10～9/1	185	26	159
	災害マネジメント総括支援員等の派遣	広島県呉市	7/20～8/15	6	6	—
健康福祉部	保健師等の派遣	広島県呉市	7/12～8/12	28	20	8
経済産業部	農業土木技術職員の派遣	岡山県	7/29～8/11	4	4	—
くらし・環境部 交通基盤部	建築技術職員の派遣 (住宅応急修理業務)	愛媛県 宇和島市	9/17～10/1	4	4	—
合 計				229	62	167

(2) 災害派遣福祉チームの派遣

(単位：人)

所管部局	項目	派遣先	期間 (平成30年)	派遣人数		
				計	民間	社協
健康福祉部	災害派遣福祉チーム（静岡DCAT）の派遣	岡山県 倉敷市 真備町	7/23～8/6	12	10	2

※令和3年4月より「静岡DWA T」に名称を変更

<令和元年房総半島台風の短期派遣の実績>

(1) 県及び県内市町職員の派遣

所管部局	項目	派遣先	実施期間	派遣人数		
				県	市町	計
危機管理部	住家被害認定調査業務等	千葉県 南房総市	10/7 ～10/11	11	15	26

【県担当課】 危機政策課・危機情報課・健康福祉部企画政策課・福祉長寿政策課

3 被災者生活再建支援の推進

[要望・提案先：内閣府]

【要望・提案事項】

- 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費の災害救助費への対象化及び研修・訓練等への財政支援措置
- 被災者生活再建支援制度の支給対象の損害割合 20%台の半壊までの拡大や適用被災区域の不均衡の是正
- 被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害における所要の措置

1 現状・課題

- ・令和元年東日本台風や令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害においては、堤防の決壊による水流や土石流などにより多くの住宅で被害を受けました。罹災証明書の発行及びその根拠となる住家被害認定調査は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であることから、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とするとともに、担当する職員等の研修や訓練等に係る経費への財政支援等が必要です。
- ・被災者生活再建支援制度は、自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度ですが、支給対象を損害割合 20%台の半壊まで拡大することや、同じ災害で被災しても、被災世帯が一定数に達しない場合は、適用されない地域が存在するなどの不均衡の是正が必要です。
- ・南海トラフ地震のように当該基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国が全額を保証するなど所要の措置を講じることが必要です。

2 本県の取組

- ・市町に対し、住家被害認定調査研修を実施し、また実際に令和元年東日本台風等の被災地へ職員を派遣することで、住家被害認定調査のスキルアップを図っています。

研修対象	調査の全体指揮・計画・調整を担当する職員、調査のリーダー（現場からの質問対応含む）を担当する職員 等
人数	150名程度（R4年度予定）
研修日数	基礎（座学）、応用（模型・CGを用いた実習）、実地（模擬住家を用いた実習）

- ・被災者生活再建支援制度の対象外となった世帯に対し、本県独自の制度による支援を実施しています。

支援制度(県単制度)	適用又は対象	内容
被災者自立生活再建支援事業費助成【横出し】	「法の適用を受けない小規模災害」で国支援制度と同程度の被害を受けた世帯	国制度と同じ 費用負担：県（10/10）
被災者住宅再建支援事業費助成【上乘せ】	旧国制度の収入要件等を満たす半壊世帯	住宅の建設・購入・補修費 限度額 50万円 費用負担：県(1/2)、市町(1/2)

【県担当課】 危機政策課

4 避難所運営体制の充実・強化の推進

[要望・提案先：内閣府・総務省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 国における避難所に係る統一的な防災研修の実施や、地方公共団体による自主防災組織等への意識啓発及び人材育成に係る財政上の支援措置
[内閣府・総務省]
- 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に係る制度上の整備
[内閣府・厚生労働省]
- 外国人に対応するため、各種緊急防災情報の「やさしい日本語」等による記載統一、避難所における多言語対応や多文化への配慮等への支援措置[内閣府]

1 現状・課題

- ・平成 25 年 3 月に内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」では、本県で最大 120 万人の避難者が発生すると推計されております。
- ・大規模な災害が発生した場合、避難所の運営については、行政も一定の関与をしつつ、自主防災組織や避難所利用者が主体的に行うことができるよう、国において、全国各地の災害で得られた教訓をもとに避難所に係る統一的な防災研修の実施や、地方公共団体が実施する人材育成等に係る財政支援が必要です。
- ・高齢者、障害者、乳幼児等を受け入れる福祉避難所の開設・運営に当たっては、要配慮者に対応する資機材等の備蓄不足などの課題があることから、福祉避難所の質・量ともに十分に確保していく必要があります。
- ・外国人に対応するため、各種緊急防災情報の「やさしい日本語」等による記載統一、避難所における翻訳機器の整備等による通訳の確保、食や宗教など多様な文化への配慮等が必要です。

2 本県の取組

- ・少子高齢化が進行する中で、地域防災力の維持・向上を図るためには、次代の担い手となる子ども達への防災啓発が重要であることから、教育委員会と連携して、県内の中学生を対象に「ふじのくにジュニア防災士」養成講座を実施しています。
- ・「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」（平成 30 年 5 月改訂）を活用し、各市町の実情に応じた体制やマニュアルの整備を働きかけています。
- ・外国人住民のための様々な防災対策を実施しています。あわせて、災害時に外国人住民も共助の担い手となれるよう、人材育成等も実施しています。

【県担当課】危機情報課・健康福祉部企画政策課

5 消防救急の広域化及び連携・協力の推進等による 消防力の充実・強化

[要望・提案先：総務省]

【要望・提案事項】

- 消防救急の広域化への移行及び広域化後の円滑な運営、消防の連携・協力の推進のための財政支援拡充
- 消防本部が行う消防救急デジタル無線施設の維持管理についての財政支援拡充
- 消防団員の活動環境の整備や確保のための取組への財政支援
- 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に則した安定的な消防防災ヘリコプターの運航を維持するために必要な「操縦士の養成体制」の構築

1 現状・課題

- ・南海トラフ地震だけでなく、近年増加している大規模火災や台風による土砂災害などにおいて、迅速かつ適切に消火・救出救助活動を実施するためには、消防救急の広域化及び連携・協力の推進が必要です。
- ・国において、特別交付税措置などの財政支援措置がなされていますが、指令センターや消防車両等の維持管理・更新経費の補助対象化など市町の状況等に応じた財政支援の更なる拡充が必要です。
- ・電波法に基づき、本県は、平成28年3月までに全消防本部が無線施設の整備を完了しましたが、消防救急デジタル無線施設は、従来のアナログ方式に比べ維持管理費用が非常に高額となることから、国の財政支援の拡充が必要です。
- ・地域防災の要である消防団は、若年層の新規入団者の減少や被雇用者割合の増加に伴う消防団活動への影響などが課題となっているため、大規模災害時に限定して出動する大規模災害団員制度の導入、女性団員や学生団員の確保対策、消防団活動に協力する事業所への減税措置など、消防団員の活動環境の整備や確保のための取組に対する財政支援が必要です。
- ・令和元年9月に勧告された「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」を踏まえ、本県では2人操縦士体制を導入したところですが、今後も操縦士を継続的に確保し、基準に則した安定的な運航を維持していくためには、消防防災ヘリコプターの操縦士を養成する体制の構築が必要です。

【県担当課】 消防保安課

2 本県の取組

- ・消防団員の確保と活動の充実を図るため、団活動に協力している事業所等の事業税を軽減する県税の特例制度（消防団応援条例）を推進しています。

＜消防団応援条例の適用状況＞（平成24～令和3年度までの控除件数・減税額の合計）

年度	個人		法人		計	
	控除件数	減税額	控除件数	減税額	控除件数	減税額
H24～R3	261	37,531 千円	958	459,973 千円	1,219	497,504 千円

- ・また、消防団の活動環境を改善するため、従業員の団活動への積極的配慮を行っていること等を認定要件とした消防団協力事業所表示制度を推進しています。

＜消防団協力事業所表示制度（市町認定）による認定事業所数（過去5年間分）＞

年度	H29	H30	R1	R2	R3
認定事業所数（延べ認定数）	714	808	841	882	936
前年比（%）	130.1	113.2	104.1	104.9	106.1
所属団員数（延べ人数）	1,635	1,919	1,956	1,979	1,879

- ・消防防災ヘリコプターの安全対策の充実を図るため、令和2年4月から2人操縦士体制を本格導入し、また、令和4年度はシミュレーターによる緊急操作訓練を実施し、消防防災ヘリコプターの安全運航に努めています。

6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 新たな抗インフルエンザ薬の備蓄については、国が一括購入し、都道府県に配布すること
- 都道府県が購入する場合には全額国費により財政措置すること

1 現状・課題

- ・平成 17 年 11 月に国が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」により、国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬タミフルの備蓄を開始しました。また、平成 21 年 2 月には、新型インフルエンザウイルスがタミフルに対する耐性を獲得している可能性があるため、同計画の改定により、リレンザの備蓄も開始しました。
- ・本県では、タミフルの備蓄を平成 18 年度から開始し、計画の最終年度の平成 23 年度には 131.9 千人分を備蓄し、国の示した備蓄目標を達成しました。また、リレンザは、平成 21 年度中に、国の備蓄目標量の 39.4 千人分の備蓄を済ませました。
- ・平成 25 年 3 月、国の備蓄方針が変更されたことに伴い、国の備蓄目標量が減少し、各都道府県の備蓄目標量が増加するとともに、リレンザの備蓄割合が増加しました。そのため、本県では平成 25、26 年度に新たにリレンザを計 117.5 千人分備蓄しました。
- ・抗インフルエンザウイルス薬には有効期限があり、今後も継続的に備蓄薬の廃棄や廃棄分の補充が生じることから、都道府県の財政状況により格差が生じないよう、国の一括購入や、全額国費による財源措置が必要です。

2 本県の取組

- ・国が新たな指針を示し、流通在庫分を考慮し備蓄量を見直すとともに、タミフルドライシロップ、ラピアクタ、イナビル等、新たに備蓄薬に追加されたものについて対応を行っています。

静岡県の備蓄実績

(単位：千円, 千人分)

購入年度	タミフルカプセル		タミフルドライシロップ		ラピアクタ		イナビル		合計	
	備蓄量	購入額	備蓄量	購入額	備蓄量	購入額	備蓄量	購入額	備蓄量	購入金額
R 1	-	-	-	-	-	-	75.7	131,067	75.7	131,067
R 2	6.9	12,395	-	-	-	-	50.0	86,570	56.9	98,965
R 3	131.9	245,638			25.7	56,888	8.5	14,717	166.1	317,243

【県担当課】感染症対策課

7 肝炎治療特別促進事業の円滑な実施

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 肝炎対策の充実を図るため、肝炎ウイルス検査を実施する企業等への国庫補助制度の創設
- 肝炎治療特別促進事業の法制化と政令市を含めた実施主体の見直し
- 肝炎治療に有効と認められる新たな治療法等、対象医療の拡大
- 感染被害者への救済制度の更なる周知や公平な補償、救済の促進

1 現状・課題

- ・40代を中心とする現役世代の治療率が低く、職域を中心とした肝炎対策の取組が必要となっています。
- ・肝炎対策を充実していくためには、現在国要領に基づき実施している肝炎治療特別促進事業を難病同様、法に基づく事業に位置付けるとともに、国、県、政令市、市町の役割を明確にする必要があります。
- ・肝炎治療に有効と認められる新たな治療法や、患者団体等から要望がある、肝炎の鎮静化や発がんの抑止を目的としたインターフェロン少量長期投与療法や、肝機能を改善し、肝炎の鎮静化を目指す肝庇護療法等が対象医療となっておりません。
- ・過去の集団予防接種の注射器使い回し（請求期限：令和9年3月31日）や、肝炎ウイルスが混入した血液凝固因子製剤等の投与による薬害肝炎の感染者（請求期限：令和5年1月16日）の救済については、因果関係の証明が困難等の理由により、提訴できない感染者や制度を知らない対象者も多いです。

2 本県の取組

- ・平成24年3月に策定した「静岡県肝炎対策推進計画」に基づき、肝疾患死亡率を低減するため、インターフェロン治療等を必要とする肝炎患者の経済的負担を軽減するとともに、相談・検査から治療まで総合的な肝炎対策を推進しています。

肝炎治療に対する医療費助成実績（令和3年度は、8月末時点）（単位：千円）

区分	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
受給者証交付件数	2,936	2,549	2,601	2,733	2,517
助成件数	14,676	10,684	9,454	8,283	7,980
助成金額	283,600	225,766	178,425	151,015	137,985

【県担当課】感染症対策課

8 定期予防接種の見直し

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- おたふくかぜワクチンの、定期予防接種への速やかな位置付け
- 麻しん蔓延防止のため、十分な定期接種の機会がなかった年齢層に対する麻しんの定期予防接種の速やかな実施
- 自治体が費用を負担する任意予防接種事業等に対する国による財政措置
- MRや日本脳炎をはじめとする予防接種ワクチンの安定的な供給を実現するためのワクチン生産体制の整備
- ワクチン不足時に優先的に接種すべき者の迅速な決定と通知
- HPVワクチン接種後に副反応が生じた患者に対する健康被害救済制度の迅速な支給認定審査と補償内容の充実
- 骨髄移植等、造血幹細胞移植を受けた小児・AYA世代のがん患者へのワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種への位置付け

1 現状・課題

- ・国は、平成25年度から市町村の実施する定期接種費用の9割を地方交付税措置するとともに、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、高齢者用肺炎球菌を順次定期接種化し、平成25年4月から子宮頸がん予防ワクチン接種が、平成28年10月からはB型肝炎ワクチン接種が、令和2年10月からはロタウイルスワクチン接種が定期接種化されました。
- ・また、平成25年には風しんが全国的に流行し、妊娠中の女性が罹患すると出生児に難聴・白内障等の障害が生じる先天性風しん症候群の発生が危惧され、各自治体が、ワクチン接種を実施しました。
- ・平成27年にはワクチン製造メーカーである「化学及び血清療法研究所」において不正製造問題が発生し、一時的にインフルエンザワクチン、A型肝炎ワクチン（シェア100%）、B型肝炎ワクチン（シェア80%）等に不足が生じ、シェアの高いワクチンの接種ができなくなる状況が生じました。

【県担当課】 感染症対策課

- ・平成 27 年には世界保健機構（WHO）から麻しん排除認定を受けましたが、平成 28 年 8 月末から関西国際空港職員の発症や幕張メッセで開催されたコンサートへの麻しん患者の来場などにより、全国的に麻しん患者が増加するとともに、ワクチン接種希望者が増加し、定期接種用のMRワクチンが不足する事態となりました。
- ・平成 28 年度から北海道が日本脳炎ワクチン定期接種の対象地域となるとともに、日本小児科学会が日本脳炎罹患リスクの高い者に対する生後 6 ヶ月からの日本脳炎ワクチン接種の推奨を行ったことにより、定期接種用の日本脳炎ワクチンが不足する事態となりました。
- ・小児・AYA世代の若年がん患者が、がん治療として骨髄移植等を伴う化学療法を受けた場合、その影響で接種済みのワクチンによる抗体が失われ、予防接種の打ち直しが必要になることがあります。再接種の費用は全額自己負担となっています。
- ・広く接種を促進していくことが望ましいとされたおたふくかぜについても速やかに予防接種法における定期接種に位置付ける必要があります。
- ・予防接種は、対象者が等しく接種できるような制度とすべきですが、地方自治体の財政状況が大変厳しい中、予防接種費用が市町村財政を圧迫するとともに、財政力の違いにより、接種者の費用負担に大きな地域差を生じる恐れがあります。
- ・予防接種ワクチンは通常の定期接種必要量を安定的に、かつ、対象疾病が流行した際には、任意接種分を含めた需要量に柔軟に対応できる供給体制が必要となります。
- ・HPVワクチン接種後の副反応については、因果関係の解明を行い、接種後に副反応が生じた患者に支援を行う必要があります。
- ・小児がん治療における予防接種の打ち直しについては、一部の地方自治体において、独自の制度による再接種費用の助成を実施していますが、長期にわたり治療を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保と同様に、全国で統一した特例措置を創設する必要があります。

2 本県の取組

- ・予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するために予防接種を実施し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図っています。

9 国立療養所の将来構想の提示

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- ハンセン病療養所入所者の名誉の回復や偏見・差別の根絶に向けた取組の強化
- ハンセン病療養所入所者の医療と福祉の確保
- 国立駿河療養所の既存施設・機能を活用した将来構想の提示と実現
- 国立のハンセン病療養所に対する長期ビジョンの策定とその実現に向けた取組

1 現状・課題

- ・全国のハンセン病療養所に入所されている方は全国で1,004人、平均年齢87.0歳と、急速に高齢化が進行するとともに、入所者数も減少を続けています。
- ・また、国立駿河療養所の所在地である御殿場市が中心となって設置した「国立駿河療養所将来構想検討委員会」が平成21年度に、国に対して国立駿河療養所の将来について、人権啓発や地域との交流施設、または、福祉施設としての活用などを提言しています。
- ・平成27年10月からは療養所の外来・入院部門を医療施設として一般に開放し、地域住民が利用しています。
- ・誤った政策が長く続いたことで生まれた偏見と差別は、今も回復者だけでなく、その家族をも苦しめています。
- ・療養所の入所者からは、入所者の減少に伴い療養所の職員定数が削減され十分な医療・介護が受けられなくなるのではないかと、また、生活の場である療養所が将来どのように存続していくのか、不安の声が上がっています。
- ・平成28年7月には、御殿場市が参加している「全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会」において、「入所者及び自治会の意向を尊重した療養所の将来構想策定と速やかな実現」を国会及び国に対して要望しています。

2 本県の取組

- ・ハンセン病療養所入所者里帰り等事業や、ハンセン病療養所等入所者家族生活支援などを通じ、本県出身入所者の福利厚生を高めています。

【県担当課】感染症対策課

10 家畜伝染病防疫体制の強化

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 家畜伝染病に係る輸入検疫等の水際対策の強化
- 十分な免疫付与が可能な豚熱ワクチン接種指針の策定
- 野生動物における豚熱等のまん延防止対策の確立と十分な予算確保
- 殺処分鶏を緊急的に市町の施設で焼却処理できる体制の確保
- 「消費・安全対策交付金」の十分な予算確保

1 現状・課題

- ・ 近隣諸国ではアフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が継続的に発生しており、国内侵入の危険は常に高い状況にあることから、国は、全国の国際空海港で輸入検疫、靴底消毒、検疫探知犬の活動等の水際対策を実施しています。
- ・ 平成30年に国内で発生した豚熱は、海外から不正に持ち込まれた畜産物によってウイルスが侵入した可能性が高いと考えられています。また、アフリカ豚熱発生国からの旅客携帯品の豚肉製品等からアフリカ豚熱ウイルスや遺伝子が確認されており、水際対策のさらなる強化が必要です。
- ・ 豚熱は、養豚農場での発生が継続し、野生イノシシでも豚熱ウイルスの感染が広がりました。本県では、令和元年10月に野生イノシシの陽性が確認され、県内の感染地域は拡大しています。
- ・ 飼養豚への豚熱ワクチン接種は、令和元年11月から開始しましたが、ワクチン接種を受けた母豚の子豚では、抗体陽性率が低くなっています。豚熱の発生リスクを低減させるため、十分な免疫が付与される接種指針を国が策定することが必要です。
- ・ 野生イノシシから飼養豚への豚熱等の感染リスクを低減させるため、野生イノシシの捕獲を強化し、生息密度を低下させる必要があります。加えて、豚熱経口ワクチンの効率的かつ効果的な散布方法を確立する必要があります。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生時には、まん延防止のため迅速な防疫措置が必要ですが、一般廃棄物処理施設(焼却施設)を緊急的に利用できる法制度がありません。そのため、市町の協力が得られない場合、一般廃棄物焼却場を使用できません。

【県担当課】 畜産振興課

- ・ 家畜衛生対策の推進に当たり「消費・安全対策交付金」の十分な予算確保が必要です。

2 本県の取組

- ・ 平成 31 年 2 月、愛知県内での豚熱発生以後、県外からの豚熱の侵入を防止するため、消毒ポイントを設置して畜産関係車両の消毒を行っています。
- ・ 養豚農場への豚熱侵入防止のため、出入口の消毒等、県内全ての農場に対し消毒方法の指導を行っています。
- ・ 養豚農場への野生イノシシ等の侵入防止を強化するため、農場周囲の柵や、動力噴霧器の設置助成を行いました。
- ・ 令和元年 11 月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始し、半年ごとの免疫付与状況確認検査を継続していますが、子豚の抗体陽性率は低い傾向であり、接種日齢の調整やより詳細な検査を実施しています。
- ・ 野生イノシシから飼養豚への豚熱感染を防止するため、野生イノシシの捕獲強化及び検査、野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布を行っています。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生に備え、養鶏場に対する飼養衛生管理基準の指導及び資材の備蓄を行っています。また、毎年、防疫作業の協定締結団体と意見交換会及び防疫演習を行い、平成 30 年度には一般廃棄物処理場にて演習を実施しています。
- ・ 消費・安全対策交付金を活用し、家畜伝染病の監視体制の強化、防疫演習の実施、牛海綿状脳症検査等、県における家畜防疫体制の強化及び家畜衛生対策の推進を図っています。

11 美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画 (静岡県国土強靱化地域計画)による国土強靱化の推進

[要望・提案先：内閣官房・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 基本計画等に基づく、道路・河川・港湾・砂防・治山・海岸事業等の防災・減災対策の重点的、計画的な実施など、強靱な国土づくりに向けた取組を円滑に進めるための財政支援等の措置[内閣官房・農林水産省・国土交通省]
- 国家的見地から興津地区の防災・減災対策の実施[農林水産省・国土交通省]
- 無電柱化事業や支障木の予防伐採の推進及び非常用電源の確保など災害に強い電力供給体制の構築[経済産業省・国土交通省]
- 基幹的交通ネットワークの機能確保、代替性確保及び輸送モード相互の連携を推進[国土交通省]

1 現状・課題

- ・国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定しました。
 - ・その後、近年の災害を踏まえ、平成30年12月に当該計画の見直し及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業が推進されてきました。
 - ・令和2年12月には、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震等への対策として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が内閣府から示され、令和3年度から令和7年度までの5年間でおおむね15兆円程度の予算措置が講じられることとなりました。
 - ・本県は、平成27年4月、静岡県国土強靱化地域計画として、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画」を策定し、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を進めてきました。令和2年3月には、近年の自然災害の教訓等を踏まえた計画の改定を行いました。地震・津波対策に加え、大型化する台風や激しさを増す豪雨による水害や土砂災害等について、これまで以上の対策を行うことが必要です。
 - ・静岡市清水区興津地区は、国土の大動脈となる国道1号、東海道本線といった東西の重要交通網が集中しており、大規模災害時に途絶すれば復旧復興に大きな支障となるばかりでなく、国の社会経済にも悪影響が懸念されることから、国家的見地から早期に防災・減災対策が必要です。
 - ・平成30年9月の台風24号では、県内で71万戸を超える停電が生じ、信号機の消灯や断水、携帯電話の通信障害などの被害が発生し、完全復旧までに6日間もの時
- 【県担当課】危機政策課・建設政策課

間を要しました。災害に強い電力供給体制の構築を図るため、電気事業者等に対し適切な指導を行うとともに、無電柱化の推進や非常用電源の確保などの支援策の充実が必要です。

- ・本県は、市町等が行う予防伐採に要する経費に対して交付金等による財政支援を行っていますが、予防伐採の更なる推進のため、地方公共団体が行う予防伐採に対する国による財政支援を拡充するとともに、電力事業者等に対しても、国による働きかけが必要です。
- ・大規模災害時に基幹的交通インフラが機能停止し復旧までに相当な期間を要する事態が予想されるため、救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担う「命の道」となる高規格幹線道路の未整備区間の整備推進、緊急輸送路等の整備・耐震対策及びその周辺対策（治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進するとともに、陸・海・空の輸送モードで結ぶため、耐震強化岸壁の機能向上や富士山静岡空港と直結する新幹線新駅の実現を図る必要があります。

2 本県の取組

- ・平成 26 年の興津地区における斜面崩壊以降、施設管理者（JR 東海、静岡国道事務所）や受益者（JR 貨物、県、市）等の関係者による調整会議を設けて、国土強靱化の観点から興津地区の防災機能強化について、検討を進めています。
- ・当該崩壊による影響額は、県民の往来や全国的な物流の停止により約 230 億円にのぼることが明らかになり、当地区の交通の要衝としての重要性や防災事業の必要性を確認しました。
- ・平成 30 年 7 月に、J R 東海が実施した危険度を評価するための調査において、沢地形箇所では不安定化の可能性があり、更なる調査が必要との結果が示されました。

【検討対象区間】



【県担当課】 危機政策課・建設政策課

- ・支障木の予防伐採を促進するため、県・市町・電線類管理事業者（電力事業者・NTT等）を構成員とする「予防伐採のための推進連絡会」を設置し、先進事例・財政支援制度の紹介や、伐採エリアに関する協議等を行うとともに、「地震・津波対策等減災交付金」などにより、市町等の取組を財政面でも支援しています。

【予防伐採のための推進連絡会】※各地域局単位で設置

構成員	県、市町、電線類管理者（電力事業者、NTT等）
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の紹介 ・電力事業者から停電発生履歴や影響範囲を踏まえた予防伐採対象エリアの提示 ・市町の予防伐採実施希望、予定箇所 ・財政支援制度の説明 等

【財政支援事業】

区 分	事業種別	実施主体
市町の取組支援	地震・津波対策等減災交付金（県 1 / 2）	市町
森林整備を通じた解消	特定森林再生事業（国 5 / 10～ 4 / 10）	市町等
	森林環境譲与税（国）	市町
	森の力再生事業（県 10 / 10 以内）	森林組合等

12 “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組 (災害に強い地域づくりの推進)

[要望・提案先：内閣府・総務省・農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 平成 25 年 2 月に総合特区に指定された「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」の規制の特例適用等への支援[内閣府]
- 防災対策に資する適切な土地利用を促進するための支援
[農林水産省・国土交通省]
- 地域間の相互交流・連携に資する交通ネットワーク、情報通信基盤等の社会資本整備の推進[総務省・国土交通省]

1 現状・課題

- ・内閣府が発表した南海トラフの巨大地震による静岡県内の被害想定では、人的被害は全国の 1/3 の 11 万人、建物等の全壊は 1/4 の 32 万棟に及びます。日本の大幹線である東海道は分断され、日本経済に壊滅的打撃を与えることから、防災・減災の地域づくりに取り組むことは、待ったなしの喫緊の課題であり国家的使命です。
- ・平成 24 年 4 月に開通した新東名高速道路は、本県の内陸・高台部に位置する、津波の心配がない「命の道」であり、その周辺は人々の居住空間や企業の進出空間として大きな可能性を持ち、日本の有力なフロンティアになります。
- ・沿岸・都市部は津波避難施設の設置等により災害に強い都市機能の充実を、内陸・高台部は産業の集積や移住・定住の促進など自然と調和する新しい地域づくりを図るとともに、地域間における人・モノ・情報の双方向の流れである対流を促進し、活力ある圏域を形成していくことが重要です。
- ・また、災害に強い魅力ある地域づくりにスピード感を持って取り組むためには、規制の緩和をはじめ、税制・財政等の支援が必要です。

2 本県の取組

- ・本県は、有事に備えた防災・減災対策の強化と平時の地域成長モデル実現の両立を目指し、これまでにない新しい地域づくり“「内陸のフロンティア」を拓く取組”を推進することとしました。その加速化のため、平成 24 年 9 月に総合特区申請を行い、平成 25 年 2 月に地域活性化総合特区に指定されるとともに、平成 26 年度に本県独自の「フロンティア推進区域制度」を創設しました。

【県担当課】 総合政策課

- ・平成30年4月より、本取組を地方創生を牽引する広域的な取組へと進化させるため、名称を「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」に改め、第2期計画をスタートさせました。その中で、新たに「ふじのくにフロンティア推進エリア」を創設し、推進区域相互間にとどまらず、広く地域資源を活用して新たな「共生と対流」を促す取組の有機的な連携・補完により、より高い相乗効果を生み出す地域づくりを推進しました。
- ・令和3年度には、脱炭素社会の形成やSDGsの実現といった時代の変化に対応するため、第3期計画を策定しました。今後の取組として、「地域循環共生圏」の形成を目指し、地域資源や地域の魅力を最大限活用し環境と社会・経済が調和した持続可能な地域づくりを推進していきます。
- ・また、地域活性化総合特区の期間延長（令和5年3月31日まで）や、沿岸・都市部における利子補給制度の対象事業の拡充についても、内閣府から認定を得ました。

13 建築物の耐震対策の強化

[要望・提案先：文部科学省・厚生労働省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 住宅の耐震化に係る所得税控除制度の高齢者と別居する子どもへの対象拡大
[国土交通省]
- ホテル・旅館などの大規模建築物の耐震化に係る国の雇用調整助成金制度の
拡充[厚生労働省・国土交通省]
- 学校施設及び病院の耐震対策の強化[文部科学省・厚生労働省]

1 現状・課題

- ・住宅や建築物の倒壊被害から県民の生命・財産を守るため、耐震化を進める必要があります。
- ・住宅については、高齢者世帯住宅の耐震化の促進が急務ですが、高齢者世帯の多くが年金で生計を立てており、自宅の耐震化に踏み出すことは経済的に難しいことや、今後の居住年限から不必要と考えていることなどから、耐震化の推進が困難となっています。
- ・補助制度に加えて、住宅に係る耐震改修促進税制として所得税控除は制度化されておりますが、高齢の親と別居する子どもが、親のために資金調達し耐震補強を実施する場合には本税制が適用されません。耐震化を更に促進するため、別居する子どもに対しても、所得税控除の拡充が必要です。
- ・多数の者が利用するホテル・旅館など大規模な建築物については、耐震改修促進法の改正により、耐震診断の実施、結果報告が義務付けられ、平成29年にその結果を公表したところですが、耐震化にあたっては、多額の工事費用に加え、営業を一旦停止しながらも、従業員の雇用を確保するために休業手当の負担も生じます。事業者の負担を軽減するため、国の雇用調整助成金の適用については、耐震化工事期間中の従業員への休業手当も対象とするなど制度の拡充が必要です。
- ・児童生徒の学習の場・生活の場であり、地震等災害時の避難所としての役割も果たす学校施設や、中等症患者の処置や重症者の処置を担う救護病院の耐震性の確保も重要ですが、多額の費用が掛かるため、国による財政支援が必要です。

2 本県の取組

- ・耐震診断や耐震補強を実施する県民へのプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業による助成や、所有者に対する個別訪問などでの補助制度や耐震化の必要性の周知により、住宅・建築物の耐震化を促進しています。

【県担当課】危機政策課・建築安全推進課

14 南海トラフ地震における新たな防災対応のあり方

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化
[内閣府・文部科学省・国土交通省]
- 要配慮者等に適した事前避難先の環境整備に係る財政上の支援措置
[内閣府・厚生労働省・国土交通省]

1 現状・課題

- ・確度の高い地震予測は困難であることから、地震対応は、突発的な地震の発生を前提として、日頃から万全の備えをすることが原則です。
- ・一方で、巨大地震の発生につながる何らかの異常現象が観測された場合には、南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」）を活用して被害の軽減につなげることが重要です。
- ・そのため、南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化を図る必要があります。
- ・国は、令和元年5月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下、「基本計画」）を修正し、臨時情報が発表された場合の災害応急対策を位置づけました。
- ・地方公共団体は、基本計画を踏まえて、1週間の事前避難等、具体的な防災対応を検討することになりますが、要配慮者等が1週間事前避難できる避難所が不足していることが課題となっています。
- ・そのため、既存の避難所の個室化やバリアフリー化等、要配慮者等に適した事前避難先の環境整備に要する費用への財政措置が必要です。

2 本県の取組

- ・県は、国が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を基に、本県の地域特性やこれまで実施してきた地震・津波対策への取組、住民・関係者等の意見等を踏まえた県版のガイドラインを令和2年2月に策定しました。
- ・県内市町は、国や県のガイドラインを参考に、新たな防災対応の検討を令和2年度末までに概ね完了しました。
- ・今後は事前避難対象者の避難先確保等について検討を進めるとともに、県だけでは解決することができない課題等については、今後も国と連携しながら検討を進めることとしています。

<主な取組事項>

- (1) 事前避難に関する啓発、市町に対する訓練や避難計画見直し等の支援
- (2) 要配慮者（学校、高齢者、障害者等）及び関係団体等との意見交換
- (3) 国や隣県との情報共有、意見交換

【県担当課】危機政策課

15 南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた地震・津波対策の推進

[要望・提案先：内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 南海トラフ地震に対応した津波対策施設の整備を重点的に進めるための財政支援などの措置[内閣府・農林水産省・国土交通省]
- 高齢者等が利用する社会福祉施設や医療施設の高台移転等、津波対策に係る財政支援等の措置[内閣府・厚生労働省]
- 津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定を要件とする、指定避難施設や要配慮者利用施設等の整備に係る財政支援制度の創設
[内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省]
- 粘り強い構造の海岸堤防や砂丘等の自然・地域インフラの減災効果の評価基準策定と津波浸水想定への反映[国土交通省]
- 南海トラフ地震からの早期復興に資する地籍調査の推進のための制度拡充
[国土交通省]

1 現状・課題

- ・ 本県が平成 25 年 6 月に実施した第 4 次地震被害想定において、南海トラフ地震での死者数は、最大約 10 万 5 千人となりました。
- ・ これまでに、人命を守ることを最優先に、津波避難施設の整備や防災訓練などのソフト対策を中心に実施していますが、想定される犠牲者を減少させるためには、防潮堤の嵩上げや水門の設置・改良等、海岸や河川、港湾等のハード対策の推進が不可欠であり、津波対策施設の整備を重点的に進める必要があります。
- ・ 社会福祉施設等を利用する高齢者等は、自力での避難が困難であり、また、医療施設は、災害時においても確実に機能が発揮される必要があるため、社会福祉施設等の高台等への移転を含めた津波対策を進めていく必要があります。
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、本県では津波災害警戒区域等の指定を進めており、平成 30 年 3 月に全国初となる津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を伊豆市において行いました。今後も多くの市町村において区域指定を進めるためには、指定区域内における指定避難施設や要配慮者利用施設の整備費助成など新たな支援制度の創設が必要です。
- ・ 粘り強い構造の海岸堤防や砂丘等の自然・地域インフラは、浸水被害の軽減効果や

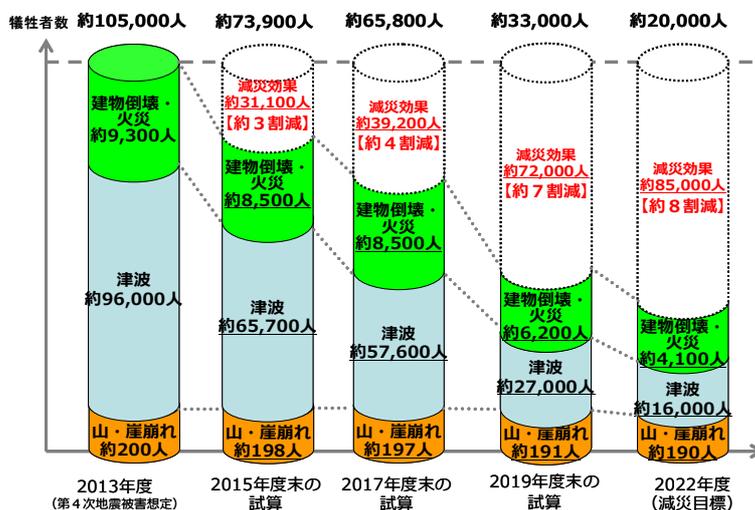
【県担当課】危機政策課・建設政策課・農地計画課

避難のリードタイムが長くなるなどの効果が期待されており、これらの減災効果を適切に評価し、事業評価や避難体制の整備等に反映させる必要があります。

- ・速やかな復旧復興に不可欠な地籍調査を迅速かつ重点的に実施するためには、国庫補助の優遇に加え、公共事業等の測量成果を活用する制度に係る指定手続きの簡素化や調査事業の地域要件の拡充が必要です。さらに、津波浸水想定区域における国の効率的な手法導入推進基本調査の採択要件の緩和と補助制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・想定される犠牲者を 2022 年度までの 10 年間で 8 割減少させるという減災目標を掲げた「地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定し、「森の防潮堤づくり」や人工盛土による津波避難マウンド「命山」など、自然との共生や環境との調和に配慮したハード対策を推進するとともに、住民の防災意識の向上、ハザードマップの周知、実践的な防災訓練などのソフト対策を実施しています。
- ・これらの取組により、2019 年度末時点での試算によると、想定される犠牲者数 105,000 人に対し、約 7 割となる約 72,000 人の減災効果が見込まれています。



16 富士川河口断層帯等の地震対策の確立

[要望・提案先：内閣府・文部科学省]

【要望・提案事項】

- 活断層のより明確な位置についての調査の実施[内閣府・文部科学省]
- 活断層の将来の活動に対する対策方針の確立[内閣府]

1 現状・課題

- ・ 平成 27 年 4 月の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価では、富士川河口断層帯と塩沢断層帯は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになると評価されています。富士川河口断層帯は、地震調査研究推進本部が実施する活断層の重点的調査観測の対象に選定され、平成 29 年度から 3 ヶ年で調査が行われましたが、塩沢断層帯は、活断層の位置や活動履歴等が不明であることから、これらを明確にするための調査が必要です。
- ・ 本県では、南海トラフ地震対策として、建築物や構造物の耐震化を進めていますが、断層上では地震発生時には大きな段差が生じ、建築物や構造物に大きな被害を受ける可能性があります。避難所となる学校施設や警察・消防施設など防災上重要な施設に被害があった場合は、災害応急活動に支障をきたす恐れがあることから、活断層のより明確な位置についての調査と、それを踏まえた施設の移転や代替施設の確保が必要です。
- ・ アメリカ・カリフォルニア州では、法律で断層直上における新築及び大規模増築を制限しているほか、徳島県では「特定活断層調査区域」を設定し、「活断層に関する土地利用の適正化」を盛り込んだ条例を制定しており、位置が特定できる活断層については、法整備を検討するなど、活断層の将来の活動に対する対策方針を確立する必要があります。

2 本県の取組

- ・ 平成 29 年から活断層自治体連携会議へ参加し、活断層による直下型地震対策の課題を共有する東海地域の自治体と連携して情報共有を図りました。
- ・ 地震調査研究推進本部が実施する重点的な調査観測の調査受託者である東京大学地震研究所のグループが平成 30 年度に設置した富士川河口断層帯地域研究会へ参加し、国や地方公共団体の関係機関、ライフライン事業者などと情報共有、意見交換を行っていました。

【県担当課】 危機情報課

17 港湾地震・津波・高潮対策事業の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 切迫する大規模地震・津波被害、大型化する台風による高潮被害に対して、国土強靱化を推進するための大幅な予算の増額
- 耐津波性能を確保する防波堤の整備推進
- 清水港内の無堤区間における津波対策施設の整備推進
- 緊急物資対応岸壁の耐震改良の整備推進
- 港の被害軽減と防災強化を目的とした効果的な津波、高潮、高波対策の検討

1 現状・課題

- ・東日本大震災における甚大な地震・津波被害や近年の大型台風による高潮被害を踏まえ、耐地震・耐津波性能を有する防波堤の整備（粘り強い構造化）や埠頭内に保管されたコンテナや木材、自動車などの貨物の流出防止対策が求められています。
- ・「静岡県第4次地震被害想定」では、レベル1津波に対して必要となる防護施設延長は約62kmに及びます。特に清水港では、人々が集まるJR清水駅周辺の江尻地区から大型商業施設や賑わいの広場がある日の出地区にかけて無堤区間であることから、早急な施設整備が不可欠です。
- ・県内に6港ある防災拠点港湾の緊急物資対応の岸壁において、設計基準改定に伴う地震動の見直しにより耐震性不足が判明したことから、早急な耐震改良が必要です。
- ・港湾の津波・高潮・高波被害の軽減に資する効果的な対策の検討及び早期の対策実施が必要です。

2 本県の取組

- ・静岡県では、大規模地震・津波に対して、「静岡県みなと機能継続計画」を策定し、被害の軽減と被災後の港湾機能の早期復旧に向けた対策を進めています。
- ・レベル1津波の対策が必要な防護施設延長約62kmのうち、令和3年度末時点で約24kmの整備が完了しており、引き続き施設整備を進めています。
- ・防災拠点港湾6港に19の緊急物資対応の岸壁があり、この内、見直し後の地震動に対して7岸壁の耐震化が完了しています。

【県担当課】 港湾企画課・港湾整備課

18 富士山火山防災対策の強化

[要望・提案先：内閣府・総務省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火警戒レベルの引上げ等に結び付けられる観測体制の強化、新たな観測手法の研究及び観測情報の共有化
[内閣府・国土交通省]
- 噴火警戒レベル等の国からの火山情報の迅速かつ効果的な伝達方法の確立、外国人登山者への的確な情報伝達のための火山情報の多言語化や伝達手段の整備
[内閣府・総務省・国土交通省]
- 活動火山対策特別措置法によって義務付けられた火山防災マップの作成、避難確保計画の作成、避難訓練への技術的・財政的な支援
[内閣府]
- 降灰に関する現象のハザードマップの作成
[内閣府・国土交通省]
- 登山届の提出、ヘルメットの携行や噴火警報等の情報入手など、登山者が自らの命を守るための意識啓発の推進
[内閣府・国土交通省]

1 現状・課題

- ・世界遺産に登録された富士山には、例年、国内や海外から年間約 30 万人もの登山者が訪れており、その周辺には静岡県内だけでも 100 万人近い住民が居住しています。
- ・近年噴火した御嶽山や草津白根山の状況を踏まえ、観測体制の強化や新たな観測手法の研究及び観測情報を共有することや、噴火警報の精度の向上と噴火の危険に関する警報や情報を登山者等に迅速かつ的確に伝えることが必要です。
- ・外国人を含む登山者等の被災を最小限にとどめるため、多言語に対応した情報発信や避難施設・体制を整備することや、迅速な救出救助を可能にするため、登山者の実態を正確に把握する方法を確立することが必要です。
- ・富士山は宝永噴火以降 300 年以上噴火しておらず、富士山が活火山であることの住民の理解が十分でないおそれがあるため、富士山は活火山であることについての住民の正しい理解の促進と、適切な避難体制の整備が必要です。
- ・富士山噴火の場合、降灰については富士山の火山災害警戒地域(静岡県、神奈川県、山梨県)のみならず首都圏にも影響をもたらすことから、降灰のハザードマップの作成にあたっては、国による作成が必要です。

2 本県の取組

- ・山小屋等を通じて登山者等に火山情報を伝達する体制を整備しているほか、日本山岳ガイド協会と協定を締結し、同協会が運営する登山届アプリで登山届を提出した

【県担当課】危機情報課

登山者のスマートフォンに火山情報を送信するシステムを運用しています。

- 山梨県と連携して作成した富士山噴火時避難ルートマップを日本語のほか5ヶ国語で作成し、登山者等へ配布しています。
- 令和3年3月、本県及び関係自治体などから構成される富士山火山防災対策協議会において、最新の知見を基に富士山ハザードマップを改定しました。令和3年度には市町と連携のうえ、住民等への説明会を実施し富士山ハザードマップの正しい理解の促進を行いました。
- 令和4年3月、富士山火山防災対策協議会において、富士山ハザードマップ改定を受けた新たな噴火リスクに対する避難方法の基本的な方針をとりまとめ、富士山火山広域避難計画改定に関する中間報告を行いました。今後は、避難行動要支援者の避難方針や降灰からの避難対策の検討等を行い、富士山火山広域避難計画の改定を予定しています。

19 治水関係事業の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 床上浸水被害など深刻な被害を軽減するための根幹的風水害対策の推進
- 局地的豪雨等に備えたハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策の推進
- 頻発・激甚化する風水害や大規模地震等への対策の推進に必要な財政的支援
- 長期的かつ広域的視点に立った総合的な土砂管理に基づく海岸保全対策の推進
- ダム管理者による対応だけで解消することが困難なダム等の著しい堆砂に対する国の積極的な関与による対策の強力な推進

1 現状・課題

- ・令和元年東日本台風や令和3年7月豪雨では、県内各地で大規模な浸水被害や土砂災害が発生するなど、今後もさらに気候変動に伴う異常気象の頻発化・激甚化の影響を強く受けることが予想されます。
- ・気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害等に対しては、国が進める、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の考え方を踏まえ、風水害や地震、インフラの老朽化等への対策として、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により中長期的な視点に立ち、取組の加速化・深化を図る必要があります。
- ・遠州灘や駿河湾沿岸では、近年沿岸漂砂量の減少が主たる原因と考えられる海岸侵食が進行することによる海岸保全施設の安定性の低下が懸念されるとともに、東日本大震災の津波による惨劇を目の当たりにして、沿岸住民の津波に対する不安は一層高まっています。
- ・ダム等の堆砂について、上流に大規模な崩壊地があり、貯水池に著しく堆砂し、ダム管理者による対応だけで解消することが困難な場合、洪水等災害発生への恐れが生じています。

2 本県の取組

- ・自然災害に対しては、河川改修等の予防的なハード対策と社会全体で水害や土砂災害に備える「水災害意識社会の再構築」を図るソフト対策を一体的、計画的に実施するとともに、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方を取り入れ、あらゆる関係者が協働して効果的な対策に取り組んでいきます。
- ・天竜川、大井川等の流砂系協議会に参加し、総合的な土砂管理計画に基づく対策の実施や、富士川の総合土砂管理計画の策定を国に働きかけています。

【県担当課】河川企画課

20 令和3年7月豪雨災害を踏まえた災害対策の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

○二級河川逢初川流域における河川事業への技術支援、財政支援等の措置

1 現状・課題

- ・令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川の源頭部の標高約390m地点（海岸から約2km上流）から逢初川を流下して伊豆山港へ流れ込み、死者・行方不明者28名、住宅被害98棟の被害が発生しました。
- ・被災地区の速やかな生活再建に資する道路・河川等の復旧や市の復興まちづくりを早期かつ着実に進めるため、国による技術支援や予算の確保が必要です。

2 本県の取組

- ・県は、復旧方針について国と協議を進めるとともに、令和3年7月29日に設立した「逢初川下流域復旧・復興チーム」を中心に、国の技術支援を得つつ、地域の理解と関係機関による連携のもと、土砂撤去から復旧・復興工事に至るまでの事業を早期かつ着実に進めていきます。

【県担当課】河川企画課・砂防課

21 土砂等の適正処理の推進

[要望・提案先：国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 土砂等の適正な処理を図るための更なる制度の整備[国土交通省・環境省]
 - ・発生者責任の明確化のため、地方自治体においても土砂等の発生から処分に至る流れの情報を共有できる仕組の構築
 - ・新法や自治体の条例の規定違反は建設業法や廃棄物処理法など関連業法の許可取消し要件となるような制度整備
- 最終的な解決手段である行政代執行の自治体負担を軽減するための財政支援制度の創設[国土交通省]
- 土砂等の無許可の投棄を防止するため、デジタル技術を活用して投棄等を監視できるシステムの構築[国土交通省]

1 現状・課題

- ・建設工事等から発生する土砂等の盛土行為については、これまで適正な処理に関する法制度がなかったことから、公共用水域や住宅地等への土砂等の流出や崩落などにより、周辺環境への影響や人の生命・財産が脅かされる事案が全国的に発生してきました。
- ・こうした中、近年、大規模な災害が頻発する状況下において、去る令和3年7月3日、本県熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生し、多くの人命や財産が失われる事態に至り、本県においては規制を強化するための条例を制定することとなり、国においては盛土規制法を制定する動きとなりました。
- ・今後、新たに制定される盛土規制法及び各自治体独自の条例により規制していくこととなりますが、法令又は条例による是正命令等の処分を行っても、原因者が是正せず、結果として行政の負担により措置を講ずることとなる事例も多いことから、関連法令の許可等の取消し要件とする等、原因者の自主的な是正を促す制度が必要です。
- ・また、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえて対策を講じる場合の財政支援措置がされているところですが、今後新たな事案の発生も想定されるためであり、こうした事案についても自治体が必要な対策を講じることができるよう、財政支援が必要です。また、緊急の対応が必要な場合もあることから、助成に係る手続等について弾力的な運用が必要です。
- ・つきましては、土砂等の適正処理を推進することにより、国民の安全で安心な生活環境が確保できるよう、更なる制度の整備が必要です。

2 本県の取組

- ・本県では、これまで静岡県土採取等規制条例を施行していましたが、熱海市伊豆山での大規模な土石流災害を受け、静岡県盛土等の規制に関する条例を令和4年7月

【県担当課】盛土対策課、生活環境課

1日から施行し、盛土等の規制を強化します。この条例は、災害防止上の規制のほか、環境保全上の規制も定めています。

22 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 福島第一原子力発電所事故原因未解明部分の徹底した検証及び新たに得られた知見についての規制基準への即時反映[環境省]
- 使用済燃料や廃止措置に伴い発生する比較的放射能濃度の高い放射性廃棄物の処分方法の確立[経済産業省・環境省]
- 原子力災害対策指針等への複合災害時の屋内退避のあり方などの反映や、国における放射性物質の拡散の予測的な手法を活用する仕組みの構築[内閣府・環境省]
- 安定ヨウ素剤を事前配布する住民の範囲や配布方法の見直し[内閣府・環境省]
- 運輸事業者や道路管理者など指定公共機関等との調整による具体的な避難手段の確保[内閣府]
- 避難退域時検査や避難経由所の用地確保[内閣府・国土交通省]
- 県外避難先市区町村への指導及び助言[内閣府・文部科学省]

1 現状・課題

- ・原子力発電所の安全確保及び防災対策は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会により見直しが行われ、原子炉等の設計を審査する新たな規制基準や、原子力災害対策を円滑に実施するための原子力災害対策指針が運用されています。
- ・高レベル放射性廃棄物や、廃止措置に伴い発生する比較的放射能濃度の高い炉内構造物等の放射性廃棄物に関しては、令和2年11月から北海道寿都町及び神恵内村で文献調査が開始されるなどの動きはあるものの、未だ処分方法及び処分地が決まっています。
- ・熊本地震においては、相次ぐ余震等により屋内退避が困難な住民が多数発生しました。そのため、原子力災害対策指針への複合災害時における屋内退避のあり方などの即時反映や、安定ヨウ素剤を事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重するとともに、配布に係る住民や地方公共団体の負担を軽減する方法の早急な提示が必要です。また、避難ルート等の検討や準備などには放射性物質の拡散を予測する情報も必要です。
- ・県は、平成28年3月に浜岡地域原子力災害広域避難計画を策定・公表し、その後も避難の実効性の向上を目指し、運輸事業者や道路管理者等と協議を実施しておりますが、広域的なバスの調達や避難ルートの確保等が困難です。
- ・避難計画の対象が92万人に及ぶことから、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査場所や避難先を案内する避難経由所を展開するにあたり、大規模なスペースを県内外に確保する必要がありますが、それらの用地の確保に難航しています。

【県担当課】原子力安全対策課、地域医療課

- ・災害対策基本法における広域一時滞在の規定に基づき、県外避難先市区町村と避難者の受け入れについて協議していますが、日常生活を送っている先への避難となることから、避難所として想定する各学校等の施設管理者からの協力を得ることに難航しています。

2 本県の取組

- ・住民の避難先の確保に向け、県内及び県外（12 都県）の自治体と協議を進め、原子力災害対策重点区域内 11 市町の避難計画の策定を進めています。

（市町避難計画の策定状況）

（令和4年4月1日現在）

	市町名
令和2年度以前策定（9市町）	御前崎市、島田市、掛川市、磐田市、牧之原市、菊川市、袋井市、森町、吉田町
令和3年度策定（2市）	焼津市、藤枝市

- ・避難に係る手段等の実効性を高めるため、防災関係機関と協議を行い、原子力防災に係る協定締結を進めています。

（防災関係機関との協定締結状況）

（令和4年4月1日現在）

	協定名
（一社） 静岡県バス協会	原子力災害時等における避難住民等の輸送の支援
中日本高速道（株）	高速道路休憩施設における避難退域時検査及び簡易除染の支援

23 子どもの安全・安心を確保する施策の充実

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 子どもの安全・安心確保の施策への財政的な支援
- 子どもの防犯講座の授業カリキュラム等への導入
- 子どもの防犯講座を担う講師の認定制度等の整備及び講師育成

1 現状・課題

- ・ 県内の刑法犯認知件数は19年連続で減少していますが、子どもに対する不審者等からの声かけ事案は増加傾向にあり、子どもが犯罪に巻き込まれる危険性は依然として高い状況にあります。
- ・ 子どもの犯罪被害防止のためには、国が定めた「登下校防犯プラン」に基づき、子どもの安全・安心確保の施策を一層推進する必要があるとあり、国の財政的支援が求められています。
- ・ とりわけ、子ども自身が防犯意識を高めることが重要であることから、子どもの防犯講座の一層の拡充ができるよう、授業カリキュラム等への位置付けと、国における講師の認定制度の整備及び講師の育成が求められています。

県内の子どもに対する不審者からの声かけ事案の状況

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
声かけ事案件数	1,481	1,459	1,723	1,542	1,369	1,530	
対前年比	件数	▲30	▲22	+264	▲181	▲173	161
	割合	98.0%	98.5%	118.1%	89.5%	88.8%	111.8%

※声かけ事案・・・事件にまで至っていない、声かけ、つきまとい、写真撮影等

2 本県の取組

- ・ 平成25年度から『子どもの体験型防犯講座「あぶトレ！」』を開催するとともに、県内全ての小学校で開催できる体制の整備を進めています。
- ・ 令和4年3月に策定した「第5次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」において、「子ども・女性・高齢者等の更なる安全確保」を重点取組に位置付け、子どもの安全確保対策に引き続き取り組んでいます。

【県担当課】 暮らし交通安全課

安全・安心な地域づくり

**(2) 安心して暮らせる医療・福祉
の充実**

24 医師確保対策の推進

[要望・提案先：文部科学省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 国による抜本的な偏在解消策の導入と解消策が効果を発揮するまでの時間外上限規制の罰則適用の延期[文部科学省・厚生労働省]
- 医師養成数の確保のための手法として、医科大学又は医学部の新設を認める方針への転換[文部科学省]
- 医科大学又は医学部、医科系大学院（大学院大学）新設の場合の附属病院に係る病床規制の緩和[厚生労働省]
- 医科大学又は医学部、医科系大学院（大学院大学）の新設にあたっての附属病院設置の弾力的運用[文部科学省]

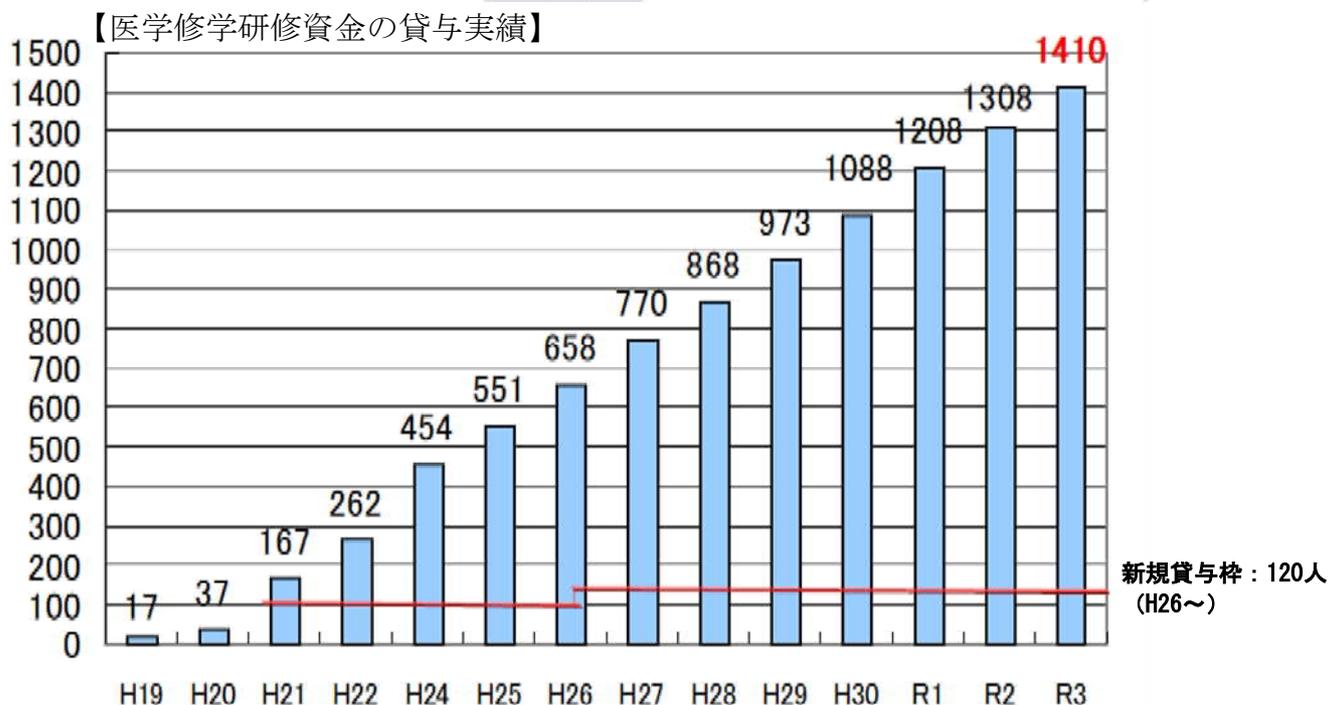
1 現状・課題

- ・本県は、人口当たり医師数が全国 40 位ですが、これは、人口当たり医学部定員数が全国 46 位であることが主な理由です。
- ・人口 359 万人を有する本県にとって、医師養成機関は、定員 120 人の浜松医科大学のみであり、本県の人口規模と同程度の四国には、医師養成機関が 4 校(定員計 458 人)あります。
- ・国においても、「全ての国民が必要な医療が受けられるよう、抜本的な地域偏在・診療科偏在を検討する（経済財政運営と改革の基本方針 2017）」との議論が行われています。
- ・本県を含む 12 県による「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」は、「医師が不足している地域における医師確保が図られないまま、医師の働き方改革が推進された場合、当該地域における医療提供体制に多大な影響を与える」ことから「働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策の着実な進展を前提として一体的に進めること」を提言しています。
- ・国による抜本的な偏在解消策が実施されないまま、令和 6 年度からの罰則付き時間外上限規制が導入されようとしており、人口当たり医学部定員が少ない構造的な医師不足県である本県においては、県民の生命や健康に深刻な影響を生じかねません。

【県担当課】健康政策課・地域医療課・健康福祉部企画政策課

2 本県の取組

- ・ 本県は、医学修学研修資金の貸与実績が全国一であり、令和4年3月末現在、1,410人が利用しています。



- ・ 本県は、全国に先駆けて平成22年10月に「ふじのくに地域医療支援センター」を設置し、医師確保対策を一元的かつ専門的に推進し、平成26年度からは仮想大学である「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」を創立・運営して医学修学研修資金貸与者を大学1校の医学部入学定員に相当する120人に拡大し、教育機能、臨床機能、調査・研究機能を柱とした取組により、県内外からの医師確保、地域における偏在解消に努めています。
- ・ また、県内外9大学に計65枠の地域枠を設置し、各大学と連携して在学中から本県の地域医療を学ぶ機会を提供するなど、将来の定着に向けた取組を推進しています。
- ・ 働き方改革についても、「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」を設置し、法令改正や医療機関が取り組むべき具体的な内容について説明会を開催するなど、医療機関への周知を図っています。
- ・ 医科大学や医学部の設置が認められない中、本県では、令和3年4月に静岡社会健康医学大学院大学を開学し、県立病院等で勤務しながら臨床研究等が続けられる環境整備に取り組んでおり、現在博士課程の認可を目指しています。
- ・ さらに、全国初の「医学部を持たない医科大学院大学」設置認可を目指して、令和3年度に準備委員会を発足し、準備を進めています。

【県担当課】健康政策課・地域医療課・健康福祉部企画政策課

25 看護職員確保対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」等に基づく看護職員確保対策の更なる推進
- 夜間勤務等、人材確保が困難な部門に対する対策の強化
- 看護職員が離職等をした場合の届出制度の適切な運用に対する支援
- 看護師の特定行為にかかる研修制度を普及させるための研修体制の拡充
- 看護師国家試験における外国人受験者への更なる配慮の実施

1 現状・課題

- ・静岡県内の看護職員の不足状態が今後も続くことが見込まれています。看護職員養成施設の新設により定員は増加していますが、依然として就業者が不足しており、看護職員確保対策の更なる推進が必要です。
- ・特に、育児・介護に関する休暇取得や時短勤務など多様な働き方をする職員が増えたこと、看護の質の向上のために専従の認定看護師や専門看護師等を配置することなどにより、夜間の勤務が可能な職員の確保が次第に難しくなってきたことから、夜間勤務など人材確保が困難な業務を行う看護職員の確保が必要です。
- ・看護職員が離職等をした場合の届出制度が平成27年10月から始まりましたが、静岡県内での届出者数は、令和4年1月時点で、5,567人に留まっています。離職する看護職員全員が届出を出すには離職する段階で登録を行う意思を持つことが必要であり、そのための啓発活動の充実等が必要です。
- ・看護師の特定行為に係る研修制度が平成27年10月から始まりましたが、静岡県内に設置されている指定研修機関は12施設に留まっており、希望する看護師が希望する分野・行為を選択して容易に受講できる研修機関を増加させることが必要です。
- ・看護師国家試験においては、外国人受験者への対応として全ての漢字にふりがなのルビを付した問題文を提供するなどの配慮が行われていますが、外国人受験者の一層の増加を見据え、新たに、全ての文字にローマ字ルビを付した問題を提供するなど、更なる配慮が必要です。

【県担当課】 地域医療課

2 本県の取組

- ・本県では、看護師養成所への支援、看護教員や実習指導者の養成、各種研修の受講支援などにより、看護職員の養给力強化及び看護の質の向上に取り組んでいます。
- ・また、働きやすい職場環境づくりの支援や、新人看護職員等への研修の充実により離職防止や定着促進に取り組んでいます。更に、看護師等の離職時届出制度の効果的な活用などにより、潜在看護師の復職を支援しています。

区分	概要
養给力強化対策	県立看護専門学校の管理運営、庁舎管理、養成所への運営費助成、設備整備費助成、専任教員養成講習会開催、看護の日イベント開催、学生対象のセミナー開催支援 等
離職防止・定着促進対策	看護学生向け修学資金貸付、新人看護職員研修への助成、ナースセンター就労相談 保育所運営費に対する助成、医療勤務環境改善支援センターの運営 等
再就業支援対策	潜在看護職員の無料職業紹介、就業相談会開催、看護職員等U I ターン促進 等
看護の質向上対策	中小病院等勤務看護職研修、特定行為研修運営費等助成、特定行為研修・認定看護師教育課程派遣助成、代替職員費助成

26 地域医療の確保

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療施設を新たに開設又は移転する場合における、災害時においても確実にその機能が発揮されるための立地基準や、地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針の策定
- 患者が利用サービスを受ける際に必要となる情報の水準を低下させないため、病院機能評価認定を受けていることにより、診療報酬上の評価が得られるような制度の見直し
- 医療機関の経営や地域医療の確保に悪影響を与えないよう、消費税率の引き上げに伴う診療報酬の改定について、補てん状況の継続的な検証と、必要に応じた確実な診療報酬の配点方法の見直し
- 地域において真に必要な病床の確保ができるよう、基準病床数の算定における都道府県知事の裁量拡大、基準病床制度の弾力的な運用及び未稼働病床の有効活用ができる制度の整備
- 地域の医療提供体制の状況を的確に把握するため、病床機能報告制度における機能選択基準の明確化、都道府県が実施する分析に対する必要な技術的支援の実施
- 次期医療計画における感染症対策に係る対応方針の早期明示
- 無免許のあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう業者の取締りが徹底される制度の整備及び無免許の業者も含めた医業類似行為の広告に係るガイドラインの制定

1 現状・課題

- ・ 静岡市清水区の JCHO 桜ヶ丘病院は、現在、想定津波浸水域への移転を計画していますが、患者、医療従事者、県民の皆様の安全・安心のため、病院を新たに開設する場所は、想定津波浸水区域外であるべきです。
- ・ 病院機能評価に当たっては更手数料が負担となり、受審や更新を控える医療機関があり、安全で質の高い医療の提供に影響を与えるとともに、患者が必要とする医療サービスの提供を受ける際の情報が失われることも懸念されます。

【県担当課】 医療政策課

- ・消費税率 10%への引上げを受け、令和元年 10 月から診療報酬の一部が引き上げられました。令和 3 年 12 月に開催された中医協・医療機関等における消費税負担に関する分科会において、令和 2 年度の検証結果や新型コロナウイルス感染症の影響から、令和 4 年度の診療報酬改定での上乗せ点数の見直しは行わないことを提案、了承されたところです。

<医療機関の消費税の対応>

- ・ 社会保険診療報酬：非課税
（診療に要した医薬品等の仕入れ代金や医療機器の購入代金：消費税課税）
- ・ 非課税に対応した仕入税額控除が認められていない。

→結果的に医療機関が消費税を負担

- ・医療計画において設定する基準病床数の算定に当たっては、国において一律の算定式により病床の枠が定められ、都道府県の裁量は非常に少ない制度となっています。
- ・一方、地域医療構想における令和 7 年の病床の必要量において、今後、病床機能によっては充実させる必要がありますが、基準病床制度の下では既存病床数が基準病床数を上回る圏域では増床に対応できないため、将来にわたって地域医療を確保することが難しくなります。
- ・また、病院の長期間稼動していない病床については、単なる返還だけでは、既存病床が基準病床を上回る圏域では有効な活用ができないことから、地域の医療を確保する観点から有効な活用を考える必要があります。
- ・病床機能報告制度において、機能を選択するに当たっての基準が明確でないため、地域医療構想における病床の必要量との比較において、真に不足する病床機能及びその病床数が判然としません。
- ・国では令和 6 年度からの次期医療計画に新興感染症等対策を新たに位置付けることとしていますが、現在まさに新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、計画期間にかかわらず、早急な対応方針の明示が必要です。
- ・「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）」では、業務範囲が明確になっていないため、同法に違反して無免許で行っている者等の取締りが困難です。また、広告についても、法定の施術所については、「あはき法」及び「柔道整復師法」に基づき違反広告に対する指導を行っていますが、無免許業者の医業類似行為の広告については、不当景品類及び不当表示防止法等の一般的な規制しかなく、指導が困難な状況です。

2 本県の取組

- ・「地域医療構想調整会議」において、非稼働病棟を有する医療機関に対して、病棟を稼働していない理由や今後の運用見通しを確認しています。
- ・病床機能報告における「定量的基準」として、地域医療構想調整会議や関係者の意見を踏まえつつ、一定の基準を利用した本県独自の病床機能選択の目安（＝「静岡方式」）を提供することを検討しています。
- ・平成30年度から、「あはき法」や「柔道整復師法」に基づく届出済施術所であることがわかるように、「届出済証明ステッカー」の交付を始めました。

27 地域医療提供体制の整備に対する支援

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療提供体制推進事業費補助金に係る各都道府県の事業計画を踏まえた予算の確保・配分
- 地域の実態に即したドクターヘリ運航経費の格差の更なる是正のため、補助基準額の引き上げ
- 地域医療介護総合確保基金の予算配分において、在宅医療の推進及び医療従事者の確保に関する事業への配分の拡充
- 地域医療介護総合確保基金の活用にあたり、事業例や単価における全国標準設定の廃止など、地域の実情や状況変化に柔軟に対応できる制度への見直し
- 地域医療介護総合確保基金の早期内示

1 現状・課題

- ・近年の産科・小児科等の診療科における深刻な医師不足や救急患者の増加による救急医療機関の疲弊など、地域医療は様々な課題に直面しています。
- ・医療提供体制の整備推進のため、従来から実施している「医療提供体制推進事業費補助金」は、救急医療・周産期医療等の不採算部門の運営費助成及び設備整備費助成を行う地域の医療体制を維持する上で不可欠なものであります。
- ・「医療提供体制推進事業費補助金」について、令和3年度の国庫補助内示率は、各都道府県の事業計画額に対し全体で、72.7%（本県は71.6%）と、引き続き低い内示率であり、各都道府県の事業の執行に支障を来たすのみならず、関係医療機関等の運営にも影響を及ぼしています。
- ・救急医療の一端を担うドクターヘリについては、全国的な整備が進み、需要が高まっていますが、地域により医療事情が異なるため、年間の出動件数などに大きな差が生じています。
- ・本補助金に含まれるドクターヘリの運航経費については、令和3年度から、基準額の算出が、200時間、300時間を区切りに、年間飛行時間に応じて増加する仕組みとなりましたが、遠距離の飛行や出動件数が多いドクターヘリの運航は基地病院と運航会社にとって負担となっており、安定的な運航を維持するためには、地域の実態に即した補助基準額の引き上げが必要です。

【県担当課】 医療政策課・地域医療課

- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」について、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、介護施設等の整備、医療・介護従事者の確保・養成等が必要なことから、予算の十分な確保が必要です。
- ・地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備（区分1）に予算が重点配分されていますが、居宅等における医療の提供（区分2）やこれらを支える医療従事者の確保・養成（区分4）、勤務医の働き方改革の支援（区分6）は病床機能転換に先立って整備されるべき「受け皿」であり、むしろ優先して実施すべきものと考えます。
- ・また、区分間の額の調整ができないとされていますが、地域が抱える課題は異なることから、地域の実情に応じた予算配分及び区分間の額の調整を弾力的に認める仕組みが必要です。
- ・基金を充てて実施する事業は、地域における様々な課題解決のため、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫に対応しやすい面があるにも関わらず、平成29年度からは標準事業例や標準単価が設定されるなど、さらに柔軟性を失う方向性が示されています。
- ・基金（医療分）の内示時期が遅いことから、内示を受けるまで基金規模の見通しが立たないことなど、基金事業の円滑な実施を図る上で大きな障害となっています。

2 本県の取組

- ・現在、全都道府県で56機のドクターヘリが運航されていますが、本県は全国に先駆けて2機体制の運航を実現し、平成24年度には、累計出動回数が全国で初めて10,000回を、令和元年5月には20,000回を超え、県内の救急医療、へき地医療に大きな効果を発揮しています。
- ・本県においては、地域における実情を踏まえた取組を進めるため、県内の市町及び関係団体から、地域医療介護総合確保基金の事業提案を毎年度募集しています。
- ・また、各構想区域に設置した「地域医療構想調整会議」で、地域医療介護総合確保基金の活用状況等について情報共有するとともに、事業採択にあたっては関係者との協議を踏まえて決定しています。

28 がん対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診受診率が低下しないよう国民及び検診受診機関等に対する更なる普及啓発
- 早期発見・早期治療により、がんによる死亡率を下げるための未受診者対策の強化など、がん検診受診率向上に効果がある取組に係る補助事業の継続実施
- 職域のがん検診の実施状況を把握するシステムの構築
- がん患者が病気を乗り越え、自分らしく生きるためのアピアランスケア（外見の変化を補完）に係る助成制度の創設
- 妊孕性温存に係る助成制度の支援内容の拡充
- 介護保険制度が適用されない40歳未満の若年がん患者の居宅サービス等に要する経費に係る支援制度の創設

1 現状・課題

- ・本県の令和元年のがん検診受診率は、胃がん 42.9%、肺がん 52.1%、大腸がん 44.7%、乳がん 46.6%、子宮頸がん 44.0%（国民生活基礎調査）で、県がん対策推進計画に定める目標（肺がん 60%以上、その他 50%以上）に及んでいません。
- ・さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による県民のがん検診受診控えなどにより、受診率低下が懸念されています。
- ・静岡県がん検診精度管理委員会において、職域におけるがん検診では、対象者や受診者数等を把握する仕組みがなく、実情が不明であり、職域におけるがん検診の精度管理を行うために、実態を把握する仕組みが必要との意見があります。
- ・抗がん剤の投与などのがん治療により、抜け毛等の外見の変化に伴う悩みががんを克服して人生を取り戻す妨げになっているため、治療に伴って生じる身体的・精神的な負担を軽減することが重要です。その対応策として、ウィッグや人工乳房などの医療用補整具の購入がありますが、がん患者にとって重い費用負担であり、また、住んでいる地域で差異が生じないよう全国一律の助成制度の創設が必要です。
- ・令和3年4月より、国が「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業を開始しましたが、がん患者の利便性と負担の軽減を図るため、支援内容の拡充が必要です。
- ・40歳未満の終末期のがん患者が居宅サービスを利用した際、介護保険制度が適用されず、家族に重い負担を掛けることになるため、生活支援を行うための全国一律の支援制度の創設が必要です。

【県担当課】 疾病対策課

2 本県の取組

- ・静岡県がん対策推進協議会で、新型コロナウイルス感染症の影響による市町がん検診受診者数の低下の状況を示すとともに、市町や検診実施機関及び関係団体等に対して、がん検診受診率が低下しないよう要請しています。
- ・市町等に対し指導、助言等行う静岡県がん検診精度管理委員会を設置しています。
- ・令和元年度より、妊孕性温存治療、医療用補整具購入費用、在宅療養生活に係る助成制度を実施する県内市町を対象とした補助制度を導入し、県と市町の協働で、がん患者の支援に取り組んでいます。

29 難病対策の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療費助成制度の運用経費について、各都道府県の受給者数等に応じた予算の確保
- 医療費助成の対象となる指定難病の拡大
- 軽症高額該当基準制度の見直し
- 軽症の難病患者をデータベース登録する法制度の整備
- 特定医療費の支給認定有効期間の見直し
- 一次診断機能を付与したシステムの構築
- 欧米等の患者データベースと協調した国際連携による開発研究の推進
- 難病患者に対する就職支援・職場定着支援施策の更なる拡充
- 災害時における「避難入院」の推進

1 現状・課題

- ・医療費助成の運用経費については、対象疾病の拡大に伴う関係者への周知や対象患者の増加に伴う受給者証交付事務に係る経費が補助対象となっておらず、都道府県の大きな負担となっています。
- ・難病は極めて種類が多いことから、疾病によっては疾病の研究を行う研究班が存在しないものもあり、その場合には指定難病の検討の俎上に載らないことから、医療費の負担が大きく困っている患者も多くいます。
- ・軽症者は医療費助成の対象外ですが、軽症高額該当基準（指定難病に係る医療費総額が33,330円を超えた月数が、申請日の属する月以前の一年以内に3月以上ある場合）に該当する者は医療費助成の対象となります。現行制度では、月毎の医療費総額は小額ですが、年額では軽症高額該当基準以上の医療費を支払っている者が対象外になるという不平等が生じています。
- ・医療費助成の支給認定申請時に提出される臨床調査個人票（診断書）は、国で集約して難病研究に活用されていますが、軽症者は医療費助成の対象外となり、年1回行われる受給者証の更新申請が行われず、臨床調査個人票（診断書）のデータが国に送付されないこととなるため、難病の全体像の把握に支障が生じています。

【県担当課】 疾病対策課

- ・難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続をすることが負担となっています。
- ・特定医療費支給認定に係る診断基準等の審査は、全国で統一性、公平性を保つ必要があります。また、各都道府県では審査を手作業で行っており負担となっています。
- ・疫学的情報の収集や病態解明・治療方法の開発研究を推進するためには、治験に資する情報等を国際的に共有できるようにすることが必要です。
- ・障害者手帳を持たない難病患者は障害者雇用率の対象外であり、就職に結びつかないことがあるため、難病患者に対する就職支援・職場定着支援施策の更なる拡充が必要です。
- ・近年、台風等によって甚大な風水害がもたらされ、その結果として、停電浸水などにより、在宅人工呼吸器装着者が緊急避難をせざるを得ない状況が発生しており、患者の安全を確保するためには、居住地域の非常用電源を有する医療機関への避難入院が適格な対処法です。しかしながら、地域包括ケア病棟入院料などの算定施設以外は、高額な患者負担が生じることから、診療報酬上の対応が必要です。

2 本県の取組

- ・指定難病の対象疾病数の増加に伴い、本県においても、受給者証交付等に係る経費が大きな負担となっています。

当初予算における受給者証交付等に係る経費の推移 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者交付等に係る経費	6,783	7,023	6,414

- ・本県では、国が定める指定難病として未指定の、橋本病及び突発性難聴について、独自に医療費助成を行っています。

特定疾患治療研究事業（県指定）予算額の推移 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患治療研究事業（県指定）	30,000	28,000	25,000

- ・本県では、静岡県難病相談支援センターにおいて、難病患者からの就労に関する相談に応じています。

静岡県難病相談支援センターにおける就労に関する相談実績 (単位：件、人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
就労に関する相談件数	延べ件数	49	54	76
	実人数	30	38	32

30 移植医療対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 骨髄提供を行える環境を整えるためのドナー助成制度の創設
- 自治体が臓器移植推進のために行う臓器移植コーディネーターの増員や資質向上などの体制強化に係る補助事業の創設

1 現状・課題

- ・ 本県の骨髄移植ドナー登録者数は、令和4年2月末現在、9,191人であり、登録対象人口千人当たり5.85人と全国平均の9.63人を下回り、全国46位となっています。
- ・ 年齢階層別では、40代の比率が高く、10代、20代の若年層の比率は計10.5%と、全国平均の16.3%を大きく下回っていることから、若年層の登録者数の増加は喫緊の課題であり、骨髄提供に伴う経済的損失を補てんする全国一律の助成制度は、若年層のドナー登録増加のためにも必要です。
- ・ 本県の脳死下での臓器提供者数は、令和3年度は3例で、人口100万人当たりの臓器提供者数も0.83人と全国平均0.53人を上回っており、県臓器移植コーディネーターの業務負担が大きくなっています。今後、臓器移植の増加に伴い、臓器提供の可能性のある案件に適時適切に対応していくためには、臓器移植コーディネーターと協力病院が密接に連携していくことが重要であり、また、複数の臓器提供が同時に発生する事態も想定されることから、臓器移植コーディネーターの増員やその資質向上といった臓器移植推進体制の強化を財政的に支援する仕組づくりが必要です。

2 本県の取組

- ・ 県内8箇所に登録窓口を設け、県民の方々のドナー登録を促進しています。
- ・ 毎年10月の骨髄移植推進月間における街頭キャンペーンの実施や、成人式会場でのドナー登録の案内の実施等、ドナー登録者の拡充に積極的に取り組んでいます。
- ・ 本県では、令和4年3月31日現在、全35市町中7市町（三島市、清水町、富士市、富士宮市、静岡市、磐田市、浜松市）がドナー登録者及びその勤務先に助成する制度を創設しています。また、本県では、令和4年度に、上記の助成を実施する市町に対し、その費用の1/2を補助する制度を創設しました。
- ・ 県臓器移植コーディネーターは、毎月、院内移植コーディネーターを集めた協議会の開催や、臓器移植推進協力病院への巡回指導等を行っています。

【県担当課】 疾病対策課

31 災害時の透析医療体制の確保

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 災害時における透析施設と行政機関との連携構築に関する地方の取組を円滑に進めるための指針等の策定
- 透析施設を県境をまたいで利用する患者への局地災害時における対応方針の策定
- 災害時における透析施設への自家発電設備の整備に対する助成の創設

1 現状・課題

- ・血液透析の場合、1週間に2～3回程度、定期的に透析を行う施設に通う必要があります。
- ・令和元年度は、本県では、台風15号や台風19号の際に、複数の透析施設において停電や断水が発生しました。この際は、地域施設の相互連携により、無事に透析治療を行うことができましたが、反省点として、平時における行政機関と透析施設との連携が不十分な地域では、災害時に行政機関の支援が迅速に行われなかった点等が挙げられることから、平時からの透析施設と行政機関との連携強化が必要です。
- ・令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害において、本県の透析施設への交通アクセスが遮断され、隣県から当該施設を利用する患者についても被災地の保健所が受入れ先の調整に関する対応を求められ、混乱をきたしました。
局地災害発生に備えて、県境をまたいで透析施設を利用する患者の方々が、安心して人工透析を受けられるよう、国において全国的な対応方針の策定が必要です。
- ・自家発電設備が未整備の透析施設の中には、費用が高額なため導入できていない施設もありますが、非常用電源が確保できないことにより、透析に必須である給水にも支障をきたす恐れもあることから、災害時の透析医療体制を確保していくためにも、透析施設への自家発電設備整備に係る助成制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）へ県内の透析医療機関の情報を平常時から登録してもらい、災害時に自施設の情報を入力してもらうことにより、その情報を透析医療機関、保健所、市町、静岡県腎友会（患者会）で共有しています。
- ・災害時における透析施設間の透析支援体制の確立については、二次医療圏域毎に地域災害医療対策協議会等の活用により検討を進めています。

【県担当課】 疾病対策課

32 健康寿命の延伸に向けた取組の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 健康増進法における受動喫煙防止対策を円滑に進めるための十分な周知及び都道府県等において新たに生じる事務に対する財政措置・技術的支援
- 健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利の優遇等）制度の創設
- 社会健康医学の研究に役立てるため、国家レベルでの健診・医療・介護データ基盤（NDB）の早期構築

1 現状・課題

- ・健康寿命の更なる延伸のためには、生活習慣病対策が重要であり、県民の三大疾病である「がん」「心臓病」「脳卒中」のいずれにも影響があるたばこ対策は、喫緊の課題です。
- ・健康増進法の改正により、特定施設の管理権原者に対し、都道府県知事が立入検査を実施し、指導・勧告・命令等を行うこととされましたが、受動喫煙防止対策を進めるためには、特定施設への指導・監督体制を確保する必要があります。
- ・「健康経営」を実践する企業が増えつつありますが、中小企業を含めたより多くの企業が健康づくりを積極的に行うよう後押しする健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利の優遇等）制度の創設など、環境整備が必要です。
- ・健康寿命の更なる延伸のためには、健診・医療・介護に関する幅広いデータの分析など、科学的知見に基づく効果的な健康施策を推進していく必要があります。

2 本県の取組

- ・健康寿命が全国トップクラスである本県では、引き続き県民の健康寿命の更なる延伸を目指し、生活習慣の改善等を図る「ふじのくに健康長寿プロジェクト」を推進しています。

【県担当課】健康増進課・健康政策課

- ・ 県民の更なる健康寿命の延伸を図るため、健康増進法及び静岡県受動喫煙防止条例に基づき、飲食店における禁煙・分煙・喫煙可の店頭表示の義務化などの受動喫煙防止対策に取り組んでいます。
- ・ また、企業の経営手法である「健康経営」の視点を取り入れ、令和2年度からは健康無関心層、特に働き盛り世代への働き掛けを強化した健康づくりを推進しています。
- ・ 平成30年度から、社会健康医学の研究として、県内市町の国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る健診・医療データ並びに市町の介護保険に係るデータの分析を行ってきました。
- ・ 令和3年度に開学した静岡社会健康医学大学院大学では、医療ビッグデータ、疫学、ゲノムコホートを3つの柱とし、長期間にわたり健康課題を究明する研究を進めています。

33 持続可能な国民健康保険制度の構築

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 国の責任による、将来的な医療費の増加に耐え得る十分な財源の確保
- 保険者努力支援制度の都道府県分評価指標の一人当たり医療費に係る評価の配点の引上げ
- 国民健康保険連合会が運用する国保総合システムの次期更改に係る財政支援

1 現状・課題

- ・国民健康保険の制度改革により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として参画し市町村と共同運営が始まりましたが、高齢化の進展等に伴う医療費の増加に耐えられる財源の確保と医療費の適正化が課題です。
- ・公費拡充の一環として創設された保険者努力支援制度においては、各都道府県の医療費適正化の努力を促すためにも、年齢調整後の一人当たり医療費に係る評価の配点を引き上げる必要があります。
- ・国の規制改革実施計画等を踏まえた国民健康保険連合会が運用する国保総合システムの次期更改は、当初想定を上回る費用負担が見込まれることから、財政が脆弱な国保保険者や国保加入者に追加の財政負担が生じないように、国の支援が必要です。

○ 「保険者努力支援制度」配点

一人当たり医療費が低い場合（20点）より、前年度から一定程度改善した場合（40点）の配点が高くなっており、これまでの努力で常に低い医療費水準を維持している都道府県では、更なる改善が困難であり、得点しにくい配点となっている。

2 本県の取組

- ・本県では、長年にわたり、県民の健康づくりや介護予防活動などの取組に努めてきた結果、一人当たり医療費の低水準を確保してきました。

< 一人当たり医療費の全国比較（市町村国保） >

（単位：円）

年度	本 県		一人当たり医療費	全 国	
	一人当たり医療費	順位(低額順)		1位(低額順)	47位(低額順)
29	351,892	12	362,159	317,048 茨城	447,912 山口
30	358,887	12	367,989	321,370 茨城	456,794 島根
R1	370,509	12	378,939	331,200 東京	471,489 島根

※国民健康保険事業年報

【県担当課】国民健康保険課

34 晩年における医療・ケアに関する希望を叶えるための環境づくり

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 人生の晩年や末期^{まっこ}に関する本人の意思を表明した書面について、法的な効力を高める措置○ 身近な医療従事者であるかかりつけ医が、晩年の治療に関する本人の意思をカルテに記載する仕組みの構築 |
|---|

1 現状・課題

- ・医療従事者は、本人の意思を表明した書面がない場合、本人が望まない場合であっても人工的水分・栄養補給法や胃ろう等の延命治療をしなければならない場合があります。
- ・本人の意思を表明する書面がある場合でも、現状は法的有効性が不十分であることから、医療従事者は、患者の治療の中止を巡って本人以外の意思にさらされる可能性があります。
- ・法的有効性を高めるためには、かかりつけ医によるカルテへの記載も本人の意思を残す有効な手段と考えられますが、取組は進んでいません。
- ・同様に、本人の意思を表明する書面の公正証書化も考えられますが、一般に馴染みが薄いことから、行政が手続を支援するなど、公正証書化に取り組みやすくなる仕組みづくりが必要です。

2 本県の取り組み

- ・平成31年3月に医療・介護従事者、行政、NPO、ジャーナリズム、文化研究者等による「人生の最終段階における医療・ケアの在り方」に関する検討会を設置し、令和3年3月、3年にわたる議論を取りまとめた提言書「人生100年時代における自分らしい晩年そして末期のために」が県に提出されました。
- ・提言書を県ホームページで公開し、本人の意志を表明するために検討会が新たに提案した書式「生きかた死にかたー私のこだわり覚え」をダウンロードできるようにしています。
- ・令和3年度以降は、医療・介護従事者向け、県民向けにセミナーを開催するなど、ACP（Advance Care Planning いわゆる「人生会議」）や意思表示書に関する普及啓発を図っています。

【県担当課】医療政策課

35 認知症とともに暮らす地域づくりの推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 認知症施策展開の拠点となる認知症疾患医療センターの運営等に対する支援の継続
- 認知症の人が起こした事故の損害賠償に対する支援制度の創設
- 介護者を温かく見守り支える「やさしい社会」をつくるため、本県が作成した「介護マーク」の全国普及の一層の推進

1 現状・課題

- ・高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中で、若年性認知症の人への支援も含めて、認知症施策の推進は、重要です。
- ・本県では、令和元年6月に国が策定した「認知症施策推進大綱」に沿って、令和3年3月、「認知症とともに暮らす地域づくり」を柱の一つに掲げ、「第9次静岡県長寿社会保健福祉計画」を策定しました。
- ・認知症疾患医療センターでは、国庫補助金等を活用し、早期発見、早期対応を基本として、地域の実情に応じた取組を実施しており、認知症施策展開の拠点となる同センターの運営等に対して継続した支援が必要です。
- ・また、認知症の人が起こした事故などにより、第三者に負わせた損害を家族等が損害賠償を求められる事態に備え、民間保険を活用した事故救済制度をはじめとした対策も求められています。
- ・さらに、在宅高齢者をはじめ、地域で援護を要する人を、家族だけでなく、地域で共に支え合う体制づくりや、在宅で介護する人がより介護しやすい環境を整備する必要があります。

2 本県の取組

- ・本県では、県内全ての2次保健医療圏域に認知症疾患医療センターを計15か所指定するとともに、医療と介護の連携を強化するため、認知症サポート医リーダーを養成して多職種連携を促進し、適時・適切に切れ目なく医療・介護等が提供されるよう、取り組んでいます。

【県担当課】福祉長寿政策課

- ・また、認知症疾患医療センター等が、認知症サポート医リーダーと連携し、地域に出向き、相談や予防に対する助言を行うなど、認知症施策を地域包括ケアシステムの中心となる施策として位置づけ、地域の実情に応じた、認知症の人を支える体制づくりを推進しています。
- ・さらに、認知症の人が行方不明時に早期発見・保護できるよう、見守りが必要な人を全ての市町が事前登録し、所管の警察署と共有する取組を推進しており、一部の市町では、事前登録と併せて、認知症の人の事故を補償する民間保険への加入を支援しています。

＜認知症の主な取組（平成 30～令和 2 年度）＞

年度	認知症疾患医療センター		認知症サポート医 養成	認知症サポート医 リーダー養成
	鑑別診断	相談対応		
30	2,316 件	9,916 件	293 人 (H17～H30)	105 人 (H29～H30)
元	2,206 件	10,634 件	41 人	25 人
2	2,137 件	11,500 件	12 人	19 人
合 計	—	—	346 人	149 人

- ・県では、介護中であることを周囲に知らせるための「介護マーク」を制定し、平成 23 年 4 月から県内各市町で配布しています。

＜介護マークの配布数推移＞

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2
配布数	1,448	1,151	1,217	963	712	579	291
累計	21,714	22,865	24,082	25,045	25,757	26,336	26,627

36 介護保険制度の円滑な推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

○介護報酬の引き上げ

- ・ 介護職員等の給与の適切な水準への引き上げ
- ・ 職員の資格、経験を適切に反映した介護報酬の改定
- ・ ユニットケアに対する人員配置に見合った介護報酬の引き上げ
- ・ 居宅介護サービス計画費及び介護予防サービス計画費の引き上げ
- ・ 大規模修繕に対応するための引き上げ
- ・ 地域密着型介護福祉施設サービス費の引き上げ
- ・ 介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算の見直し
- ・ 訪問介護の介護報酬の引き上げ

○低所得者対策の一層の充実

- ・ 低所得者対策の一層の充実を図るとともに、特に所得の低い方でも老人保健施設や介護医療院などの施設サービスを受けられるような負担軽減措置の充実
- ・ 所得の低い方でも認知症対応型共同生活介護サービスや小規模多機能型居宅介護サービスの宿泊サービスが利用できるような負担軽減措置の充実

○介護保険料の上昇を抑制するための公費負担の充実

○財政調整交付金の調整事由に介護サービスの供給量を加味する等の見直し

○介護支援専門員の国家資格化

○在宅で安心して生活できるよう、居宅サービスの支給限度額の引き上げ

○集合住宅の運営法人と同一法人（関連法人含む）が運営する居宅介護支援事業所について、当該集合住宅の入居者における介護保険利用者数の上限割合の設定及び居宅介護支援費の見直し

○指定等の欠格事由に該当する事業者の役員等の範囲の拡大

○効果的な介護予防事業モデルの研究と提示

- ・ 介護予防事業への参加促進と実施効果の明確化に向けて、効果的な介護予防事業モデルの研究と提示

【県担当課】 福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課・健康増進課

○地域包括支援センターに係る予算措置の充実

- ・ 地域包括支援センターへの人員配置増加や要支援者の介護予防サービス支援計画書作成費用の増額等、予算措置の充実

○市町独自の高齢者福祉事業が円滑に展開できるよう、地域支援事業交付金の対象範囲の拡大及び市町が単独で事業を実施するための財政措置の充実

○地域医療介護総合確保基金による施設整備にかかる十分な財源の確保及び大規模修繕に係る補助条件の緩和

○高齢者の安心安全の確保のため、宿泊を伴う小規模な高齢者施設等へのスプリンクラー整備に対する支援等の防火対策の充実

○外国人介護職員受入のための支援

- ・ E P A（経済連携協定）による介護福祉士候補者について、在留期間を延長できる対象者の拡大及び受入施設の負担軽減措置

○介護福祉士修学資金貸付事業の制度見直し

○介護人材の確保・育成を図るための財源の確保

○地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用して実施する介護人材の養成、確保、定着支援事業について、対象事業を限定せず、都道府県の裁量により主体的に取り組むことができる措置

○訪問サービス提供時の介護従事者に対する利用者等によるハラスメント行為により二人体制の訪問が必要なケースで、同意が得られず事業者が介護報酬上の二人訪問加算が算定できない場合の財政的な措置

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の設置促進策の充実

○訪問リハビリテーションの指定要件の緩和

1 現状・課題

- ・介護保険制度は、制度創設以来 20 年が経過し、高齢者の生活には不可欠のものとなっていますが、今後の高齢化の進行に伴い、利用者に必要なサービスの提供が確保されることに加え、介護保険がより利用しやすい制度となるよう、利用者に対する配慮が必要です。
- ・介護職場での人材不足は深刻であるため、介護報酬の引き上げや介護職員処遇改善交付金、介護職員処遇改善加算などにより介護職員の処遇改善が図られていますが、介護職員の確保のためには、更なる介護報酬の引き上げや支援の継続が必要です。
- ・平成 18 年度の制度改正により、介護予防や地域密着サービスなどが取り入れられましたが、制度が定着し、介護保険が十分機能することが必要です。

2 本県の取組

- ・必要なサービスの安定提供のため、人材の確保に加え、能力・資格・経験に応じた給与・処遇体系を定める「キャリアパス制度」の導入支援などにより、介護職員が将来展望をもち、長く働くことができる働きやすい職場環境を整備してきました。

<県所管の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善加算届出等の実績>

	対象事業所	届出事業所	加算届出率	キャリアパス要件 I の割合	1 人当たり改善月額 (平均) : 円
H25	3,175	2,588	81.5%	58.9%	17,428
H26	3,413	2,718	79.6%	59.5%	17,241
H27	3,626	2,985	82.3%	75.6%	26,123
H28	3,289	2,874	87.4%	81.2%	25,703
H29	3,309	2,919	88.2%	85.1%	37,400
H30	2,157	1,921	89.1%	93.8%	48,464
R 1	2,142	1,968	91.9%	93.5%	47,898
R 2	2,175	1,985	91.3%	96.2%	47,861

* キャリアパス要件 I の割合…職位職責に応じた給料表等の整備をしている事業所の割合

* 1 人当たり改善月額 (平均) …実績報告 (翌年度の 7 月末提出期限) から算定した金額

- ・本県では、いつでもどこでも誰でも必要な施設サービスを受けられるよう、静岡県長寿社会保健福祉計画に沿って、計画的な介護保険関連施設等の整備を促進してきました。
- ・将来的に必要とされる介護・福祉人材の確保のため、若年層を中心とした県民の介護・福祉の仕事に対する理解を深めるとともに、多様な人材の新規就労や、待遇改善や介護業務の効率化による職員の負担軽減等を通じた職場定着を促進してきました。

【県担当課】福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課・健康増進課

37 障害者支援施策の充実

[要望・提案先：文部科学省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

○障害のある人が地域で安心して暮らすことができる社会を目指して、地方公共団体及び障害者団体の意向を踏まえた以下の点に関する適切な対応

[厚生労働省]

- ・ 所得の少ない障害のある人に対するサービス利用料等の減免措置や障害年金制度など、障害のある人への所得保障のあり方
- ・ 地域の相談支援体制の充実及び相談支援事業者に対する報酬単価等の経営基盤を含めた支援制度の充実
- ・ 事業者の経営基盤の安定化（特にグループホームや就労継続支援B型などの事業所の運営実態に即した報酬単価の改善）や触法行為者及び重症心身障害児者など支援が困難な利用者への対応など支援制度の充実
- ・ 専門性の高い従事者の養成制度や支援環境の充実など障害種別に応じた支援システムづくり
- ・ 障害のある人が必要とする支援が受けられる支給決定手続の導入及び支給決定基準の明確化並びに市町の障害者自立支援給付に係る超過負担の解消
- ・ 利用者の利用要件の見直し（特に特別支援学校卒業者のサービス選択に制限があることや施設入所要件など見直し）
- ・ 移動支援や日常生活用具等給付など地域生活支援事業を安定的に実施するため、市町の事業実績に見合った十分な財政的な裏付け
- ・ 工賃向上計画に基づいた取組を推進するため、都道府県の事業実績に見合った十分な財政的な裏付けと円滑な事業執行のための早期内示

○障害者手帳のカード型の導入に伴う十分かつ恒久的な財政的支援と国による障害のある人、各種関係団体等への周知[厚生労働省]

- 発達障害児者の実態調査の実施[厚生労働省]
- （仮称）発達障害者手帳制度の創設[厚生労働省]
- 発達障害の早期発見、早期支援を実現するため、乳幼児健診等におけるアセスメント手法の開発[厚生労働省]
- 発達障害を診断できる専門医の早期養成[厚生労働省]
- 児童発達支援センターにおける障害のある子どもへの食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和[厚生労働省]
- 発達障害に対応する就労移行支援事業所への支援など就労支援の充実
[厚生労働省]
- 医療的ケア児支援センターの設置など、医療的ケア児支援法で求められる措置に対応するために必要な情報の提供及び十分な財政的な裏付け [厚生労働省]
- 高次脳機能障害の医学的リハビリテーション後の連続した支援体制の充実
[厚生労働省]
- 障害のある人の自立を支援するため、最低限必要な手話通訳等の情報保障が確実に
行われるための法令等の整備や財源の保障[厚生労働省]
- 精神保健福祉手帳の交付を受けた人に対するJR等旅客運賃、有料道路通行料金
等の他手帳と同等の割引の適用[厚生労働省]
- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金など障害福祉サービスの提供基盤の整備
に対する財政支援の充実及び着実な実施に向けた早期内示[厚生労働省]
- 障害のある人の社会参加を促進するため、障害者スポーツの振興施策の充実
[厚生労働省・文部科学省]
- 医師が補聴器の装用が必要と認めた軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入費
助成事業の創設[厚生労働省]
- 精神障害者が安心して在宅で生活するための精神科救急医療体制を整備するた
め、都道府県の要望に即した国庫補助金の配分[厚生労働省]
- 措置入院に係る手続や措置入院者の退院後の支援について、地方自治体への財政
支援の充実及び退院時措置入院以外の者に対する本人負担分への助成制度の創
設[厚生労働省]
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律への民生委員の協力に係る規定の追
加及び精神保健福祉相談員に係る規定の充実[厚生労働省]
- 災害拠点精神科病院に係る診療報酬への加算等制度の創設[厚生労働省]

1 現状・課題

- ・障害に対する社会の理解不足が障害のある人の自立と社会参加を阻む要因の一つです。
- ・平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービス等の対象に「難病患者等」が追加され、平成 30 年 4 月に施行された改正障害者総合支援法に基づき、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が進められています。
- ・旧障害者自立支援法については、特別対策や緊急措置などが行われたほか、平成 24 年度まで幾度かの利用者負担軽減措置が行われ、障害福祉サービス報酬改定も定期的に実施されています。
- ・発達障害者支援法の一部改正が平成 28 年 8 月 1 日に施行され、発達障害者に対する支援の一層の充実が図られることとなりました。
- ・精神保健医療福祉の改革ビジョンに基づく、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本方策の実現に向けて、精神障害者の地域移行に取り組んでいます。
- ・診療報酬の改定により、平成 30 年度から措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みが導入されました。
- ・障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまでのそれぞれのライフステージにおいて、個々の障害特性に応じたきめ細かな支援が必要です。
- ・障害のある人の自立を支援するためには、障害のある人自身の力を引き出すエンパワーメント施策の充実や社会全体のユニバーサルデザイン理念の普及・定着が必要です。
- ・聴覚に障害のある人に対する情報保障として、「電話リレーサービス」の提供が令和 3 年 7 月から開始されましたが、コロナ禍での「新しい生活様式」において、マスクの着用や非接触が励行される中、視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の確保による情報保障のさらなる充実が求められています。
- ・障害のある人の自立と社会参加を促進するには、手話言語法（仮称）のほか、多様なコミュニケーション支援の充実のための法令等の整備が必要です。
- ・これまでも障害福祉サービスの利用者負担軽減措置が講じられてきましたが、他の制度の負担も含めて所得の少ない障害のある人に対する負担のあり方や、障害基礎年金の公平な給付など、所得保障の検討が必要です。

【県担当課】 障害者政策課・障害福祉課・スポーツ振興課

- ・障害のある人の地域生活を支援するためには、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう相談支援体制の充実を図るとともに、サービスを提供できる基盤の計画的な整備が必要です。
- ・一方、障害福祉サービス提供事業者は、個別支援計画を作成し、均質なサービスの提供を行うこととなっていますが、それぞれの障害特性や個人の個性に合わせた必要な支援を行っているとは言えないのが現状であり、画一的でない、障害のある人が必要とする支援が受けられるきめ細かなシステムの構築が必要です。
- ・平成27年度からは障害福祉サービスを利用する全ての障害のある人にサービス等利用計画を作成することとなっていますが、基本相談に係る報酬が算定されていないなど、計画策定に当たっての相談支援事業所への負担が大きいため、相談支援事業所に対するより一層の支援の仕組みが必要です。
- ・障害のある人が自ら受けたいサービスを選択できるよう、自己選択・自己決定ができるシステムづくりと、進路やサービスについての多様な選択肢の提供が必要です。特に障害支援区分や就労経験の有無などによって利用できるサービスが制限されない、自ら望むサービスが提供されるシステムづくりが不可欠です。
- ・障害のある人の移動支援や日常生活用具等給付は、日常生活上不可欠なもので障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられていることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業を実施するため、十分な財政的支援が必要です。
- ・障害のある人の地域生活を支援するためには、経済的な基盤となる工賃水準の向上が必要であることから、工賃向上計画に基づいた取組を推進し、安定的に事業を実施するための財政的支援と円滑な事業の執行が必要です。
- ・障害者手帳のカード型の導入は、新たな財政負担を強いるものであることから、十分かつ恒久的な財政的支援と、国の責任において障害のある人、各種関係団体等への周知が必要です。
- ・発達障害児者に必要な支援を効率的に行う体制を整備するためには、発達障害児者の実態把握を行う必要があります。また、支援が必要な発達障害児者の把握のためには、発達障害の特性を反映した手帳制度の創設が必要です。
- ・発達障害は、早期発見、早期支援が重要であるため、発達障害を診断可能な医師の確保、発達障害の早期発見、早期支援を実現するためのアセスメント手法の開発や人材を養成する必要があります。

- ・発達障害児の療育に当たって、地域における中核的な支援機関となる児童発達支援センターの設置促進により、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられる体制の構築が必要ですが、県内の市町や圏域における設置は進んでいません。設置の障壁となっている施設の設備基準が緩和される必要があります。
- ・知的障害を伴わない発達障害者は、現在の障害者支援策では適切な支援が受けられず、職場に定着することが困難なため、成人期における就労支援体制の充実が必要です。
- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行され、国や地方公共団体の責務が明らかにされ、都道府県には医療的ケア児支援センターの設置等が求められているが、令和3年度において国予算の追加措置がなく、また、令和4年度予算においても具体的な情報が無く予算措置の調整に苦慮しております。
- ・高次脳機能障害の医療から就労等社会復帰までの連続したケアを行うための支援体制の充実が必要です。
- ・障害者手帳の交付を受けた人は、様々な福祉サービスを受けることができますが、精神保健福祉手帳に係るサービスは、他の手帳に係るサービスよりも対象が限られています。
- ・身体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度難聴児には、補聴器が必要な場合でも購入費に対する公的助成制度がなく、保護者の経済的負担が大きくなっています。
- ・精神科救急医療体制に要する国庫補助金が削減され、精神障害者が安心して在宅で生活するための事業の実施に支障を来たしています。
- ・措置入院者の退院後の支援には、措置入院者本人や家族の意思を反映した計画作成が必要です。また、都道府県等の支援体制の充実が必要です。
- ・災害拠点精神科病院については、令和元年6月に厚生労働省医政局長及び障害保健福祉部長通知より指定要件が示され、同年12月においては、令和2年度中までの指定を求められました。
- ・災害拠点精神科病院には、災害時における精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化、災害精神医療の拠点として機能を求める一方で、災害拠点病院のように診療報酬への加算等のインセンティブがありません。今後、災害拠点精神科病院を整備、維持していく上では、診療報酬への加算等は不可欠なものになります。

【県担当課】 障害者政策課・障害福祉課・スポーツ振興課

2 本県の取組

- ・「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、障害のある人の日中生活の場である障害福祉サービス事業所や、居住の場となるグループホームについて、着実に整備を進めています。
- ・平成30年3月に静岡県手話言語条例を制定し、県民の手話への理解の促進と手話を使いやすい環境の整備を進めています。
- ・発達障害者支援センターを設置し、発達障害者への相談支援等を行ってきましたが、相談件数は増加し、特に、成人期からの相談件数が増加し、相談内容は複雑化・多様化しています。
- ・医療的ケア児を含む重症心身障害児(者)に対する支援として、福祉・医療・当事者団体等の関係者で組織する協議会において施策を検討するとともに、日常生活の支援、相談体制の整備、専門人材の確保・養成に関する事業を実施しております。
- ・高次脳機能障害について、各地域を担当する相談支援事業所及び県全体を対象地域とする病院及び当事者団体を支援拠点機関として、支援コーディネーターを配置し、相談支援等を行ってきました。
- ・また、高次脳機能障害に関する診断、治療を行える医療機関が県内に少なく、各地域の支援拠点機関と連携できる医療機関が限られているため、高次脳機能障害に関する医療の均てん化を図り、高次脳機能障害の医療提供体制の充実を図って来ました。
- ・精神保健福祉手帳の交付者に対して、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図って来ました。
- ・精神科救急医療体制において、精神科救急の入院治療が必要な措置・医療保護者の受入れ施設を確保して来ました。
- ・精神科病院への措置入院者の退院後の地域生活への定着のため、医療・福祉・行政の連携を図り、退院後支援計画の策定や計画に基づく訪問支援等を行って来ました。
- ・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるようにするため、医療、福祉、行政等が連携し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるための事業を実施しています。
- ・令和3年2月に県内4病院を災害拠点精神科病院として指定しており、今後、更なる拠点の整備、維持を行っていきます。

【県担当課】 障害者政策課・障害福祉課・スポーツ振興課

38 生活保護制度等の適正な運用

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 福祉事務所の負担軽減を考慮した効率的な生活保護法の運用
- 不正受給対策の強化のための調査権限の拡大
- 生活困窮者自立支援制度の効果的な運用の実施と国庫補助率及び上限額の引上げ

1 現状・課題

- ・生活保護法の運用に当たっては、平成30年10月から3年間かけて、基準額の改定が行われる一方、基準額見直し（増額）の要望や、夏季加算の導入・冬季加算の復活などの要望も非常に多いことから、地方自治体の意見を取り入れ、適正かつ確実に成果が出るものとする必要があります。
- ・県内各福祉事務所は、コロナ禍により生活保護受給世帯数が増加傾向にあることや、複雑かつ複合的な課題を抱える要保護者に対し、時間をかけてきめ細かく対応していく必要があることから、実施機関における具体的な負担軽減策を検討する必要があります。
- ・不正受給の発生は後を絶たないことから、調査権限の拡大など、実効性が伴う不正受給対策の一層の強化を検討する必要があります。
- ・生活困窮者自立支援制度において多様な施策の展開を図り、支援の効果を高めるためには、実施主体における任意事業の積極的な取組を促す必要がありますが、そのためには、国庫補助率及び上限額の引上げが必要があります。

2 本県の取組

- ・本県では、長年にわたり、生活保護法施行事務監査の実施、不正受給対策等に取り組み、生活保護制度の適正な運用に努めています。
- ・ケースワーカーの業務の効率化及び質の向上に向けて、モバイルパソコンやスマートフォンを活用し、出張中のすき間を活用したケース記録作成、出張時の被保護者との連絡手段の確立等を図るよう、取組を進めています。
- ・不正受給対策として、実施機関の査察指導員等を対象とした研修会を開催しています。
- ・「多職種ネットワークづくり推進員」を配置し、各地域で医療、司法、福祉の専門家や行政担当者らが参加する「多職種ネットワーク」を構築し、生活困窮者からの様々な悩みを複数の専門家が一体的に相談に応じる取組を進めています。

【県担当課】地域福祉課

持続的な発展に向けた新たな挑戦

(3) デジタル社会の形成

39 AI、ICT人材の確保・育成

[要望・提案先：経済産業省]

【要望・提案事項】

- 各階層に応じたICT人材の育成に対する支援（ICTベンチャーと地域企業とのマッチング機会創出、企業内の中核的人材や次世代人材の育成等）
- 新たにICT関連事業所を開設する企業に対する支援
- IoT推進コンソーシアムやIoT推進ラボ等の活動の地方への普及と地域の中小企業のIoT活用支援
- ICTやロボット技術等に知見のある人材の派遣や育成研修の実施などによる中小企業への支援

1 現状・課題

- ・我が国が目指すSociety5.0を実現するためには、質・量ともに圧倒的に不足しているAI、ICT人材を確保・育成する必要があります。
- ・地域の中企業が積極的にIoTの活用に取り組むためには、「IoT推進ラボ」等の活動を通じて地域での成功事例を生み出していくことが重要です。
- ・また、人材、資本、専門知識等の経営資源に制約のある中小企業が、積極的にICTの活用に取り組み、効率的な企業経営を実現することができるよう、相談会やマッチング、専門家派遣などの支援が必要です。
- ・特に、コロナ禍を契機として、遠隔・非接触技術の導入等のデジタル化、デジタル変革が急速に進展しており、取組の加速が求められています。

2 本県の取組

- ・本県では、平成30年度に「ふじのくにICT人材確保・育成戦略」を策定し、トップレベルの人材の確保から次世代を担う人材の育成に至るまで、幅広い層を対象とした施策に取り組んでいます。
- ・特に、トップレベルの人材の確保については、令和元年度より、首都圏を中心としたICTベンチャーと県内企業とのマッチングを目的とした「TECH BEAT Shizuoka」を開催し、高度な技術を有する人材の集積や地域企業への最先端技術の導入、ICT交流拠点の形成を目指しています。
- ・また、産学官連携組織である「静岡県IoT導入推進コンソーシアム」を中心に、中小企業のIoT活用を促進する各種事業を実施するとともに、県工業技術研究所に「静岡県IoT推進ラボ」を整備し、中小企業へのIoT技術導入を促進しています。
- ・ロボット技術アドバイザーの設置や導入事前検証・事業化可能性調査に対する助成など、中小企業におけるロボットの導入支援に取り組んでいます。

【県担当課】産業イノベーション推進課

40 市町情報システムの標準化・共通化の推進

[要望・提案先：総務省・デジタル庁]

【要望・提案事項】

○ 標準準拠システムへの移行対象業務に係る早急かつ的確な情報提供

1 現状・課題

- ・国は「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」（令和2年12月策定）において、住民記録、地方税、福祉等の住民生活に直結する基幹系業務システムについて、原則として令和7年度までに、全ての地方自治体で国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行することとしています。
- ・令和4年4月現在、移行の対象としている基幹系20業務のうち11業務の標準仕様が未提示であり、システム移行に遅れる市町が発生することなく、自力で標準化・共通化に取り組めるよう、国による早急かつ的確な情報提供が求められています。

2 本県の取組

- ・本県では、「ふじのくにD X推進計画」（令和4年3月策定）に基づき、積極的に県内市町への個別訪問を行い、市町のD X推進への理解促進及び計画に基づく取組の推進を図るほか、多様な形で市町の支援に取り組んでいます。
- ・市町情報システムの標準化・共通化の支援については、システム移行に遅れる市町が発生することなく、自力で標準化・共通化に取り組めるよう、相談窓口の設置や、アドバイザー派遣によるアウトリーチ型支援等に取り組んでいます。

【県担当課】 デジタル戦略課

持続的な発展に向けた新たな挑戦

(4) 環境と経済が両立した 社会の形成

41 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- 脱炭素社会の実現に必要な財源の確保と地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の拡充
- 国の地球温暖化対策計画の目標と方向性を同じくする実行計画の策定に向けた市町への技術的支援の拡充
- ブルーカーボン等、新たな吸収源対策を踏まえた温室効果ガス吸収量の算定方法の確立

1 現状・課題

- ・ 県では、温室効果ガスを2030年度に2013年度比46.6%削減する目標を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくこととしています。
- ・ 脱炭素社会の実現に向けて、県内の市町も国や県と同等の目標を掲げ、それぞれの地域において脱炭素化に向けた取組を計画的に推進するためには、地方の実情に応じた安定的で活用しやすい財源の確保が必要です。
- ・ また、令和3年度に3市で新たな温暖化対策実行計画が策定され、令和4年度以降も14市で策定予定ですが、小規模な市町では人員面等の制約もあり、市町における計画策定や施策の推進には、専門人材の派遣や研修会の実施など十分な技術的支援が必要です。
- ・ さらに、カーボンニュートラルを目指す上では、省エネや再生可能エネルギー導入等による、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、今後は、削減しきれない温室効果ガスを吸収する、吸収源対策も重要となります。
- ・ 県では、従来の森林吸収源の確保に加え、農地土壌、ブルーカーボンなど新たな吸収源の確保を見込んでいますが、吸収量の算定方法が確立されていないものもあり、今後これらの取組を進めていくためには、早急な算定方法の確立が必要です。

2 本県の取組

- ・ 静岡県地球温暖化対策実行計画では、2050年の脱炭素社会の実現を目指し、「徹底した省エネルギー対策等の推進」、「再生可能エネルギー等の導入・利用促進」、「技術革新の推進」、「吸収源対策の推進」の4つを施策の柱と定め、取組を推進していきます。
- ・ 市町の温暖化対策のため、有識者による国や企業、先進自治体の取組等に関する勉強会の開催に加え、市町の環境審議会への参画など、積極的に支援をしています。

【県担当課】環境政策課

42 エネルギー政策の推進

[要望・提案先：経済産業省・国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 再生可能エネルギー固定価格買取制度の効果的な運用と情報開示の徹底、事業計画認定における施設の適正な管理[経済産業省]
- 開発事業者により不適切に開発された太陽光発電施設を使用してFIT認定事業者が発電事業を行う、FIT法の潜脱を防止する制度の創設[経済産業省]
- カーボンニュートラル社会の実現に向けた再エネ等の発電設備の高効率化や蓄電池の性能向上、水素及びアンモニア等に係る基盤技術開発への更なる支援
[経済産業省]
- 住宅用太陽光発電の更なる導入拡大と設備の維持を図るため、電力の自家消費を推進させる取組の強化[経済産業省・国土交通省・環境省]
- 再生可能エネルギーの導入に係る規制改革の推進と地域共生への配慮
[経済産業省・国土交通省・環境省]
- 災害に強い電力供給体制の構築と早期復旧に向けた体制の強化及び非常用電源の確保並びに電気事業者に対する指導[経済産業省]

1 現状・課題

<現状>

- ・国は、令和3年10月、エネルギー政策基本法に基づく「第6次エネルギー基本計画」を閣議決定し、安全性を前提とした上でエネルギーの安定供給を第一とし、経済効率の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適合を図ることを方針として掲げています。
- ・また、令和2年10月、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、同年12月に「経済と環境の好循環」を作る産業政策であるグリーン成長戦略を公表しました。
- ・グリーン成長戦略は、電力部門の脱炭素化については再生可能エネルギーの最大限の導入と蓄電池の活用を図る他、水素発電や燃料アンモニアを活用するとしています。また、電力部門以外の脱炭素化については電化を中心に進めるとし、熱需要には水素化やCO2回収で対応するとしています。
- ・再生可能エネルギーの発電比率を、2019年度の約18%から、2030年度には36%

【県担当課】危機対策課・エネルギー政策課

～38%に引き上げるとしています。

<課題>

(1)再生可能エネルギーの導入・電力システム改革関係

- ・再生可能エネルギーの導入拡大のため、固定価格買取制度の効果的・合理的な運用を図るとともに、事業計画認定等の状況をより詳細、迅速に公表することが求められます。
- ・県内では、景観や眺望の阻害、環境破壊、災害リスクなどの懸念から大規模な太陽光発電設備等の設置の規制を求める動きもあります。再生可能エネルギーの導入については、規制緩和を原則としつつ、事業者による適正な管理を徹底するとともに、一定規模以上の設備については地域住民への事前説明を義務づけるなど、地域の事情にも十分配慮する必要があります。
- ・また、大規模太陽光発電については、FIT認定事業者と実際の開発手続きを進める事業者（以下「開発事業者」という。）が異なっているケースが見られ、仮に開発事業者が、FIT法や事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）を遵守しなくても、開発手続きが進められてしまう恐れがあります。開発事業者により不適切に開発された太陽光発電施設を使用してFIT認定事業者が発電事業を行う、FIT法の潜脱を防止する制度を創設する必要があります。
- ・住宅用太陽光発電は、新規導入者の買取価格が年々低下しているため、設備導入による経済的メリットが薄れてきています。また、令和元年11月以降、FIT買取期間が満了したいわゆる卒FIT者が売電を継続する場合、買取価格は通常、10円前後と安価になるため、設備の故障等により太陽光発電を止めてしまう恐れがあります。これらのことから、住宅用太陽光発電による自家消費等の新たな価値を普及させ、更なる導入拡大と卒FIT者の設備の維持を図る必要があります。
- ・再生可能エネルギーの普及を推進し、カーボンニュートラル社会を実現するためには、発電設備の高効率化や、蓄電池の性能向上、水素やアンモニアの利活用、ICT技術で制御された地域自立型エネルギーシステムの構築など、基盤技術の開発が不可欠です。
- ・カーボンニュートラルの達成には、あらゆる分野での取組が必要となりますが、脱炭素化への関心はあるものの具体的な取組にまで至っていない企業が多く見受けられます。

(2)災害対策関係

【県担当課】危機対策課・エネルギー政策課

- ・本県では平成30年9月の台風24号による電線等の損傷により、県内34市町において71万戸を超える停電が生じ、信号機の停電や断水、携帯電話の通信障害などの被害を受け、完全復旧までに6日間もの時間を要しました。
- ・また、令和4年3月には、福島県沖地震の影響により火力発電所が停止したことや悪天候等を契機として、東京電力及び東北電力管内で電力需給ひっ迫警報が発令されました。
- ・大規模災害時など不測の事態においてもエネルギーの安定供給を維持するためには、災害に強い小規模分散型のエネルギー供給体系の構築を図る必要があります。

2 本県の取組

- ・令和4年3月に「ふじのくにエネルギー総合戦略」を策定し、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消の推進により、一極集中型のエネルギー供給体制から、災害に強い小規模分散型の供給体制への移行を目指すとともに、「企業脱炭素化支援センター」を設置し、県内企業のカーボンニュートラルへの取組を支援していきます。
- ・平成30年7月に設立した「静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会」において、エネルギー関連技術の研究者と県内企業とのマッチングを促進し、技術開発を支援しています。
- ・また、国の産業技術総合研究所と県内企業の共同研究により高度な研究開発を行う企業を支援する先端企業育成プロジェクト推進事業では、カーボンニュートラルの取組を優先採択することとしており、県内企業が抱える技術開発上の隘路の克服を図っています。

43 プラスチックごみによる海洋汚染対策の推進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- プラスチックごみによる海洋汚染対策やマイクロプラスチックの発生原因の究明、分布状況の把握及び除去・発生抑制対策など国による総合的な取組の推進
- 国の「プラスチック資源循環戦略」の目的に沿った取組を実施する地方自治体への財政的・技術的支援の拡充

1 現状・課題

- ・ プラスチックは、私たちの生活に利便性をもたらす一方で、廃棄されても分解しない性質があることから、プラスチックごみによる海洋汚染が自然環境や生態系に悪影響を及ぼしています。
- ・ 国においては、令和元年5月31日に、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを目指す「プラスチック資源循環戦略」を策定・公表し、プラスチックごみの海洋流出を防止するため、ポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進することとしています。同戦略を具体化して、プラスチックの資源循環を総合的に推進するべく、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されました。
- ・ プラスチックごみによる海洋汚染は、世界的な課題であり、特に、人間の健康への影響が懸念されるマイクロプラスチックについては、発生原因の究明、分布状況の把握、除去・発生抑制対策など、国レベルでの総合的な対応が求められます。また、国の「プラスチック資源循環戦略」の目的に沿った取組を実施する地方自治体への財政的・技術的支援の拡充が必要です。

2 本県の取組

- ・ 「静岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、県及び市町が事業主体となって、海岸漂着物等の回収・処理事業及び発生抑制事業を実施しています。
- ・ 令和元年度から県民一人ひとりがプラスチックごみの海への流出防止や発生抑制に取り組む6R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リターン、リカバー）県民運動を展開しています。

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

44 P C B 廃棄物の早期処理の促進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- 民間事業者及び地方自治体における P C B 廃棄物の処理に対する財政支援措置の拡充
- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）による高濃度 P C B 廃棄物の確実な処理

1 現状・課題

- ・ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」において、高濃度の P C B 廃棄物は遅くとも令和 3 年度末までに、低濃度の P C B 廃棄物は令和 8 年度末までに処分することが義務付けられております。
- ・ 民間事業者からは、濃度分析や低濃度 P C B 廃棄物の処理費用が P C B 廃棄物処理基金の助成対象とならないため、財政支援措置の拡充を求められています。また、令和 4 年度から高濃度 P C B を含む安定器等を処理する際の中小企業に対する助成率が 70% から 44% に引き下げられました。
- ・ 都道府県及び市町村においては、低濃度 P C B 廃棄物である変圧器やコンデンサー、塗膜くず等を保管しており、これらの処理には多額の経費を要するため、財政支援が必要です。
- ・ 高濃度 P C B 廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）において処分委託することとなっていますが、北九州事業所の一時受入停止（令和 4 年 2 ～ 5 月（予定））に伴い、民間企業における保管や県の代執行が継続状態となっており、全ての高濃度 P C B 廃棄物が速やかに処理されていくことが必要です。

2 本県の取組

- ・ 法定期限までに確実に処理するよう、P C B 廃棄物等の所有者の把握や、対象者への指導、県民への周知・広報等に取り組んでいます。
- ・ 平成 30 年度以降は、環境省が示す「P C B 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」に沿って、P C B 廃棄物等の所有者調査を実施し、所有者の把握に努めるとともに、判明した所有者に対する指導、調査未回答者への督促等を実施しています。
- ・ 受入停止に伴う継続保管物については、環境省等に情報提供するとともに事業者にも適正保管を指導しています。
- ・ 代執行により保管している廃棄物については、処分に係る予算措置を継続し、定期巡回や監視カメラによる適正保管に努めています。

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

45 一般廃棄物処理施設の整備促進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- 循環型社会形成推進交付金等の十分な予算確保
- ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の推進に対する財政支援

1 現状・課題

- ・ 一般廃棄物処理施設が更新時期を迎えた市町や一部事務組合（以下「市町等」という。）は循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）を活用し、計画的な施設整備事業に取り組んでいますが、交付金が要望額に満たない場合は、市町等の負担の増加を招くだけでなく、施設の統廃合への影響も懸念されることから、十分な予算確保が必要です。
- ・ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下、「広域化等」という。）を図るため、令和4年度から令和13年度の10年間を計画期間とする「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定しましたが、広域化等を推進していくためには、財政支援が必要です。

2 本県の取組

- ・ 令和3年度に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づく市町等による施設整備を推進してまいります。

46 家電リサイクル対策の充実

[要望・提案先：経済産業省・環境省]

【要望・提案事項】

- 家電リサイクル料金の前払化や価格内部化方式の採用など購入時負担の明確化
- 家電リサイクル料金の支払窓口の拡大、引取り義務対象外品の排出時の回収体制の改善
- 家庭用の製品への家電リサイクル法の対象品である旨の表示の義務化

1 現状・課題

- ・ テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、エアコンの4品目を対象とした家電リサイクル料金の支払い方法は、排出時に使用した個人や事業所が自ら家電リサイクル券を郵便局で購入する「後払方式」となっており、負担感が生じることから、家電リサイクル料金の前払化や価格内部化方式の採用など購入時負担の明確化が必要です。
- ・ 加えて、支払窓口が少ないことや、小売業者に引取り義務がない廃家電は費用負担に加え引取所への搬入等が必要となり、不法投棄を招くおそれがあることから、支払窓口の拡大、引取り義務対象外品の回収システムの充実など排出時の回収体制の改善が必要です。
- ・ 家電リサイクル法の対象となる家電4品目は、業務用であれば同法の対象外ですが、家庭用の仕様であれば、事業所で使用されたものであっても同法の対象となります。しかし、製品に同法の対象である旨の表示がないため、同法に拠らずに産業廃棄物として処理されてしまうおそれがあります。排出者が適切に判断できるように、家庭用の製品に同法の対象となる旨の表示が必要です。

2 本県の取組

- ・ 廃家電等の不法投棄を防止するため、監視・指導を強化するとともに、市町や県民と連携し、不法投棄の未然防止や早期発見に取り組んでいます。
- ・ 平成29年6月に廃棄物処理法が改正され、有価物である使用済家電（家電4品目及び小型家電28品目）の保管や処分を行う事業者に対して都道府県等への届出が義務付けられたことから、事業者が不適正処理を行わないよう、指導や立入検査を実施しています。

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

47 東日本大震災の災害廃棄物の受入れ市への支援

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- 東日本大震災の災害廃棄物の受入れに伴う最終処分場周辺における放流水のモニタリングの継続実施及び放流水のモニタリングが必要な回数や期間等、基準の明示

1 現状・課題

- ・ 本県では、東日本大震災の被災地の復旧・復興のため、廃棄物処理施設を有する県内5市で、国から協力要請のあった災害廃棄物を、平成25年3月18日までの間に3,176 t受け入れました。

市別受入れ量

	静岡市	浜松市	島田市	富士市	裾野市	計
受入れ量	1,102 t	1,313 t	628 t	49 t	84 t	3,176 t

- ・ 災害廃棄物の処理に当たっては、搬出時や焼却後に放射性セシウム濃度等を測定し、国及び県の基準を満たしていることを確認していますが、最終処分場となる廃棄物処理施設周辺の住民は、放射性物質による健康への影響を心配しています。
- ・ 国は、最終処分場周辺における放射性セシウム濃度等のモニタリング調査を、放流水は月に1回、空間線量率は週に1回行っていました。平成27年度以降は空間線量率の測定を取りやめ、年4回の放流水の調査のみを行っています。最低限、現行の調査を継続実施していく必要があります。
- ・ 災害廃棄物の受入れ市は、国の調査を補う形で最終処分場周辺での放流水のモニタリング調査を行っており、国が調査不要の判断を示すまでは継続せざるを得ない状況にあります。住民に対して明確な説明を行うためにも、国が、放流水のモニタリング調査の回数、期間等の基準を示していただく必要があるものと考えます。

2 本県の取組

- ・ 県では、県内の災害廃棄物の受入れ市と連携し、情報共有を図っています。

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

48 海岸漂着物対策の推進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- 海岸漂着物等地域対策推進事業に係る補助率の引き上げ及び当初予算での予算措置

1 現状・課題

- ・ 本県では、海岸の景観や環境の保全を図るため、海岸漂着物処理推進法に基づく「静岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、流木やペットボトルなどの海岸漂着物（海中漂流物や海底堆積物を含む。）の回収・処理及び発生抑制対策事業を実施しています。
- ・ 海岸漂着物は、国内外から漂着しており、本県だけでは解決できない世界的な課題であり、また、一度回収しても再び発生することから、事業の継続は不可欠です。
- ・ 対策事業の財源となる国の補助金の補助率が平成 27 年度から引き下げられたことから、地方公共団体の財政負担が大きくなっており、国庫補助率の引き上げが必要です。
- ・ また、海岸漂着物の回収時期は、季節や地域によって異なるため、補正予算に係る国庫補助金の交付決定を受けても、年度内に実施できないことも想定されることから、当初予算での措置が必要です。

2 本県の取組

- ・ 令和 2 年度は、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を財源に県及び市町が、約 1,541 トンの海岸漂着物の回収・処理を行いました。

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

49 循環経済への転換に向けた取組の強化

[要望・提案先：経済産業省・環境省]

【要望・提案事項】

- 資源の循環性が高い事業構造への転換を図る事業者の取組促進
- 循環サイクルを考慮した設計・生産等に取り組む動脈産業を支援するための、法令整備や技術開発に向けた環境整備
- リソーシング産業を促進するために必要な法令の整備や技術開発に向けた環境の整備

1 現状・課題

- ・ 本県は我が国有数のものづくり県であり、産業競争力の維持・強化に向け、脱炭素社会や循環経済などの取組を着実に推進していくことが極めて重要です。
- ・ 大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動は、世界的に立ちゆかなくなるとされる中、とりわけ動脈産業の循環サイクルに向けたリデザイン（再設計）や静脈産業のリサイクルからリソーシングへの転換が鍵となります。
- ・ 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラ新法」という。）では、プラスチックを使用した製品の設計、生産から廃棄物の処理までのライフサイクル全体で資源循環を促すことが期待されているところです。
- ・ 今後、循環経済に転換し、中長期的な発展をしていくためには、プラスチック素材のみならず幅広い分野・領域において、事業者による素材の高度な循環利用やAI等を活用した技術革新を促進することが求められ、さらなる法令整備や環境の整備が必要です。

2 本県の取組

- ・ 廃棄物処理の負担軽減やエネルギー利用に向け、プラスチック素材の高度化や食品残渣を活用したエネルギー利用推進に係る技術開発・実装に取り組んでいます。
（深海環境において生分解性を示すプラスチックの構造探索研究、食品残渣を活用した小型メタン発酵プラントの製品化と普及）
- ・ また、本県が全国に先駆けて取り組んでいる植物由来の新素材CNFの高いリサイクル性に着目し、自動車用部材への産業応用を進めるため、産学官金連携の研究會を立ち上げ、循環経済における新しいビジネスモデルの構築を目指しています。

【県担当課】 総合政策課、産業政策課、廃棄物リサイクル課

- さらに、令和4年度からは、環境・経済・社会の統合的向上を目指す「地域循環共生圏」の形成を、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組において推進しています。
- 本県は我が国有数のものづくり県であり、産業競争力の維持・強化に向け、脱炭素社会や循環経済などの取組をこれまで以上に深化させていく必要があります。
- 循環経済への転換を図るため、プラ新法の趣旨を踏まえた事業者や県民への周知に努めています。

50 富士川の水環境の保全に向けた取組の推進

[要望・提案先：環境省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 化学物質の分析方法に関する技術的な助言 [環境省]
- 検出された化学物質の評価方法に関する技術的な助言 [環境省]
- 国や自治体、流域住民が一体となった対策の実施 [国土交通省]

1 現状・課題

- ・令和3年5月、富士川流域に堆積する泥（底質）の中にポリアクリルアミドが含まれているとの新聞報道があり、人の健康や生活環境、さらには水生生物への影響が懸念されています。
- ・ポリアクリルアミドは分析方法が確立されておらず、また、アクリルアミドについては、多量に摂取した場合、人の健康への影響が危惧されるものの、環境中の基準値が決められていないため、検出された場合の影響を評価することが困難な状況です。
- ・富士川の水や泥に基準を超える化学物質の存在等が認められた場合には、水環境の改善に向けて国や自治体、流域住民が一体となって対策に取り組んでいく必要があります。また、その際は、河川管理者である国土交通省の積極的関与が不可欠です。

2 本県の取組

- ・令和3年7月に、山梨県と「富士川の豊かな水環境の保全に向けた山梨県・静岡県協働プロジェクト」に関する覚書を締結し、富士川流域における有害物質やアクリルアミド等の有無を確認するため、国土交通省及び両県で水質及び川底に堆積した土である底質を対象とした調査を実施しています。また、本県独自で水生生物生息状況調査を実施しています。

【県担当課】生活環境課

51 広域化に係る水道基盤強化のための支援制度の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 市町や水道事業者等に対する補助制度について、広域化に係る水道基盤強化に要する経費及び広域化による施設の効率的利用に伴い不要となる管路の撤去費を対象とするなど制度の拡充、並びに広域化に係る事業体数等の補助要件の撤廃
- 市町や水道事業者等が自ら行う人材確保や育成に係る支援制度の創設
- 大規模な施設整備等に要する十分な財源の確保及び長期的な支援

1 現状・課題

- ・ 国は、水道の基盤強化による安全な水の供給、強靱な水道、水道の持続性の確保を目指すため、令和元年10月に改正水道法を施行し、実現性のある水道広域化推進プランや、当該プランを踏まえた水道基盤強化計画の策定を各都道府県に促しており、一定の要件を満たした市町や水道事業者等には、施設整備に係る財政措置を講じています。
- ・ 本県は、水道広域化推進プラン、水道基盤強化計画の策定作業を関係部局、市町や水道事業者等と進めていますが、現行の施設整備に係る補助制度では、3以上の水道事業者等の広域化を対象とするなど、厳しい条件があります。
- ・ 例えば、現在県内で進めている給水対象が7市に及ぶ2つの用水供給事業の統合や、不要となる管路の撤去費用は補助対象になりません。
- ・ このため、広域化による施設の効率的運用の進捗が停滞しており、プランや計画を策定するにあたり、実現性が担保されない懸念があります。
- ・ また、基盤強化には、施設整備だけでなく、それらを管理、運営する市町や水道事業者等に対する人材の確保や育成、技術の継承が重要です。
- ・ 大規模な施設整備や人材の育成等には、複数年を要するため、長期的な支援が必要です。

2 本県の取組

- ・ 平成28年度から関係部局と協力し、水道事業の広域連携に係る市町との検討会等を実施しています。
- ・ 令和2年度と令和3年度は、市町等に水道広域化を促すため、県内を5圏域に分け、広域化を実施した場合のシミュレーションに要する調査費等を計上し、市町等とシミュレーション結果の情報共有や意見交換等を行いました。

【県担当課】 水資源課・経営課

- ・ 令和4年度には、水道広域化推進プランを策定し、水道基盤強化計画へ繋げます。
- ・ 県企業局の榛南水道（給水対象2市）と大井川広域水道企業団（給水対象7市）との統合について、令和4年3月に基本協定を締結しました。今後、実施協定締結、工事施工等、令和11年の統合開始に向けて準備を進めていきます。

52 簡易水道事業等への支援制度の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

○生活基盤施設耐震化等交付金等の補助対象外とされる特定簡易水道事業や特定飲料水供給施設に係る距離要件の撤廃

1 現状・課題

- ・本県は、国の政策に合わせ小規模水道の統合を進めましたが、地理的条件などから、特定簡易水道事業や特定飲料水供給施設（以下、特定簡易水道事業等とする。）として継続せざるを得ない水道が多く存在しています。
- ・これらは、中山間地域に点在していることが多く、老朽化施設の更新や耐震化が必要であるにもかかわらず、水道事業体の財政基盤が脆弱で資金確保に苦慮しており、整備が進んでいない状況です。
- ・現在、特定簡易水道事業等の施設整備は、国庫補助事業や国庫交付金の対象となっておりません。

2 本県の取組

- ・本県では、平成 18 年度時点で簡易水道事業が 247 事業体あったが、国の政策に合わせて平成 19 年度から小規模な水道の統合を進め、令和 2 年度末時点では 116 事業体となっています。

【県担当課】水資源課

53 環境影響評価制度における更なる住民意見の反映

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

○ 計画段階環境配慮書の手続における地域住民意見を一層反映する仕組みの整備

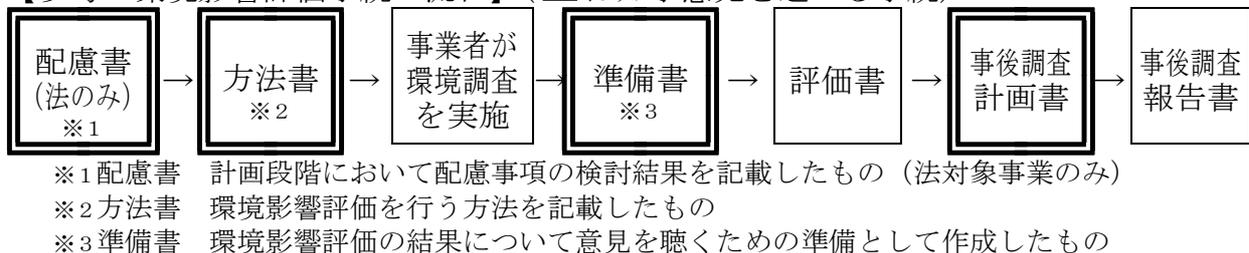
1 現状・課題

- ・環境影響評価法の配慮書手続には、住民説明会の開催が義務付けられておらず、事業計画の早期の段階で、住民が事業者から事業内容の説明を受け、直接意見を述べる機会がありません。このため、環境影響評価手続が進む中で、住民とのトラブルが生じる事例があります。
- ・より早期に事業者と住民がコミュニケーションを深めることにより環境影響評価手続が円滑に進むよう、配慮書の手続においても住民説明会等の開催を求める必要があると考えます。

2 本県の取組

- ・地元の強い反対がある事業については、環境影響評価手続での住民説明会のほか、環境影響評価の手続開始前においても、事業者に住民への丁寧な説明を求めています。

【参考：環境影響評価手続の流れ】（□は知事意見を述べる手続）



【県担当課】生活環境課

54 林地開発と住民合意形成

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 「大規模な太陽光発電施設の設置」に係る林地開発について、事業者が森林法に基づく林地開発許可申請を行う前に、事業計画に関する住民説明会の開催等を法律上の要件とするなど、森林法の趣旨を尊重しつつ、住民との合意形成を図るための法改正の検討
- 既に申請中又は許可済の開発行為についても、法改正の趣旨を反映させることができるような、新たな制度設計の検討

1 現状・課題

- ・国は、2050年までに、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目標とする「グリーン成長戦略」を発表しました。この柱として、再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入促進を掲げています。太陽光発電をはじめ、再生可能エネルギーの導入促進は、脱炭素社会の実現に向けて、不可避の課題です。
- ・ところが、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行後、全国で大規模な太陽光発電施設の建設計画が著しく増加し、とりわけ、森林区域内での建設が激増する中で、地域住民とのトラブルが続出しています。
- ・大規模な太陽光発電施設の設置に関し、関係法令の整備が後手に回る形となり、特に、建設による災害の発生や生活環境の悪化等への懸念や不安を抱く地域住民との合意形成に係る法令の規定が不十分なため、問題は依然として解決を見ることなく、深刻化する一方です。
- ・森林法などは、法律上の一定の要件が充足されれば、「許可しなければならない」とされているため、許可権者である都道府県知事による住民の合意形成に係る行政指導等にも限界があります。

2 本県の取組

- ・県は、平成18年に「森林における開発行為の許可に係る指導要綱」を定め、全ての林地開発行為について、事業者が、周辺自治会に対し、当該開発行為の周知を図るための手続を定めました。
- ・令和元年12月24日、国から太陽光発電施設の設置に係る技術的助言が示されたため、これを踏まえて、令和2年3月27日、「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」（以下「審査基準」という。）を改正し、令和2年7月1日以降の申請から適用することとしました。
- ・改正した審査基準では、留意事項として、太陽光発電施設の設置を行う事業者は、林地開発許可の申請の前に、住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施するよう努めることを規定しました。

【県担当課】森林保全課

55 南アルプス国立公園の適正な保護及び利用の推進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- 高山植物やライチョウ等の生態系を一体的に保全するための広域的かつ抜本的な対策の実施
- 自然公園指導員制度の拡充及び研修制度の創設
- 公園区域の拡張など公園計画の早期見直し及び国によるビジターセンターの整備
- 中央新幹線事業者が行う南アルプスの自然環境保全のための的確な調査と実効性のある保全措置への助言及び確認

1 現状・課題

- ・ 近年、南アルプス国立公園内において、高山植物に対するニホンジカの食害が顕著となり、ほぼ全域でお花畑の消失や衰退が進行しているため、お花畑を生息地、エサ場としているライチョウや高山蝶等の野生生物の絶滅につながる恐れがあります。
- ・ 南アルプス国立公園の本県側指定区域は、県境の山稜線部分が特別保護地域又は第1種特別地域として指定されていますが、隣接する地域が公園区域外のため、緩衝地等が設けられていない状況です。また、保護活動の拠点として、利用者への普及啓発や情報発信を行う施設が必要です。
- ・ 南アルプス国立公園の高山植物の保全活動により、防鹿柵内で数年振りに開花が確認されるなど、一定の成果が見られるものの、その地域は限定的で、ボランティア主体による活動には限界があります。また、対象地域が広範囲に及ぶことから、国が責任を持って、加害獣の捕獲や高山植物の保護回復対策を行うなど、広域的かつ抜本的な対策が必要です。
- ・ 自然公園の適正利用の啓発のため、環境省は資格を必要としない自然公園指導員を設置していますが、ほとんどがボランティアであり人数も限られており、自然公園内における指導に限定される等の問題点があります。南アルプスでは、自然公園区域外にも貴重な植物が生育していることから、国において自然公園区域外で高山植物保護等の指導が可能なボランティアに対する資格及び研修制度を創設し、より質の高いボランティアを育成することが、自然保護の推進につながると考えます。

【県担当課】自然保護課・生活環境課

- ・ 令和2年度に、国が公園計画の見直しに向けた動植物の分布や地形、地質の現況調査に着手しましたが、公園指定から50年以上経過している南アルプス国立公園は、現状を踏まえた自然環境の変化への対応や、多様な自然環境の保全と生物多様性の確保を図るため、公園区域の拡張などの公園計画の早期見直し及び国によるビジターセンターの整備が必要です。
- ・ 中央新幹線の建設工事により、地下水位が300メートル以上も低下する可能性が懸念されています。将来にわたって、国民の貴重な財産である南アルプスの自然環境に影響を与えることがないように、南アルプスユネスコエコパークの理念と整合を図りながら中央新幹線事業者が行う南アルプスの自然環境の保全のための的確な調査と実効性のある環境保全措置が実施されるよう助言していく必要があります。

2 本県の取組

- ・ 本県では、応急的に、防鹿柵の整備などの保護対策をボランティアと連携して実施しています。また、貴重な財産である希少野生動植物を絶滅の危機から守り、生物多様性が保全された自然環境を後世に継承するため、希少野生動植物保護条例を制定し、条例に基づく種の指定を行いました。
- ・ 南アルプス国立公園には、自然公園指導員が配置されていますが、広範な山域にわたる指導員の活動を補完するため、本県では、ボランティアの方々を高山植物保護指導員として委嘱し、保護活動を実施しています。
- ・ 中央新幹線建設工事が南アルプスの自然環境に及ぼす影響の回避・低減を図るため、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議を開催し、事業者（JR東海）と保全対策等について対話を重ねています。
- ・ 国内外の多くの方に南アルプスを守る取組に御賛同いただき、豊かな自然環境を次世代につなぐため、生態系保全と魅力の発信を目的とした、南アルプス環境保全基金を令和3年3月26日に創設しました。
- ・ 本県では、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みを「(仮称)南アルプスモデル」と称し、これを実現するための全体構想等の策定・提言組織として「南アルプスを未来につなぐ会」を発足したほか、南アルプスの科学的知見の蓄積と提供を行う組織として「南アルプス学会」を設立しました。また、令和4年8月には、これを推進する組織として「(仮称)南アルプスみらい財団」を設立し、他の関係組織等とも連携して取組を進めていきます。

【県担当課】 自然保護課・生活環境課

56 富士箱根伊豆国立公園における富士山の環境保全対策

[要望・提案先：農林水産省・環境省]

【要望・提案事項】

- 富士箱根伊豆国立公園内の富士山の利活用と調和した環境保全活動の拠点となるビジターセンターの整備[環境省]
- 国が管理する国有林内等におけるニホンジカの更なる捕獲の強化[農林水産省]

1 現状・課題

- ・ 世界文化遺産である富士山において緊急的な課題であったし尿やごみの対策は、山小屋への環境にやさしいトイレの整備や各種団体等による清掃活動、登山者のマナー向上などにより改善が図られてきましたが、依然としてマナーやルールを無視した来訪者による負荷増大が懸念されています。そのため、富士山の利活用と調和した環境保全活動やマナー啓発、情報発信の拠点となるビジターセンターの国による整備が必要です。
- ・ 平成12年1月、当時の環境庁が策定した「富士山地域管理計画書」では、富士山南麓の西臼塚に環境教育活動及び富士山地域の情報発信基地としてビジターセンターの整備を図るものとしてされていますが、未だ実現に至っていません。
- ・ 一方、令和元年には、富士山須走口登山道における富士登山と周辺の探勝の拠点となる園地を整備するため、公園計画が変更されていますが、今後のビジターセンターの整備に当たっては、富士山全体の利活用と調和した計画的な整備に留意する必要があります。
- ・ 広大な国有林を中心に、ニホンジカの高密度化が進むとともに生息区域が拡大し、農林業を中心に被害を与えています。平成26年度から国による本格的な捕獲が実施されていますが、ニホンジカ被害を抑えるためには、一層の捕獲の強化が必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、富士山の環境保全対策について、①環境負荷の軽減（富士山クリーンアップの推進）、②富士山保全意識の高揚、③生物多様性の確保の3本柱により推進しています。
- ・ 県では、構成遺産及び保存管理の拠点となる静岡県富士山世界遺産センターを平成29年12月に開設しました。
- ・ 昨年度策定した第二種特定鳥獣管理計画に基づき、伊豆・富土地域のニホンジカの推定生息頭数を令和8年度末までに7,000頭とするため個体数調整を実施しています。

【県担当課】 自然保護課

57 鳥獣被害防止対策への支援

[要望・提案先：農林水産省・環境省・防衛省]

【要望・提案事項】

- 鳥獣捕獲等被害防止対策に係る予算の十分な確保と年度をまたいで集中捕獲できる補助制度の運用[農林水産省・環境省]
- 鳥獣捕獲の担い手を確保・育成する施策の充実[環境省]
- 自衛隊による組織的な支援をはじめとした演習場内でのニホンジカの捕獲対策の推進[防衛省]

1 現状・課題

- ・ 野生鳥獣による自然生態系への影響や農林業被害は深刻化しており、静岡県令和2年度の野生鳥獣による農林産物の被害額は3億円余に上がっています。狩猟者の約6割が60歳以上となっており、高齢化に伴う狩猟者の減少により、捕獲対策の推進に支障を来す恐れがあります。
- ・ 計画的捕獲や被害防止目的の捕獲及び予防対策を着実に実施するためには、指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策交付金による継続的な支援が必要不可欠です。
- ・ ニホンジカの妊娠時期に当たり、個体数調整としての効果が高い3月～5月にかけての集中捕獲を円滑に行うためには、年度をまたいだ補助制度の運用が必要です。
- ・ 陸上自衛隊東富士演習場内及びその周辺においてニホンジカの生息密度が増加していることから、自衛隊による組織的な支援をはじめとした演習場内及びその周辺での捕獲対策を進める必要があります。

2 本県の取組

- ・ 静岡県では、狩猟者の確保・育成を図るため、安全な狩猟や事故の適切な対応に関する研修を開催するとともに、静岡県猟友会が取り組む、狩猟者確保育成や狩猟事故防止の取組を支援しています。
- ・ 鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して個体数の削減に取り組んでおり、年間約2万4千頭も捕獲していますが、依然として推定生息頭数は高い水準にあります。

【県担当課】 自然保護課・食と農の振興課

伊豆・富士地域におけるニホンジカ捕獲頭数と推定生息数推移（単位：頭）

		H29	H30	R元	R2
伊豆地域	捕獲頭数	14,578	12,656	12,489	15,913
	生息頭数	35,200	35,200	33,700	29,100
富士地域	捕獲頭数	6,025	4,764	5,557	7,607
	生息頭数	18,500	17,600	17,800	16,300

58 外来生物対策における技術的・財政的支援

[要望・提案先：経済産業省・環境省]

【要望・提案事項】

- 資材の購入や専門業者による調査、駆除作業など、民間の施設管理者等が自ら実施する外来生物防除に対する財政的支援制度の創設[経済産業省・環境省]
- 中国・台湾・タイ等、ヒアリ・アカカミアリが定着しているコンテナの輸入元での防除対策徹底の要請[環境省]

1 現状・課題

- ・ 日本では、すでに多くの外来種が国内で繁殖して野生化し、種によっては、在来種の駆逐、農林水産物への加害、人間生活への悪影響といった問題を引き起こしています。
- ・ 平成 17 年 6 月「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行され、「特定外来生物」に指定された種については、それらの輸入、飼育・栽培、運搬等をする際には主務大臣の許可が、地方公共団体等が防除を実施するに当たっては主務大臣等の確認・認定が必要となりました。
- ・ 平成 29 年 6 月 9 日には、特定外来生物ヒアリが日本で初めて兵庫県尼崎市で確認されました。静岡県でも静岡市清水区において、平成 29 年 8 月 1 日にアカカミアリが、平成 29 年 8 月 27 日にはヒアリが初確認されました。令和 4 年 1 月末日現在、本県における発見事例はヒアリ 3 例、アカカミアリ 16 例となっています。
- ・ 外来生物の防除は、施設管理者や土地所有者が実施することとなりますが、民間の施設管理者等においては、効果的な防除を行うための資材の購入や専門業者による調査や駆除作業などの費用負担は大きく、財政的支援制度の創設が必要です。
- ・ 特定外来生物ヒアリ、アカカミアリの侵入・定着防止には、国内の港湾、空港での水際対策や流通段階における対策が必要となります。さらには、ヒアリ・アカカミアリが定着している中国・台湾・タイ等のコンテナ輸入元での防除対策の徹底を強く要請していく必要があります。

2 本県の取組

- ・ 特定外来生物に関し、関係者の情報共有を図るため、県関係機関による「ヒアリ等特定外来生物対応庁内連絡会」を開催し、迅速な情報共有・伝達を図っています。
- ・ ヒアリ等の侵入経路となる危険性の高い清水港、御前崎港や富士山静岡空港につ

【県担当課】 自然保護課

いては水際対策として、国や関係市町と連携協力し、専門家の指導のもと監視・パトロールを実施し、更に確認された場合は速やかに防除を実施しています。

- ・ 民間の事業者に対し、発見時の対応等について説明したマニュアルを配布し、早期発見・定着防止に努めています。
- ・ 県民に対しては、ヒアリ等に関する対応マニュアルや発見情報を県ホームページに掲載し、情報提供しています。

未来を担う有徳の人づくり

(5) 子どもが健やかに学び育つ

社会の形成

59 少子化対策の推進

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

○少子化対策の総合的な推進[内閣府]

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現や社会保障制度の充実などに向けた具体的施策の検討
- ・家族や地域のきずなの再生等、社会全体で子育て家庭を支援する気運の醸成
- ・地方が創意工夫し、地域の実情に応じた独自の少子化対策を推進できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の事業要件の更なる緩和、補助率の現状維持及び恒久化

○地域における子育ての支援[内閣府・文部科学省・厚生労働省]

- ・子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る1歳児及び4歳以上児の配置改善加算の早期実施
- ・保育所等整備の支援等のため、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の執行の一元化、対象事業の拡大並びに十分な財源の確保
- ・「子ども・子育て支援新制度」の目的の一つである、地域の子育て支援の充実を図るため、放課後児童クラブの整備促進と職員の処遇改善、質の向上のための体系的な研修制度の整備
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減（多子世帯の保育料の負担軽減、全国共通の支援制度等による子どもの医療費やひとり親家庭の医療費の負担軽減、子どもの医療費の現物給付に係る国民健康保険医療給付費負担額減額の全廃、子育て家庭に対する税制上の優遇措置並びに健康保険料及び年金保険料の減免）
- ・子どもの貧困対策として、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等、様々な世帯の状況に応じたきめ細かい支援を充実するための、地方自治体が行う施策への十分な財政措置
- ・ひとり親家庭を支援するための各家庭に応じた総合的かつ利用しやすい支援制度の創設
- ・家計が急変したひとり親に対する貸付制度の創設

○小児医療の充実・強化（小児科医の養成・確保対策の充実、診療報酬制度の改善）[厚生労働省]

【県担当課】 こども未来課・こども家庭課・私学振興課・労働雇用政策課

○保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組[厚生労働省]

- ・乳児院及び児童養護施設における小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の普及のための職員配置の引き上げ
- ・被虐待児受入加算費の適用期間の延長及び発達障害児を受け入れた場合の加算制度の創設
- ・児童養護施設等の入所児童や里親へ委託されている児童の学習及び進学や就職に係る加算制度の拡充、20歳以降大学等を卒業するまでの間の修学支援制度の拡充

○仕事と家庭との両立の推進[厚生労働省]

- ・短時間勤務制度や在宅勤務など多様な働き方の推進及びパート、派遣労働者等の働きに見合った適正な処遇についての企業に対する指導・徹底
- ・仕事と生活の調和を図るための職場優先意識の改革、労働時間法制の厳格な運用、フレックスタイム制度等の柔軟な働き方を支える労働時間制度の普及促進
- ・育児休業取得者に対する経済的支援の拡充
- ・一般事業主行動計画策定促進に向けた中小企業のインセンティブの拡大

1 現状・課題

- ・人口動態統計によれば、令和2年の合計特殊出生率は前年から0.03ポイント減少し1.33（静岡県1.39）となり（静岡県は前年から0.05ポイント減少）、依然として、人口置換水準を大きく下回っています。
- ・本県では、未来を担う子どもを健やかに育てるため、社会全体で子どもと子育て家庭を応援していくことを目的として、静岡県子ども・子育て支援事業支援計画と静岡県次世代育成支援対策行動計画を包括した計画「第2期ふじさんっこ応援プラン」を令和2年3月に策定しました。
- ・「第2期ふじさんっこ応援プラン」で目指す、結婚を望む人がその希望をかなえることができ、子どもを持ちたいと望む人が理想とする数の子どもを安心して生み育てることができる社会を実現するためには、一層の施策の充実が必要です。
- ・子ども・子育て支援新制度において、保育士の職員配置の改善に伴う加算は、平成27年度に3歳児については創設されましたが、1歳児及び4歳以上児は設定されていないため、更なる改善が必要です。
- ・子どもたちの現在及び未来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しないようにするため、子どもの貧困対策の推進にあたっては、地域の実情に応じたきめ細かな施策が必要です。

- ・ひとり親家庭は依然として厳しい経済状況に置かれており、実効性のある支援施策が必要です。
- ・家計が急変したひとり親家庭に対して、所得の回復や児童扶養手当の支給までの間の生活の安定を図るため、生活資金を貸し付ける制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・市町別の合計特殊出生率と人口の社会増減及び影響を及ぼす地域力を分析し、その結果を見える化した「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」を作成し、その分析結果を踏まえて企画、立案した効果的な事業を行う市町に助成する「ふじのくに少子化突破展開事業費助成」など、市町と連携を図りながら、少子化対策に取り組んでいます。

ふじのくに少子化突破展開事業費助成の推移（単位：千円）

年度	予算額
令和3年度	80,000
令和4年度	80,000

60 福祉医療費助成制度の創設及び国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の助成に係る全国共通の統一制度の創設
- こども医療費（未就学児以外を含む）、ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の現物給付に係る国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止

1 現状・課題

- ・各地方自治体の医療費助成の制度は、対象や受給者負担金、所得制限等その内容は様々ですが、医療は、国民の生命、健康を保障するものであり、国が社会保障政策全体の中に位置付け、全国統一の制度とすることが必要です。
- ・また、国は、地方自治体の医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険医療給付費負担金の減額調整措置を科しており、市町による子育て環境づくりや障害者等を支援する取組を阻害しています。
- ・平成30年4月から、未就学児を対象としたこども医療費助成については国民健康保険医療給付費負担金の減額調整措置を行わないこととしましたが、更なる見直しが必要です。

2 本県の取組

- ・本県では、全ての市町において、子ども、ひとり親家庭等、重度障害者（児）の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担を補助する独自の福祉医療費助成を実施しています。

【県担当課】 こども家庭課・障害福祉課

61 難聴児支援の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療や補聴機器等の進歩に対応した効果的な難聴児療育プログラムの確立
- 乳幼児の聴力検査や難聴児の療育に携わる専門的人材の確保及び資質の向上

1 現状・課題

- ・ 先天性難聴は1000人に1人から2人であるが、乳幼児期の難聴は、早期発見、早期治療（1歳までに人工内耳）及び適切な療育が行われた場合には、健聴児と同様の音声言語の獲得ができるといわれています。
- ・ 乳幼児期からの早期療育を行うためには、受け皿となる体制の整備が必要だが、エビデンスに基づいた人工内耳装用児に適切な療育プログラムがなく、療育を担う機関も明確になっていません。
- ・ 乳幼児の聴覚検査や評価、人工内耳装用児への適切な支援や療育に携わる言語聴覚士等の専門的人材が不足しています。

2 本県の取組

- ・ 平成22年度に乳幼児聴覚支援センターを設置し、新生児スクリーニング検査の普及啓発や言語聴覚士等による検査にかかる相談支援、市町の保健師等への技術支援を行ってきました。
- ・ 平成28年度には、新生児スクリーニング検査機器を整備する場合の購入費用の助成を行い、県内分娩取扱医療機関（病院及び診療所）における検査機器の整備率が100%となり、県内どの分娩取扱医療機関で出産しても受検できる環境を整えました。
- ・ 新生児スクリーニング検査の受検率向上の方策のひとつとして、検査費用の公費助成を進めるため、平成28年度から県内市町との意見交換会を開催し、平成29年4月から32/35市町において公費助成が開始となり、平成30年4月からは県内全ての市町において公費助成が開始となりました。
- ・ 令和3年4月に開学した社会健康医学大学院大学において、難聴児支援の専門科目を設け、人材の育成を進めています。

【県担当課】 こども家庭課

62 高等学校等就学支援金制度等の充実

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 就学支援制度等の更なる支援の充実
- 就学支援金と奨学給付金に係る関係機関の事務手続の簡素化

1 現状・課題

- ・私立高校生等の授業料の軽減を図る就学支援金は、令和2年度の制度改正により、世帯年収590万円未満の生徒の授業料について、全国平均授業料(年間396,000円)まで拡充されました。
- ・しかしながら、年収区分を境に逆転現象が生じる世帯があるなど、国による更なる支援の充実が求められています。
- ・各都道府県では、一層の軽減を図るため就学支援金に加え独自の授業料等減免支援を行っていますが、支給要件や支給額に大きな差異が生じています。
- ・各都道府県が実施している授業料減免は、多くの県が「県内校に在学する県内保護者」を対象にしているため、都道府県をまたいで通学する生徒の多くは上乗せ減免を受けられません。
- ・就学支援金では、支給対象者は学校を補助事業者とし保護者の住所地に係わらず学校の所在地県が事務を行います。奨学給付金では、保護者の住所地の都道府県が、審査、支給事務を行う制度になっており、同じ私立高校生に対する支援でありながら、県外学校に通学する生徒は申請先が異なるため、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化が求められています。

2 本県の取組

- ・就学支援金に上乗せし、年収590～700万円世帯にあつては就学支援金と同額まで、700～800万円世帯については年額79,200円を支給しています。
- ・授業料減免制度対象者は「県内校に在学するすべての生徒・保護者」です。

【県担当課】私学振興課

63 医療的ケア児等及びその保護者への支援の充実

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 医療的ケアを行う看護師を適切に配置するための支援の充実
- 医療的ケア児等が保護者の付添いなしに通学するための支援の充実
- 医療的ケアを行う看護師の確保など医療・福祉との連携強化

1 現状・課題

- ・医療的ケアが必要な児童生徒が増え、そうした児童生徒が特別支援学校へ通学を希望することが多くなってきています。
- ・令和3年9月の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行により、医療的ケア児に対する適切な支援を行うことが学校設置者の責務となるとともに、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、必要な措置を講ずることが求められました。
- ・県では、21校に69人の看護師を配置し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアを実施していますが、重度・重複化、多様化が進んでいるため、更なる看護師の配置が必要です。
- ・高度な医療的ケアとなる人工呼吸器管理については、学校体制下での安全面と対応できる看護師の確保が困難であることから、保護者の付添いをお願いしています。
- ・医療的ケア児の通学支援については、車両経費は就学奨励費を活用していますが、付添い看護師の委託経費は対象となっていません。
- ・また、学校設置者による福祉車両やスクールバスの用意も、地方では事業者の確保が難しく、車両の購入には高額な経費を要するため、国による支援が必要です。
- ・コロナ禍による看護師不足や報酬の高額化、福祉車両の確保など適切な医療的ケア児の支援には、教育と医療・福祉の連携協力が必要不可欠となっています。

2 本県の取組

- ・令和4年度から2年間、学校体制による人工呼吸器管理のモデル事業を実施して、医療機関との緊急時の連携体制や看護師に対する研修等の課題を検証します。
- ・令和5年度からの制度化に向けて、医療的ケア児の通学支援のモデル事業を開始しました。
- ・看護師の確保に向けて、看護師協会や福祉関係機関等との協議を行います。

【県担当課】特別支援教育課

未来を担う有徳の人づくり

(6) “才徳兼備”の人づくり

64 学級編制基準の見直しと公立学校教職員定数の改善及び弾力的活用の推進

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- (全校種) 教職員定数改善計画の策定・実施及び加配定数の弾力的な活用の実施
- (義務) 義務標準法の改正による中学校全学年での 35 人規模学級の実現
- (義務) 特別支援学級の編制基準を 6 人へ引下げ及び日本語指導のための定数充実
- (全校種) 育休代替の本務者による対応
- (義務) 免許外教科担任解消のための定数措置
- (特支) 学校規模による事務職員の配置及び専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の基礎定数化
- (全校種) 養護教諭、事務職員、学校栄養職員の配置基準の見直し及び養護教諭、事務職員の複数配置基準の引下げ

1 現状・課題

- ・ 国では、第 7 次教職員定数改善計画(平成 18～21 年度)後、定数改善計画が策定されておらず、中・長期的な計画に基づく安定的な採用等、本県が目指すきめ細かな指導を行うための教職員の計画的な配置を行うことが困難な状況となっています。
- ・ 本県では、いじめや不登校、暴力行為、貧困などの課題に加え、特別支援教育対象児童生徒の増加、グローバル化、インクルーシブ教育システムの構築、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築など、時代の変化に伴う新しい教育環境への対応が必要とされています。
- ・ これらの課題への対応には、適正な人員配置が不可欠ですが、現在、現場の人事配置には、以下のような課題があります。
 - ①指導方法工夫改善加配が年々減少しており、少人数による指導等のきめ細かな指導を行うための人員配置が年々難しくなっております。
 - ②小学校専科指導(教科担任制)は、専門性の高い教科指導による教育の質の向上と教員の持ち時数の減につながっていくことが期待されますが、十分な加配教員が配置されていないため、学校間格差が生じていくことが懸念されます。
 - ③小学校専科指導(英語)は、英語教育の充実及び教員の持ち時間数の減につながっていますが、担当教員は、週 24 時間の授業に加え、成績処理等で多忙を極めています。

【県担当課】義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教育施設課

- ④特別支援学校及び小中学校の特別支援学級においては、インクルーシブ教育の方針を受けて特別な支援が必要な児童生徒が急増しており、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導を行うためには、現行の学級編制基準では十分とはいえない状況にあります。
- ⑤日本語指導を必要とする外国人児童生徒が急増しており、現行の加配教員と標準法における配置基準（18：1）による基礎定数化の対応では十分とはいえない状況にあります。
- ⑥若年層の女性教職員の増加に伴い産育休取得者が増加していることから、特定の学校に複数の育休者が停留して代替者が増加し、学校運営が困難となっています。
- ⑦免許外教科担任解消のため、定数活用による非常勤講師を配置していますが、そのために、本来学校に配置すべき教員が減少しています。
- ⑧特別支援学校においては、障害の重度化・多様化に伴い、個々の学びを支えるため、医療との連携が不可欠な状況にあり、医療専門職へのニーズがより一層高まっていますが、児童生徒にとって専門的な指導が十分に保証されていない現状があります。
- ⑨いじめや不登校への対応、心理的に支援を必要とする児童生徒の増加等、養護教諭の役割は大きくなっていますが、養護教諭は、比較的規模の大きい学校でも一人配置であるため、十分に力を発揮できない状況にあります。
- ⑩小中学校では、全ての市町において共同学校事務室を設置及び、事務職員の学校経営への参画を促進することで、教員の多忙化の解消及び教育の質の向上に努めておりますが、事務職員の負担は大きくなっています。また、特別支援学校では、幼児児童生徒の増加に伴い、教育環境の整備や幼児児童生徒の就学奨励費等の業務量が増加の一途にあります。
- ⑪学校栄養職員は、児童生徒数の減少に伴い定数が年々減少しており、学級数の減少よりも定数減となった栄養職員の対応学級数の方が多いため、1人の栄養職員が受け持つ学級数は増加傾向にあり、児童生徒が食育指導を受ける機会が少なくなっています。
- このような現状に対応するためには、育休代替を本務者とする対応や国加配の弾力的な活用、基礎定数化の配置基準（日本語指導・通級指導・初任者研修）など定数及び施設整備費補助において、実態に見合った学級編制基準の見直しが必要です。

2 本県の取組

- 令和元年度から義務教育課程全学年において35人以下学級編制を実施

【県担当課】義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教育施設課

- ⇒指導方法工夫改善加配の活用と県単独加配（令和4年度当初76人）の措置
- ・ スクール・サポート・スタッフの活用
 - ⇒令和3年度、全小中学校479校へ、1校平均週約17時間＋5時間（オミクロン株に係る2月補正予算対応。R4.2.7から措置）配置し、教員1人当たり週約42分（令和2年度約45分）の総勤務時間減少の実績
 - ⇒令和4年度、全小中学校476校へ、1校平均週約19時間配置
 - 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置により、教員の負担軽減が図られていますが、補助対象経費に費用弁償（通勤手当）が含まれていないため、地域によっては、人材確保に非常に苦慮している現状があります。
 - ・ 特別支援学級への非常勤講師の配置
 - ⇒令和元年度まで、自閉症・情緒障害学級に7又は8人の児童生徒が在籍する学校に非常勤講師を配置してきたが、令和2年度から、上記に加え、知的障害学級に8人の児童生徒が在籍する学校にも非常勤講師を配置
 - ・ 日本語指導非常勤講師の配置
 - ⇒令和元年度から、特別の教育課程を編成している児童生徒が在籍し、加配等が配置されていない学校へ配置
 - ・ 高等学校における通級指導
 - ⇒高等学校において特別な支援が必要な生徒に対応するため、通級指導の加配を有効活用

65 夜間中学の設置に向けた支援の拡大

[要望・提案先：総務省・文部科学省]

【要望・提案事項】

○ 夜間中学の設置準備及び運営に係る地方交付税措置の都道府県への対象拡大

1 現状・課題

- ・夜間中学は市区町村により設置されてきましたが、平成28年の教育機会確保法の制定を受け、都道府県による設置も認められることとなりました。
- ・学校の設置には、教材、備品等の購入や施設の修繕が必要となり、運営には多額の経費が必要となります。
- ・都道府県立の夜間中学が開設されたことを受け、令和3年度からは、教職員人件費や学校の建設経費、運営費に係る都道府県負担分について、市区町村負担分と同様に地方交付税措置の対象となりました。
- ・しかし、設置準備及び初期運営を支援する教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）における地方公共団体負担分については、設置者が市区町村の場合は地方交付税措置がとられていますが、都道府県の場合は地方交付税措置がありません。

2 本県の取組

- ・静岡県では、外国人県民や不登校の児童生徒の増加等により夜間中学設置の必要性が高まったことから、令和3年11月に「静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本計画」を策定しました。
- ・この計画に基づき、令和5年4月に県立の夜間中学として「静岡県立ふじのくに中学校」を開設することを決定しました。
- ・本県は東西に広い県土を有するため、全国初の2教場同時設置を行い、遠隔教育をはじめICTを活用した教育の充実を図ることとしています。
- ・義務教育段階の学びの場を確保し、また、高等学校等への進学及び就労の選択肢を提供することにより、誰もが活躍できる社会の実現と県内産業を支える人材の確保・育成を目指します。
- ・令和5年4月の開設に向け、令和4年度は開設準備や施設改修を進めています。

【県担当課】義務教育課

静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針

（令和3年11月4日策定）

開校時期	令和5年4月	
設置者	静岡県	
対象生徒	静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人 ①日本や海外において9年間の義務教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人 ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人	
設置規模・手法	教場数及び設置場所	2教場 ・本校：天平のまち3階内(磐田市中泉1丁目) ・分教室：静岡県立三島長陵高等学校6階内 (三島市文教町1丁目)
	開校手法	年次進行で開設（開校年度は第1学年のみ）
	学級編制	静岡式35人学級編制による
	学区	全県1区
	学習の特徴	本校・分教室間で遠隔教育を実施し、ICTを活用した学びを展開

66 国際バカロレア認定に向けた取組の推進

[要望・提案先：外務省・厚生労働省・文部科学省]

【要望・提案事項】

○ 高い専門性と指導力のある外国人教員を確保できる任用制度等の構築

[外務省・厚生労働省・文部科学省]

○ 国際バカロレア認定に必要となる人材育成及び施設整備等に係る支援の充実[文部科学省]

1 現状・課題

- ・令和元年12月に閣議決定された、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラムである国際バカロレアの普及・拡大を通じて地域に根差しながらグローバル人材に活躍する人材育成の拡充に向けた取組を推進する」とされています。
- ・また、成長戦略2020（2020年7月閣議決定）においても、国際バカロレア認定校等を令和4年度までに200校以上にすることを具体的な数値目標として掲げています。
- ・本県でも、グローバル化の進展に伴い、真に国際社会で活躍できる人材を育成するため、こうした国の取組に呼応して、探究的学習を特色とする国際バカロレア教育の導入実現に向けた準備を進めていますが、円滑で安定的な事業実施にあたり、以下の課題があります。
 - ①国際バカロレア教育の導入には、英語で教科指導ができる高い専門性と指導力のある人材を確保する必要があります。しかし、日本人で本件に該当する教員には限りがある状況のため、外国人教員の活用が不可欠と考えていますが、教育職員免許法に規定された要件を有する外国人教員には限りがあり、人材の確保が困難な状況となっています。
 - ②国際バカロレア認定のためには、英語で教科指導ができる人材を教員として確保する必要があるほか、教員養成のワークショップへの継続的な参加など人材育成にかかる経費や新たな施設整備にかかる経費が必要になるなど負担が大きくなっています。
- ・このような状況に対応するためには、外国人教員を容易に確保できるような新たな任用制度等の構築や、人材育成や施設整備等について、国による支援が必要です。

2 本県の取組

- ・令和3年度に、国際バカロレア検討委員会を設置し、「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育導入基本計画」を策定しています。

【県担当課】義務教育課・高校教育課・教育施設課

67 飛び入学に係る各種要件等の緩和

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 大学の飛び入学に係る対象者の要件及び受入大学に関する要件の緩和
- 高等学校卒業程度認定試験に係る合格年齢の引き下げ
- 大学入学年齢制限の撤廃
- 大学入学共通テストの飛び入学者選抜への活用

1 現状・課題

- ・近年、高等教育の国際比較が進み、日本の若者の学力の低下が目立ちます。義務教育修了者の学力を高めるために、制度の見直しが必要です。
- ・特に優れた資質を持つ若者の才能を伸ばす制度として「飛び入学」制度があり、国の第3期教育振興基本計画でもその推進が示されていますが、十分に活用されていません。
- ・大学への飛び入学は、平成9年の制度創設以降、平成13年には対象分野の制限撤廃、令和4年には飛び入学者に対する高卒認定制度が創設されるなど、制度の整備がなされてきましたが、全国的にみても導入する大学は少なく、本県においては飛び入学を導入している大学はない状況です。
- ・本県では、平成25年度に有馬朗人元文部大臣、遠山敦子元文部科学大臣、本庶佑元内閣府総合科学技術会議常勤議員などの有識者、県内大学及び高校関係者等による検討委員会を設置し、静岡型飛び入学の導入等を柱とする提言をいただきました。
- ・静岡型飛び入学の導入においては、対象者の年齢や受入れ大学の指導體制などの要件、高等学校卒業程度認定試験の合格年齢等、様々な課題があります。

2 本県の取組

- ・多様な分野で社会や地域をリードする人材を育成するため、教育委員会と連携し、農業、工業、商業などの実学分野や物理、化学などの理数分野において高い能力を持つ高校生に対して、早期に高等教育に触れる機会を提供し、その能力を開花させるとともに、将来の静岡型飛び入学実施に向けた環境醸成を図っています。

【県担当課】 大学課

未来を担う有徳の人づくり

(7) 誰もが活躍できる社会の実現

68 産業人材の確保施策の充実

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 新たな人材確保に取り組む自治体や民間企業に対する支援の充実・強化
- 地域企業と学生とのマッチング促進及びU I ターン就職の促進に対する支援の充実・強化
- 中小企業に対する障害者雇用に係る助成金等の充実・強化及び特例子会社制度の拡充

1 現状・課題

- ・本県の有効求人倍率は、令和3年2月以降1倍を上回って推移し、雇用情勢は改善が進んでいますが、新型コロナウイルスの感染拡大は未だに収束が見通せず、また今般のウクライナ情勢の影響に伴い、企業経営の悪化が懸念されるなど、今後は厳しい状況となることが予想されます。
- ・一方で、地域の中堅・中小企業の人材確保は十分でなく、首都圏等での感染拡大を契機とした地方回帰機運の高まりを好機ととらえ、地域企業の人材確保支援を一層進めていく必要があります。
- ・力強い労働市場を築くため、地域の実情に応じた、産業政策と一体となった人材確保施策を一層推進する必要があります。
- ・地域企業と学生とのマッチング促進やU I ターン就職の促進などは、将来を担う若者層を県内企業での就労に導くための重要な施策であり、地方創生を進める上で拡充する必要があります。
- ・県内企業の障害者雇用率は、令和3年6月1日現在で2.28%と法定雇用率2.3%に達していません。
- ・中小企業では障害のある人の雇用が進んでいないため、障害のある人を雇用した際の助成金制度の必要な財源を確保し、充実・強化を図る必要があります。
- ・平成21年4月に施行された特例子会社制度（事業共同組合等算定特例）による認定は、全国で未だ8件のみであり、特例子会社制度を拡充する必要があります。

2 本県の取組

- ・本県では、産業人材を確保するため、「静岡県雇用・人材対策」を取りまとめ、技術革新の進展に応じた人材育成や、U I ターン就職、女性や高齢者、障害のある方、外国人などの多様な人材の活躍の促進などに取り組んでいます。

【県担当課】労働雇用政策課

69 外国人材活躍の推進

[要望・提案先：文部科学省・厚生労働省・法務省・経済産業省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 定住外国人の正規雇用を推進するため、就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策の実施[厚生労働省]
- 「特定技能」制度の理解促進と普及を図るための広報活動の実施と、特定産業分野の拡大[厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省]
- 国費外国人留学生の対象となる教育に職業能力開発施設で行う職業訓練を追加[文部科学省]
- 職業能力開発施設での外国人留学生に対する職業訓練を交付金の対象とするなどの受入れ体制の整備[厚生労働省]

1 現状・課題

- ・本県は友好的互惠・互助に基づく善隣外交を基本とし、徳のある、豊かで、自立した国際的に存在感のある地域を目指し、地域外交の取組を進めています。
- ・本県は、「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」において、誰もが努力をすれば人生の夢を実現でき、幸せを実感できる地域を目指すこととしており、外国人が働きたい、住みたいと思い、選ばれる県に向けて取り組む必要があります。
- ・本県では、令和3年10月末現在の県内外国人労働者数は66,806人となり、雇用状況の届出義務化以降、最高を更新しています。そのうち、定住者などの「身分に基づく在留資格」の割合が59.3%と、全国で1番高い状況にあります。
- ・定住外国人が安心して快適に暮らすためには、安定した収入を得ることができる仕事に就く必要がありますが、言語や文化の違いのために、定住外国人と雇用する企業双方に理解が不足しており、就業及び職場定着を継続して支援していく必要があります。
- ・定住外国人の多くは、日本に長く住むことを希望しているものの、正社員として採用されず、不安定な雇用環境下で就労しています。こうした定住外国人に正社員として活躍してもらうためには、正社員化を支援する事業を制度化し、広く普及していく必要があります。
- ・平成31年4月1日から改正入管法が施行され、14分野において新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受け入れが可能となりました。

【県担当課】労働雇用政策課・職業能力開発課

- ・国は「特定技能」制度開始5か年の最大受入れ見込み数を345,150人としていたところ、令和3年12月末現在において、全国で49,666人、本県で1,470人とどまっています。
- ・特定技能に係る特定産業分野について、対象拡大を求める要望があります。
- ・「特定技能」制度が有効に活用されるためには、その制度の趣旨、概要、技能実習との相違点等について、広く説明し、制度の理解を促進していくことが必要です。
- ・県立工科短期大学校（職業能力開発施設）では、若年の外国人材が地域で活躍できる技術・技能を学べるよう、留学生の受入れに取り組んでいます。
- ・県立工科短期大学校（職業能力開発施設）へ入校する外国人材は、文部科学省所管の大学や専修学校と同様に留学の在留資格が付与され、職業訓練に準ずる訓練を受けることができる一方、文部科学省所管の国費外国人留学生制度の対象となっておらず、私費留学となっています。さらに、外国人留学生に対する職業訓練は、国の交付金の対象外とされています。
- ・外国人留学生は私費留学になることや、国の交付金などの支援措置がないことが支障となり、職業能力開発施設で外国人留学生の受入れが進んでいない状況を改善する必要があります。

2 本県の取組

- ・本県では、平成28年度から30年度の3年間、厚生労働省の地域創生人材育成事業を活用し、定住外国人が安心して快適に暮らし、活躍することができるように、労使双方への教育訓練の実施や就職後のOJT訓練への支援、職場定着アドバイザーの派遣など、就業前から定着まで一貫して支援する事業を実施し、令和元年度からは県事業として支援を行いました。
- ・また、平成30年度から正社員として活躍している定住外国人のロールモデルを普及・啓発する事業を実施し、定住外国人の正社員化を進めています。
- ・令和元年度においては、「特定技能」制度に関する説明会及び外国人材と地域との共生先進事例を紹介するセミナー等を開催し、令和2年度及び3年度は、特定技能外国人材受入実務セミナーや地域共生先進事例セミナーを開催しました。
- ・また、国（出入国在留管理局、労働局）、県、外国人技能実習機構、経済団体等の外国人支援機関の情報共有、連携を促進し、外国人材を官民一体となって支援しています。

【県担当課】労働雇用政策課・職業能力開発課

70 多文化共生の推進に係る施策の充実

[要望・提案先：内閣官房・総務省・法務省・外務省・文部科学省
・厚生労働省・経済産業省・警察庁]

【要望・提案事項】

- 中長期的な視点に立った外国人全体を対象とする受入れ方針及び日本社会への適応に向けた体系的・総合的な方針の策定[内閣官房・法務省]
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策の一層の拡充と恒久的な財政措置[内閣官房・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省]
- 住民基本台帳制度の外国人住民への継続的な周知[総務省・法務省]
- 外国人犯罪人に対する引渡し条約の締結等[外務省・警察庁]

1 現状・課題

- ・本県では、平成2年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、日系外国人を中心に、多くの外国人県民が生活しています。また、技能実習生や留学生などアジア諸国の出身者も増加しており、コロナ禍にあつて、労働、社会保障、医療、教育等様々な課題が一層顕在化しています。
- ・生活者としての外国人に対する支援においては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一層の拡充と、盛り込まれた施策が確実に実施されるよう、都道府県に対しても、日本語教育の参照枠の県における普及等への交付税措置を拡充するなど、国が十分かつ恒久的に予算措置を行うことが求められます。
- ・平成24年7月に施行された外国人住民に係る住民基本台帳制度について、転出入手続きが行われない等、外国人住民への周知が完全とは言えない状況にあり、周知徹底が必要です。
- ・本県で発生した国外逃亡犯4件は逃亡先のブラジルで裁判が行われ、日本と量刑が異なる判決が出ています。日本国内で犯罪を行った外国人の国外逃亡に関し、諸外国との間で「犯罪人引渡し条約」の締結を進めるとともに、未締結国に対しては、逃亡した外国人犯罪人に係る処罰要請を行い、適正な司法手続が行われるようにすることが必要です。

【県担当課】 多文化共生課

県内国籍別在留外国人数（上位8カ国）

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	総数
国籍	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	ペルー	韓国	インドネシア	ネパール	-
外国人数	30,882	17,213	13,776	10,988	4,674	4,427	3,201	2,713	99,143
前期比	99.6	99.8	102.6	96.6	99.9	97.9	95.6	109.4	99.5

（令和3年6月末現在 法務省「在留外国人統計」）

2 本県の取組

- ・本県では、7つのプロジェクトチーム（危機管理・生活・教育・活躍・コロナ・情報提供、共通）を設置し、多文化共生に係る部局横断的な課題に全庁をあげて取り組んでいます。

豊かな暮らしの実現

(8) 富をつくる産業の展開

71 工業用水の安定供給のための施設更新の推進

[要望・提案先：経済産業省]

【要望・提案事項】

- 計画的な工業用水施設の更新を実施するため、事業計画に応じた複数年度を対象とする補助事業の採択と十分な予算の確保
- 既存施設を稼動しながらの更新事業に対して、既存施設の撤去費も補助対象とするなど補助制度の充実
- 管路の強靱化を目的とした二重化や自立型管更生工法の全てを補助対象として拡充
- コスト削減に資する工事に対する補助事業の優先採択
- 初年度採択のない複数年契約工事に対する補助事業の次年度以降の採択

1 現状・課題

- ・地域の経済再生のためには、企業活動が活性化する必要があり、そのためには「産業の血液」とも言われる工業用水が安価で安定的に供給されることが不可欠です。
- ・県内の工業用水施設は更新時期を迎えています。複数年債務での更新が必要な施設や、既存施設を稼動しながらの更新が避けられない施設が数多くあります。
- ・工業用水施設の改築事業に係る国庫補助採択基準は、更新・耐震化計画を実施する事業が単年度毎に採択されており、また、稼動しながらの更新の場合は既存施設の撤去費が補助対象外として取り扱われていることから、計画的な事業実施に必要な更新財源の確保が大きな課題となっています。
- ・今後、管路更新が本格化する中で、既設管を有効活用する新たな管路整備手法に取り組んでいますが、現在の補助制度では採択基準を満たさず補助申請ができません。
- ・施工方法の工夫等によりコスト削減を図っても、補助事業の採択においては考慮されていません。
- ・複数年で執行する事業について、初年度に補助採択されなかった事業については、次年度以降は補助申請ができません。

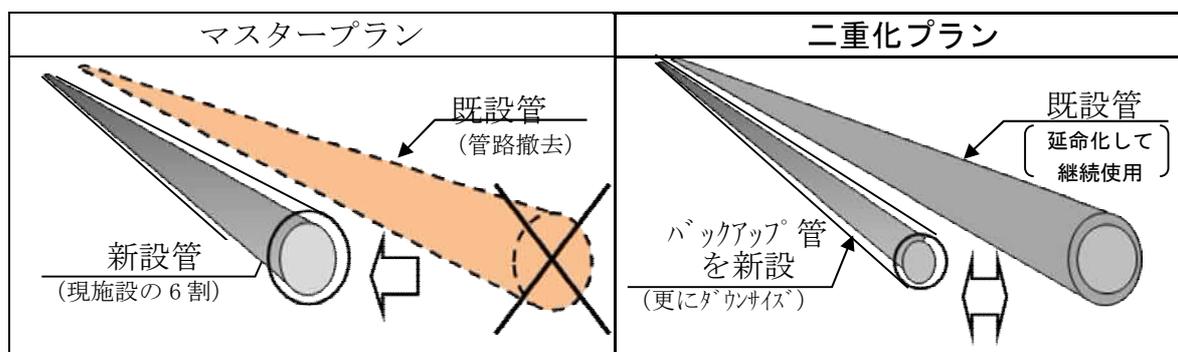
【県担当課】 経営課

2 本県の取組

- ・本県では工業用水の安定供給を目指して、耐震化や将来の水需要予測を踏まえた基本計画となる「マスタープラン」を平成28年度に策定しました。これをもとに60年間の収支を踏まえた「経営戦略」を平成29年度に策定し、経営の安定を図るよう取り組んでいます。
- ・マスタープランでは、ダウンサイジングにより更新事業費を2,173億円削減しましたが、既設管を有効活用する新たな管路整備手法の導入などにより、さらに590億円の削減を目指します。

<新たな管路整備手法>

既設管と並行してバックアップ管を新設する整備手法を新たに導入し、既設管の延命化による更新費用の削減と断水リスクの軽減を図る（二重化プラン）。



<更新計画概要>

施設規模の見直し	給水能力 1,466 千m ³ /日 (現有) ⇒ 711 千m ³ /日 (マスタープラン)
必要更新事業費 (2022～2081年)	285,987 百万円 (年平均 4,766 百万円) ⇒ ▲59,036 百万円の削減を目標

72 工業用水道事業の健全経営の推進

[要望・提案先：総務省・財務省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 産業振興・経済の活力維持及び防災・減災対策の観点から、工業用水道事業を健全に経営するために必要な地方公営企業繰上償還の見直し[総務省・経済産業省]
- 工業用水道事業に係る公的資金補償金免除繰上償還の実施と要件の緩和並びに公的資金による必要額の確保[総務省・財務省]

1 現状・課題

- ・工業用水道は、「産業の血液」として我が国の経済発展を支えてきましたが、事業開始から40年以上経過し、施設・設備の大規模更新の時期を迎えつつあります。
- ・工業用水道事業は、地域経済の発展や雇用の確保にも重要な役割を果たしているとともに、大規模災害により給水が停止した場合、企業の生産活動が停止するなど社会に大きな影響を与えるため、施設の強靱化を図る必要がありますが、現行の地方公営企業繰上償還基準は、消火栓等に要する経費しか認めていません。
- ・施設・設備の大規模更新には、多額の費用が必要となりますが、その費用は受水企業からの料金収入で賄うため、低利で安定した資金を確保する必要があります。
- ・借入については、現在の利率と比べると高い2%以上の利率の企業債が残存していることに加え、公的資金が減少しています。

2 本県の取組

- ・本県では、料金改定や費用の削減など経営改善に取り組むとともに、6%以上の企業債の繰上償還については実現しました。

<繰上償還実績>

(単位：千円)

区分	繰上償還額	軽減利息	対 象
平成19年度	162,863	19,928	年利7%以上の企業債
平成22,23年度	382,342	86,230	年利6%以上の企業債 (H22:6.3%以上、H23:6.0%以上6.3%未満)
合 計	545,205	106,158	

- ・一般担保付、格付けA以上、3年未満の債券という条件を付けリスク軽減したうえで事業債により資金運用し、県債や定期預金での運用に比べ、年間2,000万円の増収を実現しています。

【県担当課】 経営課

73 再生可能エネルギー発電促進賦課金減免制度の改善

[要望・提案先：経済産業省]

【要望・提案事項】

○ 地域経済及び住民の生活に密接に関わる工業用水道及び水道事業に係る賦課金減免制度の減免割合の見直し

1 現状・課題

- ・工業用水道及び水道事業は、地域経済の発展や地域住民の生活に重要な役割を果たしており、電力使用の合理化にも積極的に取り組んできました。
- ・平成28年6月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、一律8割であった再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免割合が「事業の種類」等により異なることになり、工業用水道及び水道事業などは、令和元年度から4割減免となりました。
- ・さらに「直近4事業年度の電力原単位の対前年比変化率の平均が年1%以上改善していること」などの優良基準に適合しない場合は、減免割合が更に減少し、2割減免となります。
- ・この改正に伴う減免割合の減少と賦課単価の上昇により、工業用水道及び水道事業で支出する電気料金が増加しますが、受水企業や住民からの料金収入で費用をまかなう公営企業では、費用の増加が受水企業や住民の水道料金に跳ね返るため、国際競争に晒されている企業の競争力の低下や地域住民の負担増となります。

再生可能エネルギー発電促進賦課金減免影響額（試算）

区分	R3 電力量 (千 kWh)	R4 賦課単価 (円/kWh)	賦課金 (減免前)	減免額 (概算)80%	減免額 (概算)40%	影響額 80%-40%
工水	33,800	3.45	116,610	93,288	46,644	46,644
水道	35,543	3.45	122,623	98,098	49,049	49,049
合計	69,343	-	239,233	191,386	95,693	95,693

※R2 使用電力量（実績）により試算

2 本県の取組

- ・本県では、再生可能エネルギー賦課金減免制度を活用し費用の削減をしています。
- ・入札による電力調達により3年間（令和元年度～令和3年度）で6億円削減したほか、夏季の節電やデマンドレスポンス契約等により費用の削減に取り組んでいます。

【県担当課】 経営課

74 次世代産業の育成支援

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 成長産業分野を育成するための研究開発の支援の拡充[文部科学省・経済産業省]
- 総合特区制度における規制緩和や金融・財政等、各種支援制度の拡充[内閣府]

1 現状・課題

- ・本県では、新産業の創出に向けて、地域資源や産業基盤の特性を活かした先端産業創出プロジェクトを推進していますが、一層リスクの高い事業にチャレンジし、産学官連携によるイノベーションを実現させていくためには、ハード・ソフト両面での国の支援制度の活用が必要になっています。
- ・具体的には、医療・健康、食品・ヘルスケア、光・電子技術といった本県のリーディング産業でもある成長産業分野において、新たな製品開発や生産性を高める技術開発といった研究開発支援制度の拡充や大学中心のリソースに加え、地域の多様な事業主体が持つ高いリソースを活用して、地域発のイノベーションを創出していけるように制度の拡充が求められています。
- ・また、本県では、「ふじのくに先端医療総合特区」と「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」が総合特区の指定を受け、規制緩和や税制上の支援措置を活用して地域の活性化を推進しています。令和3年度から山梨県7市町を加えた「ふじのくに先端医療総合特区」については、今後、山梨県の大学や企業の技術を活用することで、更なる医療健康産業の振興と集積を目指しています。こうした地域連携による研究開発などが更に進められるよう、総合特区による支援の継続や、規制緩和や金融・財政等、各種支援制度を拡充させる必要があります。

2 本県の取組

- ・医療・健康、食品・ヘルスケア、光・電子技術、航空宇宙の各分野においては、国の支援のほか、中核支援機関の強化等により、地域企業の参入や新たな製品の開発を推進し、新たなステージへの展開を図っています。

分野	目的
ファルマバレープロジェクト	医療健康産業の集積と事業化の促進
フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト	食品・ヘルスケア関連産業の集積と事業化の促進
フォトンバレープロジェクト	光・電子技術の活用と事業化の促進
航空宇宙分野	航空宇宙分野への参入支援

【県担当課】 新産業集積課

75 CASEやカーボンニュートラルの実現に向けた自動車産業の変革への対応

[要望・提案先：経済産業省]

【要望・提案事項】

- CASEやカーボンニュートラルの実現に向けたEV・自動運転技術の開発やMaaS事業への参入を促進するための支援制度の拡充
- 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等の充電インフラ、充填インフラの整備を促進するための支援制度の拡充
- 自動車産業から他の成長産業への事業転換や第二創業を目指す企業への支援制度の構築
- 中小企業のためのLCA（ライフサイクルアセスメント）に基づいたCO2排出量等の測定方法のマニュアル策定

1 現状・課題

- ・ 静岡県の輸送用機械器具製造業は、出荷額の全国シェアが7.2%で、愛知県に次ぐ全国2位の規模を誇り、自動車メーカーを支える重要な役割を担っています。
- ・ 国は、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、2035年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売を全て電動車にする方針を公表し、ガソリン車やディーゼル車などの内燃機関自動車から、モーターを動力とするEV化へシフトする動きが加速化しています。
- ・ 更に、自動運転化や自動車のIoT化により、カーシェアや移動型店舗、無人宅配など様々なサービス（MaaS）が新たに創出・拡大することが予測されています。
- ・ このような中、既存の自動車関連企業によるEV・自動運転などの次世代自動車への事業展開や、自動車以外の産業からの次世代自動車事業への参入のためには、企業の研究開発や事業化に向けた取組に対する支援が求められています。
- ・ 地域企業の次世代自動車の技術開発への取組を加速させるためには、EVやFCV等の充電インフラ・充填インフラの設置・更新によりガソリン車に近い利便性を実現し、事業化の前提となる環境を整備することが必要です。

【県担当課】 新産業集積課・地域交通課・建設政策課

- ・カーボンニュートラルの実現には、自動車の燃費（電費）性能のほか、製造段階、リサイクル段階など、ライフサイクル全体でのCO₂排出量の評価が求められており、中小企業にとって、カーボンニュートラルへの対応は、取引に影響を与える重要課題となっています。このため、中小企業が共通で利用可能なLCAに基づいたCO₂排出量等の測定方法のマニュアルを国が主導して策定し、まずは自社のCO₂等の排出量を把握できる仕組みを構築することが必要です。
- ・また、他の成長産業へ活路を求める自動車関連企業に対しては、健康医療産業や航空宇宙、ロボット産業分野など、成長産業分野への参入支援が必要です。

2 本県の取組

- ・自動車産業の大変革期を官民を挙げて乗り切るため、2021年に開催した「次世代自動車の電動化・デジタル化等対応研究会」の報告書を踏まえ、企業間連携の強化、デジタル人材の育成・確保、脱炭素経営の推進等に重点的に取り組んでいます。
- ・中核支援機関である「次世代自動車センター浜松」と連携して行う、次世代自動車の開発に不可欠な企業の固有技術探索活動、EVの分解活動、試作品開発、CAE基礎講座などの支援に重点的に取り組んでいるほか、完成車メーカーと連携した脱炭素対応講座やサイバーセキュリティ対策セミナーなどの新たな取組も積極的に支援しています。
- ・また、県産業振興財団と連携して、コーディネータの配置や助成制度等により、中小企業が行う製品化に向けた研究開発や事業化への取組を推進しています。
- ・中小企業の技術力向上や人材育成を図るため、工業技術研究所に次世代自動車の開発に必要な評価試験機や金属3Dプリンタ等を整備し、研究開発や相談体制を強化しています。
- ・自動運転では、「しずおか自動運転ShowCASEプロジェクト」を展開しているほか、Maasでは、国内での先進的な取組を紹介するWebセミナーを開催しています。
- ・自動車以外の成長分野への参入を目指す企業に対しては、医療のファルマバレーや光関連技術のフォトンバレーなど既存のプラットフォームを活用して、医療機器や航空宇宙、ロボットなどの成長産業分野への参入を支援しています。

76 カーボンニュートラルに寄与するCNF（セルロースナノファイバー）研究の充実と実用化の推進

[要望・提案先：経済産業省・環境省]

【要望・提案事項】

- 地域版プラットフォーム活動強化への支援[経済産業省]
- CNFによる製品（用途）開発等を推進するための研究開発支援制度の拡充
[経済産業省・環境省]
- 新たな製品を開発する地域企業と国の研究機関との連携による新製品開発
[経済産業省]

1 現状・課題

- ・カーボンニュートラルな植物由来の素材であるCNF（セルロースナノファイバー）は、軽量、強度等の点で優れた特徴を有し、「ポスト炭素繊維」として、様々な分野での活用が期待されています。
- ・特に、高強度材料(自動車部品、家電製品筐体)や高機能材料(住宅建材、内装材)への活用によるエネルギー消費の削減やリサイクル性の向上は、地球温暖化対策への貢献につながることから、国においても環境省が、CNFの早期社会実装に向けた導入実証を行うなど、CNFの活用を推進しています。
- ・本県では、平成27年に産学官による地域版プラットフォームである「ふじのくにCNFフォーラム」を設立し、製品（用途）開発を支援しておりますが、地域企業への情報提供や相談対応等に的確に応じていくためには、国の研究機関等との密接な連携や支援が必要です。
- ・また、CNFの実用化を促進していくためには、地域企業による新たな製品開発に対する研究支援制度の拡充や、産業技術総合研究所など、国の研究機関や大学との連携、産業人材の育成を促進することが必要です。

2 本県の取組

- ・CNF総合展示会やセミナーの開催などを通じて、「ふじのくにCNFフォーラム」による地域企業への製品開発の促進や情報提供を行っています。
- ・平成29年度から「ふじのくにCNF寄附講座」を静岡大学に設置し、CNFと樹脂の複合材の開発と人材育成を進めています。
- ・令和元年度に「ふじのくにCNF研究開発センター」を開設し、静岡大学がサテライトオフィスを設置したほか、企業3社が入居して共同研究を開始するなどCNFに係る人材育成の推進や地域企業との連携を強化しています。
- ・自動車用部材を事例に、リサイクル性の高いCNFを導入する場合の課題解決を検討するため、産学官金連携による研究会を立上げ、CNFを切り口とした自動車部材等における循環経済のビジネスモデルの構築を目指しています。

【県担当課】新産業集積課

77 マリンバイオテクノロジーを活用した産業の振興

[要望・提案先：文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- マリンバイオテクノロジーを活用した研究開発や産業応用に対する支援
[経済産業省]
- 国立研究開発法人など国の研究機関と地方の大学・研究機関等との連携促進
[文部科学省・農林水産省・国土交通省]

1 現状・課題

- ・ バイオテクノロジーは、ゲノム解析技術やAI・IT技術などの進歩により、近年著しく発展しており、農林水産業にとどまらず、健康・医療、食品、化学産業など様々な産業に活用されている要素技術となっています。OECDの予測では、バイオ関連産業の2030年の世界市場の規模は1.6兆ドルに達すると見込まれ、21世紀の基幹産業とも言われています。
- ・ こうした中、国においては、バイオテクノロジーによるイノベーションの実現に向けた道筋を示すとともに、その実行を後押しするため、令和2年6月に新たに「バイオ戦略2020」を策定しました。その中でも、未知の海洋微生物など、多様な資源を活用するマリンバイオテクノロジーは、新たなイノベーション創出の源泉として期待されています。
- ・ 本県は、水深2,500mの深海を擁する駿河湾など、特異な海洋環境を有し、研究フィールドとして優れているばかりでなく、医薬品、食品産業等、多彩な産業群が集積しており、マリンバイオテクノロジーの活用をはじめとした海洋産業の振興に適した高いポテンシャルを有する地域です。
- ・ 本県のバイオ関連産業の発展のためには、産学官連携の下、マリンバイオテクノロジーを活用した研究開発や産業応用を推進することが重要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、マリンバイオテクノロジーを活用した研究開発や産業応用を推進するため、産学官金の代表者からなる戦略推進委員会を設置し、「MaOIプロジェクト第1次戦略計画」を策定しました。

【県担当課】産業イノベーション推進課

- ・これまで、プロジェクトの推進機関となる一般財団法人「マリンオープンイノベーション（MaOI）機構」の設立、プロジェクトの中核拠点施設となる「マオイパーク（MaOI-PARC）」の整備などに取り組みました。
- ・また、国土交通省の「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」に参加するほか、オープンイノベーションの場となるネットワーク組織を立ち上げ、県内外の大学や研究機関のシーズと地域企業のニーズのマッチングを促進して、多彩な産業の振興と創出に取り組んでいます。
- ・その他、製品評価技術基盤機構（NITE）を始め、関係機関との連携を推進するほか、海保全基金の設置や助成制度の創設により、海洋プラスチックごみ問題など国際社会の課題解決にも取り組んでいきます。

78 農林水産物の輸出拡大のための支援の充実

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 日本産食品への放射性物質の影響に関する、国内外への正確かつ迅速な情報発信と、輸出相手国が定めるその他の規制緩和への働きかけ及び海外での安全性のPR活動の強化
- 輸出相手国が求める証明書等を国や民間団体が発行する仕組みの構築
- 生産地（都道府県）別の輸出額の把握
- 生産現場から海外商社へつなぐ地域商社の育成をはじめとした、国内・海外における流通過程や海外での販売現場までの間に生じている様々な課題解決への支援

1 現状・課題

- ・ 国が令和2年11月に決定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定しており、国を挙げて積極的に輸出拡大に取り組んでいるところです。
- ・ 本県においても、国の施策を活用するほか、県独自の施策を展開するなど、輸出促進に積極的に取り組んでいます。
- ・ 輸出拡大のためには、課題となる以下の輸出阻害要因の解消と輸出環境の整備が必要であると考えます。
- ・ 現在、14の国・地域において、福島第一原子力発電所事故による日本産食品の輸入規制が取られています。輸入規制を取る国・地域に対して、科学的根拠による正確な情報発信と、これに基づいた緩和要請、さらに日本産食品の品質の高さや安全性のPRを行うことが必要です。
- ・ 輸出相手国ごと、品目ごとに、食品衛生等の様々な規制が輸出拡大の障壁となっているため、政府機関との協議等を通じた規制緩和の早期実現が必要です。
- ・ 輸出相手国が求める証明書等は、国、品目、施設、目的等により多種多様となっており、輸出証明書の発行や適合施設の認定手続きなど、都道府県の負担が大きくなっているため、この負担を軽減する仕組みが必要です。
- ・ 輸出目標額に貢献するためにも、本県の輸出額を把握する必要がありますが、現状として、正確な実態の把握がなされていません。現在公表されている貿易統計では税関別の輸出額は公表されているものの、生産地別の輸出額は公表されていないため、輸出拡大のためにも国が都道府県別の輸出額を把握する必要があります。

【県担当課】 マーケティング課

- ・ 県産品の輸出を拡大するためには、輸出向け農林水産物の生産拡大、幅広く県産品を扱い輸出を行う地域商社の育成、安価で効率的な物流、商流、情報等システムの構築などが必要です。
- ・ 輸出に向けた県単位での取組では小ロットで効率的な物流を実現出来ないため、産地リレーなど他県と連携した効率的な物流の仕組みづくりが必要です。
高品質で安全な日本産農林水産物を証明するトレーサビリティの仕組みを確立することが日本産食品の信頼回復や付加価値向上のためには必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、農林水産物の輸出拡大のため、中部横断自動車道、清水港など高規格インフラの有効活用や、輸出に取り組む事業者の支援、海外現地での支援体制の構築に取り組んでいます。
- ・ 具体的には、近隣県の商品を中部横断自動車道を活用して集め、静岡県産品と合わせて清水港から輸出するスキームの構築に向けて取り組んでいます。
- ・ また、海外においても、ライブコマース等、商取引のオンライン化をはじめとするDXが進んでいることから、事業者と連携して、輸出先市場に合った新たな販売手法の構築にも取り組んでいます。
- ・ さらに、在外公館、JETRO、JFOODOと連携して輸出に取り組む支援体制を強化するため、「ふじのくに通商エキスパート（輸出支援の専門家）」を本県駐在員事務所（中国、韓国、東南アジア、台湾）に配置しています。

79 中小企業・小規模企業の経営基盤強化

[要望・提案先：経済産業省]

【要望・提案事項】

- 「事業承継・引継ぎ支援センター」を核とした第三者承継への支援の充実
- 製造業を中心に、現場における経営改善に加え、更なる生産性向上に不可欠な I o T、ロボットなど、新たな先端技術の導入に対応できる人材養成への支援の充実
- 事業継続計画（BCP）を策定した中小企業等に対するインセンティブの拡充

1 現状・課題

- ・経営者の高齢化と後継者不在率の高止まりに加え、新型コロナの影響により企業の休業業が増加しており、事業承継の問題は、地域経済の持続的な発展を図る上で、喫緊の課題となっています。
- ・少子高齢化が進行する中、近年は特に第三者承継の支援の重要性が高まっており、M&Aや創業希望者と後継者難企業とのマッチングの促進を図っていく必要があります。
- ・急激な技術の進展や労働力不足への対応として、ものづくり現場への先端技術導入の必要性が高まっています。ものづくり現場のリーダーを養成し、作業改善に加え、I o T、ロボット等先端技術を受け入れる環境を整備することが重要です。
- ・近年、多発している豪雨災害や台風、地震等の自然災害に加え、感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模企業においても重要となっています。
- ・税制優遇や補助金の優先採択などのインセンティブを有する、国の「事業継続力強化計画」認定制度と連携して、中小企業のBCPの普及促進を図る必要があります。

2 本県の取組

- ・金融機関、商工団体、行政等で構成する事業承継ネットワークにおいて事業承継診断や事業承継計画の策定支援を実施しているほか、民間プラットフォームを活用したM&Aマッチングの促進や、税理士・弁護士等の専門家を活用した法的課題解決の支援等により、第三者承継の推進に取り組んでいます。
- ・生産性向上や現場改善への支援として、平成27年度から公益財団法人静岡県産業振興財団が、現場における経営改善活動をアドバイスできるリーダーの養成スクールを開催し、中小企業の課題に応じた現場改善指導等に結びつけています。
- ・静岡県BCPモデルプラン（入門編）を大規模な感染症にも対応するよう改訂するとともに、BCP策定に取り組む業種別組合等に対して専門家を派遣し、ワークショップ形式で策定を支援するなど、BCP策定率の向上に努めています。

【県担当課】商工振興課・経営支援課

80 エネルギー、原油・原材料の価格高騰等への 対策強化

[要望・提案先：経済産業省・農林水産省]

【要望・提案事項】

- エネルギーや重要物資の安定的なサプライチェーンの確保[経済産業省]
- 適正な価格転嫁に向けた実効性ある下請事業者の支援対策の強化[経済産業省]
- 施設園芸セーフティネット構築事業の対象要件の緩和[農林水産省]
- 配合飼料価格安定制度の補填の発動指標・条件等の変更[農林水産省]
- 肥料価格高騰の影響緩和に関する措置[農林水産省]
- 漁業経営セーフティネット構築事業の継続及び制度の改正（期中の積立金額の追加）並びに国負担割合の増大[農林水産省]

1 現状・課題

- ・新型コロナウイルス感染症から世界経済が急回復する中で、県内においても、経済活動再開に伴う需要増大による物価の上昇に加え、半導体などの部品、資材調達の停滞や、海上コンテナ不足などの物流の混乱が生じています。
- ・こうした中、ロシアのウクライナ侵攻が原油・原材料、部品や資材等のさらなる価格高騰を招いているほか、急激な円安が与える県内経済への影響の長期化が懸念されています。
- ・原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁を始め、大企業と中小企業・小規模事業者との取引の適正化に向けて、実効性ある下請事業者の支援対策が必要です。
- ・施設園芸において、燃油価格の急騰による生産コストの増加分を販売価格に転嫁できず、経営継続に深刻なダメージが出ていることから、燃油価格の影響を受けにくい省エネルギー型の経営に転換していく必要があります。また、「施設園芸セーフティネット構築事業」は、省エネ目標や資金拠出などハードルが高い加入要件の緩和が必要です。
- ・令和4年1月の配合飼料の販売価格は前年同月比118%で、今後も高騰が見込まれています。さらに、配合飼料価格安定制度の発動指標は、実際に農家が支払う飼料価格ではなく輸入原料価格のため、補填される額が少なく、経営を圧迫しています。

【県担当課】商工振興課・地域産業課・農芸振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課

- ・肥料価格は、肥料原料の国際市況の上昇を受けて値上がりしており、令和4年の春肥価格は前期と比べて4～18%程度上昇しています。肥料についても、セーフティネット等の価格高騰の影響を緩和する仕組みが必要です。なお、セーフティネット事業が制度化される場合、対象となる生産者が多数見込まれており、円滑な事業の執行のためには、申請事務の簡素化が必要です。
- ・「漁業経営セーフティネット構築事業」においては、漁業者が年度当初に積み立てた金額が枯渇し、年度途中から十分な補填を受けられなくなるケースが起きています。また、長引く不漁等により、漁業者は厳しい経営環境に置かれ、十分な積立を行うこと自体が困難になっていることから、期中での積立金額の追加が可能となる制度改正の実施や、国負担割合の増大が必要です。

2 本県の取組

- ・原油・原材料価格の高騰により、一時的に業況が悪化した中小企業者、農業者・漁業者等を支援するため、県制度融資の融資要件緩和や燃油・飼料購入費用の一部支援など緊急的な支援を行っています。
- ・長期的には、省エネなど産業構造の転換につながる取組をさらに推進していきます。

項目	内容
商工業者	<ul style="list-style-type: none"> ○資金繰り支援 県制度融資「経済変動対策貸付」 ※R3.12.15～R4.9まで要件緩和 原油・原材料の仕入れ価格が上昇し、粗利益が減少した事業者に融資 ○相談対応（各商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、信用保証協会が、相談窓口設置）
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ○施設園芸農家、畜産農家を対象に燃油・飼料購入費用の一部を支援 ※令和4年1月～3月の加温用燃油・飼料高騰分を支援 ○資金繰り支援 「農業近代化資金」省エネ型施設整備等の導入に対する利子補給 ○相談対応（農林事務所が、施設園芸セーフティネット事業の説明会等実施）
漁業者	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者（養殖業者を含む）を対象に燃油・飼料購入費用の一部を支援 ※令和4年1月～3月の燃油・飼料高騰分を支援 ○資金繰り支援 「沿岸漁業改善資金貸付金」省エネ型エンジン等の導入に対する貸付（無利子） ○相談対応（県漁連が、随時受け付け）

【県担当課】 商工振興課・地域産業課・農芸振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課

81 農業の成長産業化施策の充実

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 農業生産の拡大を図るための「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地利用効率化等支援交付金」、「産地生産基盤パワーアップ事業」、「農畜産物輸出拡大施設整備事業」、「畜産クラスター事業」及び食肉センター再編を図るための「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業」の十分な予算確保
- 産地の労力軽減等に寄与する先端技術に対応した柑橘選果場の整備に対する国庫補助事業の十分な予算確保と繰り越し制度の柔軟な運用

1 現状・課題

- ・本県の農業産出額は、2009年以降、微増傾向で推移してきましたが2020年の農業産出額は前年に対して4.6%、92億円減の1,887億円となり、2017年から減少が続いています。
- ・国内外の需要を取り込み、農業生産の拡大を図るためには、AI、IoT等の先端技術の導入を促進しながら、収益力強化に取り組むための施設等の整備や、生産コストの削減、品質向上に取り組むための農業用機器の導入に対する支援が必要です。
- ・また、県内2箇所の食肉センターは、どちらも施設の老朽化が進んでおり、海外輸出等に対応するための高度な衛生管理が困難な状態であり、畜産物の安定的供給体制を構築するため、食肉センターの再編整備が必要です。

2 本県の取組

- ・市場と生産が結びついた本県独自のマーケティング戦略で定める品目を中心に、需要に応じたドリンク原料茶や抹茶などへの生産転換、園芸作物や畜産物の生産・集出荷施設整備など、マーケットの需要に即した農畜産物の生産拡大を支援しています。
- ・このため、国の「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地利用効率化等支援交付金」「産地生産基盤パワーアップ事業」、「農畜産物輸出拡大施設整備事業」、「畜産クラスター事業」等を最大限に活用した農業用機械の導入や施設整備を支援しています。
- ・みかんでは、「強い農業づくり総合支援交付金」を活用した集出荷施設の整備を支援しており、今後も、施設の運営を継続しつつ、機能の向上を図るため適正工期の設定を進めるとともに、産地の発展を目指していきます。
- ・食肉センターの再編については、静岡県食肉センター再編推進協議会が策定した食肉流通再編・輸出促進コンソーシアム計画に基づき、再編整備に向けて協議しています。食肉センターの効率的な事業運営を実現するため、「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業」の活用を検討しています。

【県担当課】農業戦略課・農芸振興課・畜産振興課

82 茶・柑橘・野菜・花き・わさび等の新たな展開と 施策の充実

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 既存茶工場の機械施設を有効利用するための茶工場再編に係る柔軟な支援
- 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業の継続実施
- 茶生産者がGAP認証を新規に取得するための支援の継続実施
- 茶の輸出を促進するための、放射能検査証明等の輸出規制撤廃への働きかけ、抹茶の規格など国際規格決定への国の戦略的な関与、海外における日本茶の認知度向上
- 国による茶の感染症予防効果についての疫学研究の推進、茶・柑橘・野菜の機能性や効用に係る県等の研究への支援、機能性表示食品制度の届出に活用できる茶・柑橘・野菜の機能性に関する国が実施する研究の推進及びその成果情報の速やかな公表に努めるとともに、消費拡大への取組強化
- 花き産業の活性化を図るための、消費拡大に関する取組への継続支援
- わさび田の災害復旧における限度額の見直し
- 農地中間管理機構関連農地整備事業の面積要件緩和
- 育成した品種が海外に流出し、無断で増殖されることを防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策事業の継続と十分な予算確保のほか、農業知的財産保護・活用支援事業による、海外での登録品種の侵害状況の監視及び把握の継続

1 現状・課題

- ・ 本県の茶園面積は、平成27年から令和2年の5年間で2,600ha減少し、茶産出額は105億円減少しています。
- ・ 近年の茶販売価格の低迷に対応するためには施設投資額の低減につながる既存の製茶加工機械を有効活用した中小茶工場の再編等による経営体質強化が求められています。
- ・ 茶の生産を維持していくためには、需要に即した優良品種や栽培方法への転換、燃油の高騰に対応した省エネ型機械のリース導入や燃油対策を引続き推進していく必要があります。

【県担当課】 農業戦略課・食と農の振興課・お茶振興課・農芸振興課・農地計画課・農地保全課

- ・大手飲料メーカーがGAP認証を取得した茶工場で生産された茶葉のみをドリンク原料として取扱うため、茶生産者が新たにGAP認証の取得を希望しており、その新規取得に向けた支援が必要です。
- ・茶の輸出を拡大するためには、茶に係る国際規格をわが国にとってできるだけ有利なものとしていく必要があるほか、さらなる日本茶の需要拡大に向けた認知度を高める取組が必要です。
- ・近年、全国的にみかんの購入数量は減少傾向にありますが、うんしゅうみかんが含む機能性成分は、「β-クリプトキサンチン（骨の健康維持に役立つと報告されている）」、「GABA（血圧が高めの方の血圧を下げると報告されている）」以外にもあることから、消費拡大に向けて機能性表示食品のエビデンスを蓄積するために、一層の研究推進が必要です。
- ・消費者ニーズに対応した販売を強化するためには、「お茶」、「柑橘」、「野菜」の持つ機能性をPRしていくことが重要です。
- ・本県の花き産出額は全国4位ですが、後継者不足等により減少傾向にあります。また、切花年間購入額等は下位にとどまっています。コロナ禍で需要が低下した花きの消費を拡大することは、経営の継続や後継者確保につながる重要な要素のひとつです。このためコンテストや花き展示等により、消費者の花きに対する理解を広めることが必要です。
- ・わさびは、山林内の溪谷に沿って階段状に開墾されたわさび田において、豊富な湧水をかけ流しながら栽培されており、一旦豪雨となれば、大量の水が押し寄せ、被災することがあります。
- ・わさび田は、構造が特殊（畳石式）であるため、豪雨で被災した際の災害復旧事業において、一般的な農地に比較し工事費が高く、限度額を超える場合が多くあります。そのため、農家負担も大きく、復旧されず耕作放棄されるわさび田も多くみられます。
- ・緑茶の消費の多様化に伴い、需要に応じた生産を行う産地への転換が求められています。このため、平坦地では大規模機械化に対応した基盤整備による低コスト生産を進め、中山間地では、傾斜を緩和する小規模基盤整備を推進し、地理的条件を活かした有機・無農薬栽培などに取り組む必要があります。

【県担当課】 農業戦略課・食と農の振興課・お茶振興課・農芸振興課・農地計画課・農地保全課

- ・傾斜地の水はけの良さなど地形特性を活かした野菜の栽培に取り組んでいますが、傾斜が急で区画が小さいほ場については、農作業の大型機械化や効率的な農業生産が困難な状況にあります。このため、担い手のニーズに合わせた小規模単位での生産条件の改善が必要です。
- ・本県農産物の輸出競争力を強化し、輸出拡大を図る上で、県が育成した品種が海外に流出し、無断で増殖されることを防止する必要があるとあり、品種保護制度を有する国において品種登録し、育成者の権利を保護することが重要です。また、海外での品種登録と併せて、海外での品種の侵害状況の一元的な監視把握を継続することも重要です。

2 本県の取組

茶	オープンイノベーションの展開による新しい需要創出、茶の生産効率・収益性の高い生産基盤づくり、輸出の拡大、消費者ニーズに対応した販売強化、GAP認証の取得指導、有機栽培の拡大
柑橘	うんしゅうみかんの機能性表示（β-クリプトキサンチン（骨の健康維持）8JA*、GABA（血圧が高めの方の血圧を下げる）1JA*）への取組支援 * JAみっかびはそれぞれ届出しているため、重複して計数
野菜	温室メロン及びケールの機能性表示（GABA、一時的な精神的ストレスの緩和）への取組支援 畑作地帯の生産基盤整備の推進
花き	生産者とバイヤーをつなぐ商談会の開催、花活用文化の普及や花きのホームユース推進等の消費拡大に向けた取組の推進
わさび	令和元年度に、わさび田の災害が42件発生し、内13件において災害復旧事業を活用
品種保護	本県の育成品種について、国の補助事業を活用し、海外での登録手続き中いちご、わさび、マーガレット2品種の計4品種について、中国、韓国等7つの国と地域で品種登録申請中 うち、韓国では令和2年10月にいちご「きらび香」、令和3年7月にわさび「伊づま」の品種登録を完了（令和4年3月時点）

【県担当課】 農業戦略課・食と農の振興課・お茶振興課・農芸振興課・農地計画課・農地保全課

83 基幹的農業水利施設の着実な更新整備と長寿命化対策

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 国営かんがい排水事業三方原用水二期地区及び国営施設応急対策事業天竜川下流地区の推進
- 国営天竜川下流二期地区の早期事業化に向けた地区調査の推進
- 国営浜名湖北部用水地区の早期事業化に向けた地区調査の着手
- 農業水利施設の補修・更新事業における受益者負担の軽減

1 現状・課題

- ・ 国が造成した本県の基幹的農業水利施設は、用排水路 408km、揚水機場等 26 か所となっています。
- ・ これらの施設は、築造から相当な期間を経過したものが多く、耐用年数を超過して更新整備が必要となるものが今後急増していくことが明らかです。
- ・ また、土地改良区組合員の減少や高齢化等により、更新整備等の地元負担費用や施設場内の草刈り等の人員が不足し、適正かつ継続的な施設管理が困難となり、環境面や防災面等の公共機能の発揮が不十分となる状況が想定されます。
- ・ 本県の基幹的農業水利施設は、多彩な農業生産のための基礎的な施設であり、地域経済の発展や社会生活の向上に大きく寄与していることから、地域の重要な社会インフラとして、耐用年数を考慮した更新整備を計画的に進めていくことが求められています。
- ・ 近年、施設園芸の増加や飼料用米の拡大など、多様な農業経営の展開により、それぞれの栽培に応じた用水の需要に、柔軟に対応できる施設整備が求められています。また、高収益作物を中心とした営農体系への転換を図るためにも安定的な用水供給は不可欠です。
- ・ 国が示した南海トラフ巨大地震の被害想定によれば、本県にも大きな影響が懸念され、基幹的農業水利施設が損壊した場合、甚大な二次災害をもたらす恐れがあることから、耐震対策が急務となっています。

【県担当課】 農地計画課

2 本県の取組

- 本県内では、戦後大井川流域並びに天竜川流域の水田を中心に事業化され、昭和50年代からは、浜名湖北部地域のみかん園並びに牧之原台地の茶園へのかんがい用水供給のための基幹水利施設が整備されました。これらの国営事業に附帯し、末端部のかんがい用水施設等の整備を県営事業で実施しています。

国営事業実施の状況

区分 用水名	新規整備地区	更新整備地区		
	完了	完了	実施中	調査中
大井川用水	大井川	大井川用水 1期、2期		
区分 用水名	新規整備地区	更新整備地区		
	完了	完了	実施中	調査中
牧之原用水	牧之原	牧之原		
三方原用水	三方原	三方原用排水 整備	三方原二期	
天竜川用水	天竜川下流		国営施設 応急対策 (R3 着工)	天竜川下流2 期
浜名湖 北部用水	浜名湖北部			浜名湖北部
計	9地区		2地区	2地区

84 農地集積施策の充実

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 法定化される地域計画（人・農地プラン）策定に向けた「機構集積支援事業」の予算確保
- 法改正等により事業量が大幅に増嵩する農地中間管理機構の体制充実に向けた予算確保
- 農地中間管理事業の更新手続の簡素化

1 現状・課題

- ・ 県農業会議は、法定業務として、農地集積・集約化の中心的な役割を担う農業委員や最適化推進員を対象とした実務的な研修を行っています。しかしながら、原資となる「機構集積支援事業」の国からの配分額は、毎年度、要望額を大幅に下回っており、本年度予定される「人・農地プラン」法定化に対応する研修等の実施に当たっては、十分な予算の確保が必要です。
- ・ 人・農地プラン実質化の進展に伴い農地中間管理事業の業務量が増加していることに加え、契約更新業務や、本年度の法改正で予定される農地貸借公的計画の農地中間管理事業への統合により、さらなる業務量の増加が見込まれています。このため、機構の運営体制強化に向け、機構職員の増員や、市町、JA への事務委託を行うための経費として「農地中間管理機構事業」の十分な予算確保が必要です。
- ・ 今後、令和5年頃からは、農地中間管理事業の更新案件が急増する見込みであるため、事務手続の煩雑さがボトルネックとなり、新規集積の推進に支障をきたすことが懸念されます。大規模経営体等、既に農地集約が進み経営安定に寄与している場合等においては、更新契約手続きの大幅な簡素化等により事務の軽減が必要です。

2 本県の取組

- ・ 平成26年度より農地中間管理事業を中心に担い手への農地集積を推進しています。

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4.3月時点の貸付面積※
農地中間管理機構を活用した農地集積面積(ha)	14.9	438.8	405.5	826.4	891.8	609.9	1294.8	1294.8	5288.0

※R4.3月時点の貸付面積は累計面積から途中解約等を削除した面積

【県担当課】 農業ビジネス課

85 資源の循環利用による林業の成長産業化

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 搬出間伐や作業道の整備、林業機械の導入の促進に対する持続的支援
- 主伐後の再造林の促進、ICT等先端技術を活用した施策に対する継続的支援
- カーボンニュートラルの実現に向けた森林吸収源対策として必要な間伐や再造林等に対する安定的支援

1 現状・課題

- ・本県は、木材生産量 50 万 m^3 を目標に、平成 30 年度から森林資源の循環利用による林業成長産業化と森林の多面的機能を維持・増進する「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」に取り組んでいます。
- ・県内の合板工場等への丸太の安定供給体制の確立と増産に向けた取組を進めた結果、木材生産量は平成 24 年の 26 万 m^3 から令和元年の 48 万 m^3 に増加しました。コロナ禍の影響を受けた令和 2 年は 42 万 m^3 に減少し、令和 3 年は 45 万 m^3 まで回復しましたが、ウッドショックにより急増した国産材需要を満たす供給はできていません。
- ・丸太の安定供給体制の早期の確立には、森林資源の把握や生産管理、施業の効率化等に ICT 等先端技術を積極的に導入し、搬出間伐の生産性の向上に加え、主伐・再造林の低コスト化と普及を一層進めることが必要です。
- ・2030 年の森林吸収量目標 2.7%の達成、更には 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、間伐や主伐後の再造林などを着実に進めていくことが必要です。

2 本県の取組

- ・木材の生産性向上のため、林業・木材産業成長産業化促進対策等を活用し、林業機械導入や路網整備等による基盤強化、中間土場の整備や輸送手段の機能向上などに取り組んでいます。
- ・主伐・再造林の低コスト化と普及を一層進めるため、一貫作業システムやエリートツリー苗木、新技術を活用した獣害対策等による低コスト化の実証の成果の情報発信により、森林所有者や林業経営体の主伐・再造林の意欲の喚起を図るとともに、エリートツリー苗木の安定供給体制の整備に取り組んでいます。
- ・航空レーザ計測により把握した生産適地の団地化、団地内の木材生産や路網の計画の作成、基盤整備など、需要即応型の生産団地づくりに取り組んでいます。
- ・森林吸収源対策として必要な間伐や主伐後の再造林などを着実に進めていくため、森林環境保全直接支援事業等を活用し、林業経営体に対し、森林経営計画に基づく森林整備の支援に取り組んでいます。

【県担当課】 森林計画課・森林整備課

86 国産材の一層の利用促進と販路拡大

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 公共建築物や民間の住宅・非住宅における国産材の積極的な利用を促す支援制度の充実
- 森林認証材の利用拡大に向けた官民連携による取組の継続
- 国産材製品の輸出を拡大するための官民連携による取組の継続

1 現状・課題

- ・本県の民有人工林の約9割は、木材資源として利用可能な時期を迎えており、豊富な森林資源を積極的に活用するため、民間、公共部門での県産材の利用拡大や国内外への県産材製品の販路拡大に取り組んでいます。
- ・国産材の利用促進のため、展示効果やシンボル性の高い公共建築物等での率先利用を継続することが必要です。また、木材需要の大きな部分を占める住宅分野に加え、今後木材利用の拡大が期待される非住宅分野での利用拡大を図るため、コロナ禍における需給動向も踏まえた中長期的な支援が必要です。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック関連施設の木造化・木質化やSDGs推進を契機として、木材を利用する機運が高まってきていることから、森林認証材の利用を推進していくことが重要です。
- ・国産材製品の海外での市場開拓のため、官民連携による市場調査と木材製品のプロモーションを強化して、長期的・戦略的な活動を継続することが必要です。

2 本県の取組

- ・「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン（第6期）」に基づき、公共部門での県産材の率先利用、品質の確かな県産材製品を使用する住宅及び非住宅建築への助成、県産材利用を提案できる設計者の確保や表彰制度による非住宅分野での利用拡大などに取り組んでいます。
- ・地域の製材工場等のネットワーク構築による供給体制強化、販路開拓に取り組む供給者と需要者のマッチング支援、東京2020オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザ提供木材のレガシー利用による県産森林認証材のPR及び脱炭素・循環型社会実現への貢献をテーマとして企業に県産材利用を働き掛ける官民連携会議の開催などにより、森林認証材をはじめとした県産材製品の販路拡大に取り組んでいます。
- ・県産材や木製品の輸出に意欲・関心のある県内企業、関係団体等と、県産材輸出研究会を組織し、海外への販路拡大に向けた情報共有、意識醸成を行っています。

【県担当課】 林業振興課

87 水産業の成長産業化沿岸地域創出のための支援の実効性の確保

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 補正予算事業である従来型の「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」及び「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」の継続と、「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」を活用する上での障壁となっている事業年限やリスク構造の改善

1 現状・課題

- ・ 平成27年度補正予算から、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」及び「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」（いわゆる「漁船リース事業」及び「機器等導入事業」）が設けられ、莫大な資金が必要となる代船建造や省エネ機器等の導入に対する支援が行われてきました。近年の水産業の置かれた厳しい状況の中、水産業の体質強化を図るためには、「漁船リース事業」及び「機器等導入事業」の継続が必要です。
- ・ また、令和元年度当初予算からは「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」（いわゆる「新リース事業」）として、漁船・漁具等のリース方式の事業が実施されています。
- ・ しかし、造船需要が好調で発注から建造まで3年以上待たされる状況となっているため、最大で2年以内に事業を完了する必要がある「新リース事業」では新船建造等がほぼ不可能となっていることから、事業完了までの年限の延長が必要です。
- ・ また、「新リース事業」で新たに助成対象となった漁具については、漁業共済の掛金が高止まりしていることから、漁業者の共済加入が非常に困難になっています。この結果、漁具の減価償却前に漁具が逸失等した場合には、リース事業の主体となる法人、漁業者団体等が補助金を返還しなければならなくなるほか、減価償却後においても、貸し倒れリスクを負う構造となっています。このため、リース事業の主体が過度なリスクを負わされることなく、漁業者が有効に制度を活用できるよう、制度の改善が求められています。

【県担当課】水産振興課

2 本県の取組

- ・ 本県では、漁業者が漁具や機器、漁船等の導入を円滑に行えるよう、県漁業協同組合連合会や県内の各漁協と連携し、「漁船リース事業」、「機器等導入事業」及び「新リース事業」の活用を推進しているところです。

88 漁業現場の実態に即した資源評価・資源管理

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 漁獲可能量による画一的な管理にこだわらず、漁業種類や地域の実情に応じた自主的な管理を尊重した資源管理の推進
- 自主的な資源管理措置や食害等の影響を考慮した資源評価の実施
- 海洋環境の変化が漁場形成に及ぼす影響を把握するための、広域的な海洋環境調査・研究の充実

1 現状・課題

- ・ 改正漁業法等に基づいて、実効性の高い資源管理を行うためには、国と漁業者の間で意見交換が尽くされ、漁業者の理解が十分得られる形で資源管理体制の構築を進めることが重要です。
- ・ 漁業者は、それぞれの漁業種類や地域の実情に応じた効果的な手法による自主的な資源管理に従来から取り組んでおり、今後の管理体制は、これらの管理手法を尊重したものとすることが求められます。
- ・ また、現在、国が進めている資源評価は、漁獲量等の情報に基づいて行われていますが、漁獲量は、自主的な資源管理措置による漁獲圧の低減のほか、海洋環境の変化や食害生物の影響など資源量以外の要因によっても変動することから、これらの影響を考慮した資源評価の実施が求められます。
- ・ とりわけ、海洋環境の変化については、これまで、本県をはじめ各都道府県が、沿岸海域を中心に各種の海洋観測、調査を行ってきました。精緻な資源評価の実施が求められることを踏まえ、都道府県の地先を超えた広域的な海域においても、国が主体となり、漁場形成等に対して海洋環境の変化が及ぼす影響について、調査・研究を実施していくことが強く望まれます。
- ・ また、国は都道府県ごとに漁獲可能数量を割り当てるTAC管理の導入を推進しようとしていますが、沿岸漁場への来遊が黒潮流路等の海洋環境の変動に大きく左右される魚種は、TAC管理になじまないため、慎重な取扱いが求められます。

2 本県の取組

- ・ キンメダイ、トラフグなどについては、県研究所の研究成果を踏まえて、漁業者が資源管理計画を策定し、小型魚の保護や操業区域の制限などの資源管理を実践

【県担当課】水産資源課

しています。サクラエビやアサリなどの資源についても、県研究所の調査結果に基づき、自主的な漁獲量、漁獲サイズ、操業区域等の規制が行われています。

- 環境変化については、調査船を用いた地先定線観測や沿岸定点観測により、水温や塩分、気象や海象の観測を継続的に行い、長期変動を把握し、漁業者への情報提供を行うとともに、蓄積した調査結果等を外部の研究機関とも共有・活用できるよう、データプラットフォームを構築しているほか、標本船調査等により食害生物による被害の実態把握に努めています。
- 水産庁や県漁業協同組合連合会と連携して、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に関する漁業者及び漁協職員向けの説明会を開催するなど、国と漁業者の意見交換の場を設けています。このほか、県内漁業者等との会議の場において、関係者に対して新たな資源管理体制の構築に関する情報提供を行っています。

89 漁業人材育成のための支援の充実

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 漁業学校等で学ぶ若者に対する資金交付支援の継続及び必要な予算の確保
- 新規漁業就業者確保のための講習会開催に対する助成の継続及び必要な予算の確保

1 現状・課題

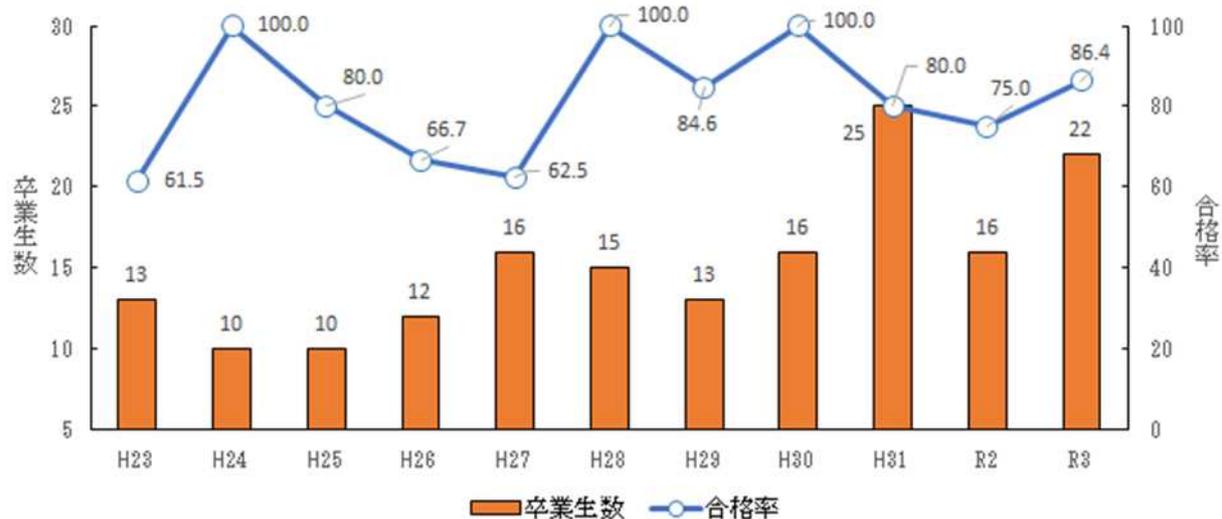
- ・ 漁業就業者については、長期減少傾向にあるとともに、高齢化も進行している中で、遠洋・沖合の操業に必要な海技士免許取得者の減少や、早期の離職などの問題も顕在化しており、次世代を担う質の高い漁業就業者の確保、育成、定着に対する継続的な取組が必要となっています。
- ・ 本県では、1年間の全寮制で海技士免許（筆記）の取得等を目指す県立の漁業高等学園を設置しており、大型漁船の幹部漁船員候補者の育成を専門的に実施しています。同学園の定員はこれまで20名でしたが、PR強化による入学希望者の増加と深刻な担い手不足の解消のため、平成31年4月からは定員を30名に増員しています。
- ・ また、県内の漁業協同組合において、海技士不足への対策として、海技士養成講習会を独自で開催しています。
- ・ 県立漁業高等学園で学ぶ生徒に対し、国の「漁業人材育成総合支援事業（次世代人材投資（準備型）事業）」により、1人当たり年間最大150万円の就業支援資金が交付されています。この効果は高いものでありますが、平成31年4月からの定員増により、資金交付を希望する全員が交付を受けられる予算の確保が求められています。
- ・ 海技士の確保と育成は日本の遠洋漁業等の大きな課題となっているため、県内の漁業協同組合が開催する講習会は大きな意義があると考えますが、平成22年度から国の助成については、年々、支援額が少なくなっていることから、事業の継続が難しくなっています。

【県担当課】水産振興課

2 本県の取組

- ・ 県立漁業高等学園は、昭和 45 年の創立以来、昨年度の 52 期までで 994 人の卒業生を輩出しています。毎年度の卒業生は県内新規漁業就業者の約 3 割を占めています。
- ・ 海技士筆記試験合格率において高位を維持しており、平成 27 年度から 7 年連続で漁船運航上の最難関国家資格である海技士 3 級合格者（筆記）を複数名輩出しています。また、令和 2 年度には、本学創立以来初となる海技士 2 級合格者（筆記）を輩出しました。

県立漁業高等学園 近年の入学者数・海技士試験（筆記）合格率の状況



90 営業許可制度の見直しに対応する水産加工業者への支援

[要望・提案先：農林水産省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

○ 営業許可制度の見直しに伴い、新たに営業許可が必要になった水産加工業者（中小零細事業者）に対する、営業許可の円滑な取得に係る支援

1 現状・課題

- ・ 静岡県は水産加工品生産量が全国3位、生産額では全国2位と水産加工業が盛んであり、水産加工業の維持・振興は、県政上の重要課題の1つとなっています。
- ・ 本県の水産加工業者は中小・小規模事業者が90%以上を占めており、資金等の経営上の体力が限られています。他方、現在、サバやアジ等、多くの魚種で不漁が長期化していることを背景に、原料魚の確保が不安定となっています。これに加えて、加工経費、物流費等の各種コストの高騰等による経営状況の悪化や、経営者の高齢化、事業承継者の不在等も大きな問題となっています。
- ・ このような中、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）により営業許可制度が見直され、本県で盛んに行われている節類製造業や塩干品製造業（しらす・さくらえび加工、干物製造等）等の「水産製品製造業（食品衛生法施行令第35条第16号）」が、新たに営業許可制度の対象となりました。
- ・ この結果、既存の水産加工業者は、製造施設を法の定める施設基準に適合するよう改修し、許可を取得することが必要となりましたが、特に中小零細事業者は、多額の施設改修を行う体力が乏しいものも多いため、十分な支援が必要です。

2 本県の取組

- ・ 衛生管理対策や新商品開発など新たな取組を実施する水産加工業者等に対して助成を行っています。
- ・ 新たに営業許可対象となる水産加工業者を対象に、専門家による衛生状況調査を実施し、各業種の食品衛生上の課題等を把握しています。
- ・ 衛生部局とも連携し、業界への情報提供を行っています。

【県担当課】水産振興課

豊かな暮らしの実現

(9) 多彩なライフスタイルの提案

91 地域鉄道の耐震対策、安全対策等への支援

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 鉄道事業者負担を軽減するための耐震対策事業の補助対象の拡充
- 地域鉄道の安全運行を確保するための、鉄道軌道安全輸送設備等整備や車両検査にかかる補助事業の確実な予算の確保

1 現状・課題

- ・本県には、7社8路線の地域鉄道が、地域住民の日常生活等に不可欠な交通手段として、重要な役割を果たしていますが、少子高齢化、地方圏から東京圏への人口流出などの影響により、旅客収入は、年々減少傾向にあるなど、経営基盤が脆弱なため、鉄道施設の耐震化対策、安全対策は十分に進んでいません。
- ・耐震対策事業における補助対象施設は、利用者が多い路線等の一定の要件を満たす鉄道施設に限られることから、対象外の駅や橋りょう等は、耐震対策が進んでおりません。全線にわたって容易に耐震対策が実施できるよう、制度の拡充や鉄道事業者の負担を軽減することが必要です。
- ・また、安全運行を確保するための予算（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等）は十分に確保されておらず、車両検査（車両の法定点検）に係る経費につきましても、補助制度があるものの、平成30年度以降は、十分な予算措置が行われていません。
- ・車両検査に係る経費は事業者の負担が大きいため、地域鉄道の経営や安全運行の確保に多大な影響を与えることが懸念されます。

2 本県の取組

- ・本県では、鉄道事業者が実施する耐震対策や安全対策に対し、国と協調して支援しています。

【耐震対策：鉄道施設緊急耐震対策事業】 (千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	0	23,133	28,500

【安全対策：鉄道輸送対策事業費補助金 等】 (千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
296,700	267,400	323,600	344,690	278,200

【県担当課】 地域交通課

92 鉄道施設の利便性の確保

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 利便性の向上のため、交通系ＩＣカードが広域的に利用できる環境を早期に整備されるよう、次の取組に対する国の支援拡大や補助制度の充実
- ・交通系ＩＣカードの利用エリアをまたいで乗車した場合、容易に精算を行えるＩＣカード対応自動精算機の増設
 - ・地域鉄道における、交通系ＩＣカードの利用エリアの拡大・年間維持費の低減やＪＲ各社の交通系ＩＣカードを利用可能とする機能の付加

1 現状・課題

- ・山梨・静岡・神奈川の三県は、ＪＲ東海のエリアとＪＲ東日本の所管エリアの境界にあり、東海道本線においては本県の函南駅と熱海駅間を境に、また御殿場線においては神奈川県の下曾我駅と国府津駅間を境にＪＲ東海とＪＲ東日本の所管エリアに分かれています。
- ・ＪＲ東海では、令和３年３月に東海道本線については熱海駅、御殿場線については国府津駅において、ＴＯＩＣＡのサービスエリアを拡大し、一部利便性の向上を図ったが、交通系ＩＣカードを利用するに当たっては、これまでどおりそれぞれのサービスエリアをまたいだ鉄道の利用ができず、広域的に利用できる環境が整備されていません。
- ・県内には、またぎ乗車の精算が容易に行えるＩＣカード対応の精算機が14駅に設置されていますが、今後は、その他の駅への増設が求められています。
- ・また、アフターコロナにおいて、訪日外国人観光客の需要回復が期待されることから、地域鉄道においても交通系ＩＣカードの利用エリアの拡大・年間維持費の低減やＪＲ各社の交通系ＩＣカードを利用可能とする機能の拡大が求められています。

2 本県の取組

- ・本県では、定期的にＪＲ東海に対し、交通系ＩＣカードのまたぎ利用を可能とするよう要望するとともに、当面の対応として、ＩＣカードでのまたぎ利用に対応可能な自動精算機設置の導入拡大を要望しています。

【県担当課】 地域交通課

93 過疎対策事業の推進

[要望・提案先：総務省]

【要望・提案事項】

○ 過疎地域の持続的な発展に必要な支援の充実

1 現状・課題

- ・過疎地域は、都市に対する食料・水・エネルギーの供給や、国土・自然環境の保全など多大な貢献をしており、このような多面的・公益的機能は、国民共有の財産です。
- ・一方で、急速な人口減少と少子・高齢化という大きな問題に直面する中、全国の過疎地域では、多くの集落が消滅の危機に瀕する極めて深刻な状況にあります。

2 本県の取組

- ・本県において、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」では、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、川根本町、伊豆市、沼津市の一部（旧戸田村）※、島田市の一部（旧川根町）※、浜松市の一部（旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町）※の5市5町が過疎地域に該当します。（※は経過措置団体）
- ・これら過疎地域の市町は、人口減少の克服、地方創生の実現に向けて、過疎地域持続的発展計画に基づく取組に加えて、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでいます。状況の改善は容易ではなく、過疎対策事業債を活用し、地域活性化に向けた施策の実現や支援の一層の充実が求められています。
- ・過疎対策事業債については、条件不利地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源となっていることから、5市5町の所要額が確実に確保される必要があります。

【県担当課】市町行財政課

94 移住・就業支援金制度の活用促進

[要望・提案先：内閣府]

【要望・提案事項】

○ 移住・就業支援金制度活用促進のための、東京 23 区及び東京圏在住者に対する国における周知・広報の充実

1 現状・課題

- ・ 東京一極集中の是正及び地方の担い手不足を解消し、将来にわたって活力が維持される地域を実現するためには、東京圏から本県をはじめとした地方への人の流れをつくることが重要です。
- ・ このため、国では、平成 31 年（令和元年）度から「わくわく地方生活実現政策パッケージにおける移住支援金制度」を創設し、地方への UIJ ターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援しています。
- ・ 令和 3 年度は、43 道府県がこの制度を運用し、交付実績は、1,184 件となっています。
- ・ 国では、コロナ禍による移住機運の高まりなどを踏まえて、令和 2 年 12 月に、若手人材、テレワーカー等も本事業の対象とし、さらに令和 4 年 4 月からは 18 歳未満の世帯員を帯同して移住する世帯に支援金を加算する制度の拡充を行いました。これに併せ、本県においても制度を拡充し、東京圏に向けて広報等を行っているところです。
- ・ 移住・就業支援金制度の活用を促進するためには、東京 23 区及び東京圏に在住する移住検討者に制度が拡充されたこと等も含めて、広く本制度の内容を周知する必要があります。しかしながら、各県が個別に行う PR の効果は限定的であるため、国における周知・広報を充実させる必要があります。

2 本県の取組

- ・ 本県では、東京圏から本県への人の流れをつくるため、平成 27 年 4 月から、官民一体となった「ふじのくにに住みかえる推進本部」を設置し、本県で実現できる魅力的で快適なライフスタイルを発信し、県外からの移住・定住を促進しています。
- ・ こうした取組により、平成 27 年度、393 人であった移住者数は、令和 3 年度、1,868 人と 4.75 倍に増加しています。

【県担当課】 暮らし・環境部企画政策課・労働雇用政策課

移住者数及び相談件数の状況

区 分	R 3	R 2	R 1	H30	H29	H28	H27
県外からの移住者数※(人)	1,868	1,398	1,283	1,291	1,070	787	393
相談件数(件)	11,641	11,604	10,085	9,981	8,843	5,755	3,046

※「移住者数」は、県及び市町の移住相談窓口、移住促進施策等を利用して県外から移住した人数

- 本県では、移住希望者の中小企業等への就業を支援するためのマッチングサイトを平成31年4月に開設し、令和2年度には支援金制度対象求人の特集コーナーを創設するなどの改修を行ったほか、支援金支給対象企業が参加するオンライン企業説明会等を行いました。また、令和3年度からは、本県企業とのマッチングを促進するため、コーディネーターを配置し、支援金支給対象企業の掘り起こし及び採用活動の支援に取り組んでいます。制度が拡充されたことについては、ホームページやリーフレット、Web広告により東京圏移住希望者へ制度の周知を行うなど、市町と連携して本制度の活用促進に取り組んでいます。

豊かな暮らしの実現

(10) 地域の価値を高める交通 ネットワークの充実

95 高規格幹線道路網等の整備推進と利活用

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 新東名高速道路（新御殿場 I Cより東側）の早期開通
- 伊豆縦貫自動車道等の整備推進及び早期事業化
- 三遠南信自動車道の整備推進
- 主要幹線道路（国道1号、国道138号、国道139号等）の整備推進
- 県境を越える浜松湖西豊橋道路及び伊豆湘南道路の早期実現

1 現状・課題

- ・ 高規格幹線道路や一般国道等から成る基幹的な道路ネットワークの構築は、社会経済活動の基盤であり、広域的な交流を促進するために必要不可欠です。
- ・ 本県の東西軸となる新東名高速道路は、令和3年4月までに新御殿場 I C以西が開通し、様々なストック効果が発現しており、この効果を県全域に波及するために、新御殿場 I Cより東側の開通が重要となります。
- ・ 一方、南北軸となる伊豆縦貫自動車道や三遠南信自動車道は、並行する国道414号、152号において、大雨・土砂災害により頻繁に通行止めが発生し、住民生活に多大な影響が生じていることから、未開通区間の早期開通が必要です。
- ・ 国道1号、国道138号や国道139号などの主要幹線道路の整備は、物流の効率化を図り、交通混雑を緩和するとともに、県土の均衡ある発展や県民生活の安全確保の観点からも重点的に取り組む必要があります。
- ・ 県境を越える浜松湖西豊橋道路や伊豆湘南道路は、高規格幹線道路と広域幹線道路網を形成し、観光交流の拡大や物流の効率化による産業振興などに寄与するため、早期実現が必要です。



2 本県の取組

- ・ 本県では、他県や沿線市町等と連携し、広域幹線道路網の必要性や整備手法を整理するとともに、高規格幹線道路等の早期開通、早期事業化を国及び中日本高速道路株式会社に働き掛けています。

【県担当課】 道路企画課

96 地方における道路整備の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 金谷御前崎連絡道路をはじめとした主要幹線道路や県民生活に直結した道路整備、交通安全対策、地震対策等、地方が真に必要な道路整備を着実に実施できるよう、国庫補助、交付金等の財政支援措置による十分な道路予算の確保
- 予防保全による橋梁、トンネル、舗装といった経済活動や日常生活を支える重要な道路インフラの維持管理を着実に実施できるよう、国庫補助、交付金等の財政支援措置による十分な道路予算の確保
- 災害時においても重要インフラの機能を維持できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による十分な道路予算の確保

1 現状・課題

- ・ 県内の道路事情は、全国でも高い水準にある人身交通事故発生件数、慢性的な都市部の交通渋滞、6割程度に留まる道路改良率、災害等による通行止めの多発など、質・量ともに不十分な状況です。

静岡県道路状況

人身交通事故発生件数(率)	569件/人口10万人・年 (R2)	ワースト1位
道路法上の道路の改良率	62.9% (R2.3)	全国29位
高規格幹線道路の整備率	85.9% (R4.4)	
異常気象による通行止め回数	173回 (R3)	

- ・ 主要幹線道路の整備の遅れは、本県の経済や県民の安全・安心な暮らしに深刻な影響を与えます。
- ・ 急速に進む道路施設の老朽化対策と合わせ、地域の活性化や安全・安心な暮らしに不可欠な地域の道路整備を着実に進めるために、国庫補助や交付金等の財政支援措置による道路予算の確保が必要です。
- ・ 南海トラフ巨大地震等の発生が危惧される本県において、道路法対策や道路施設の老朽化対策など、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策の推進が重要であり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により必要な予算・財源を安定的に確保することが必要です。

2 本県の取組

- ・ 幹線道路等を中心とした道路ネットワークの充実や生活を支える地域道路の整備、道路施設の耐震対策を推進するとともに予防保全管理による橋梁、トンネル、舗装等の長寿命化に取り組んでいます。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、国土強靱化地域計画に基づく道路ネットワークの機能強化、道路法対策、道路施設の老朽化対策などに重点的に取り組んでいます。

【県担当課】道路企画課

97 社会資本の長寿命化の推進

[要望・提案先：総務省・農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 予防的な修繕や計画的な更新などが着実に実施できるよう、十分な長寿命化対策予算の確保
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる拡充（予算）
- 「公共施設等適正管理事業債（長寿命化事業）」の更なる拡充（予算、対象施設、交付税措置率）
- 地方公共団体において、効率的なインフラメンテナンスを実施するための新技術等の導入支援
- 社会情勢の変化や利用者ニーズを踏まえた、インフラの集約・再編等のインフラストックの適正化に向けた支援

1 現状・課題

- ・ 高度経済成長期を中心に建設された多くの社会資本が、更新期を迎えており、施設の維持管理や更新などには多額な費用が必要になります。
- ・ 現在、本県では、補助、交付金に加え、令和2年度から国が導入した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び平成29年度に国が導入した「公共施設等適正管理事業債（長寿命化）」を活用しながら、予防保全管理によるコスト削減を図った着実な補修を進めているところですが、今後、老朽化の進行による維持管理・更新費の増加は避けられず、更なる予算不足が懸念されます。
- ・ 予算確保が喫緊の課題となっており、補助・交付金制度の要件緩和や年度当初から計画的な執行ができるような予算配分、国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充など国によるさらなる財政的な支援が必要です。
- ・ 「公共施設等適正管理事業債（長寿命化）」については、事業期間を令和8年度まで延伸していただきましたが、さらなる事業促進のために、対象施設を県管理公園や漁港、表層以外の舗装に拡充していただく必要があります。
- ・ また、特に地方自治体においてはインフラメンテナンスに携わる職員の高齢化や不足が進んでおり、これまで以上に効率的なインフラメンテナンスを実施する必要があることから、引き続き、“インフラメンテナンス新技術・体制等導入推進委員会”等による国からの支援が必要です。
- ・ さらに、DXの推進やカーボン・ニュートラルの実現、地方における人口減少等の社会情勢を踏まえたうえで、インフラの集約・再編等のインフラストックの適正化に向けて、多くの事例や知見を所有する国により方向性を示していただく必要

【県担当課】 建設政策課

があります。

2 本県の取組

- ・ 本県では、既存の施設を効率的かつ効果的に維持管理・更新し、利用者に最大限のサービスを提供するため、平成 25 年 3 月に「社会資本長寿命化行動方針」を策定しました。
- ・ 行動方針に基づき、社会資本 40 施設の内、予防保全管理の対象となる全 25 施設の中長期管理計画の策定を進め、平成 31 年 3 月末までに策定が完了しました。
- ・ 予防保全管理を実施した場合、社会インフラ 40 施設の今後 30 年間の維持管理・更新費は、約 121 億円／年のコスト縮減が見込まれます。

事後保全管理を実施した場合の維持管理・更新費	約 341 億円／年
予防保全管理を実施した場合の維持管理・更新費	約 220 億円／年

約 121 億円/年の縮減

98 港湾機能（物流・人流）強化に向けた支援

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- コンテナ貨物の増加に対応したコンテナターミナルの岸壁延伸（清水港）
- 農産物の広域集荷・輸出促進に向けた拠点施設整備（清水港）
- 安定的な港湾活動を支える防波堤の整備促進（清水港・御前崎港・下田港）
- 岸壁・航路の予防保全事業の促進（清水港・御前崎港・田子の浦港）
- 交流・賑わいの創出に向けたフェリー利用可能な岸壁等の整備推進（清水港）
- 魅力ある水辺空間や港湾景観の創出に向けた緑地等の整備推進（清水港）

1 現状・課題

- ・ 清水港新興津ふ頭では、コンテナやパルプ貨物量が増加し船舶が大型化していることから混雑や滞船が発生しており、岸壁の延伸を推進し海上輸送が効率化することで、製紙産業などの地域の基幹産業の競争力強化を図る必要があります。
- ・ 清水港では、農産物輸出拡大に向けて、背後の高速道路網や内航ROROを活用した広域的な集荷を促進するための更なる拠点施設等を整備する必要があります。
- ・ 港湾の機能を維持・発現するため、防波堤の整備・粘り強い構造化や岸壁の老朽化対策、航路の保全等を引き続き実施する必要があります。
- ・ JR清水駅と隣接する清水港の江尻地区では、交流・賑わい空間の創出や防災機能の向上のため、駿河湾フェリーが発着可能な岸壁整備や津波・高潮から緊急輸送路等を防護する防潮機能を有した岸壁改修を実施する必要があります。
- ・ 清水港の新興津地区では、港湾開発により失われた海辺の復元や緑の創出など魅力ある水辺空間の形成並びに小型船だまり整備を引き続き実施する必要があります。

2 本県の取組

- ・ 本県では、セミナーや視察会、利用者説明会などのポートマーケティング活動を通して、港湾の利用促進に努めています。
- ・ 清水港では、船舶の大型化に対応したコンテナクレーンを令和2年4月に供用開始するなど港湾機能の強化に努めています。
- ・ 「産地・港湾連携型農林水産物・食品輸出促進計画」を策定（全国で初めての計画認定）し、清水港からの農産物等の輸出促進に努めています。

【県担当課】 港湾企画課・港湾振興課・港湾整備課

99 社会資本整備の推進

[要望・提案先：農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 自然災害に強い社会資本（道路・河川・港湾・都市・森林・農業用施設など）の整備推進[農林水産省・国土交通省]
- 社会資本の計画的な整備に必要な財源の確保と社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び農山漁村地域整備交付金等の拡充[農林水産省・国土交通省]
- 国土強靱化の着実な推進のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による必要な予算の確保とともに、完了後の予算・財源の確保[国土交通省]
- 首都圏空港の補完機能を果たす富士山静岡空港の利便性向上に寄与する新幹線新駅の設置支援[国土交通省]
- 大井川の水資源や南アルプスの自然環境への影響を回避することを前提とするリニア中央新幹線事業の促進[国土交通省]
- インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション推進に向けた支援[国土交通省]
- 2050年カーボンニュートラル実現のための、インフラ分野の各種取組の推進[国土交通省]

1 現状・課題

- ・ 日本のほぼ中央に位置する本県は、東名・新東名高速道路や東海道新幹線など、我が国の基幹を守る交通ネットワークが集中しており、南海トラフ巨大地震などの大規模災害によりこれらが遮断された場合、日本経済に壊滅的な打撃を与えることとなることから、本県を強靱化することは、国土強靱化に重要な役割を果たすものであります。
- ・ 国土強靱化や陸・海・空の交通ネットワーク構築等に資する社会資本を計画的に整備するためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による必要な予算・財源を安定的に確保するとともに、地方の実情に応じ活用しやすい財源の確保が必要です。
- ・ 「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」完了後においても、事業継続ができるように、引き続き必要な予算・財源の別枠による確保が必要です。

【県担当課】 建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林計画課
・ 森林整備課・森林保全課・環境政策課

- ・ また、成長戦略の柱である観光立国実現に向け、訪日観光客が増大する首都圏空港の補完機能を果たす富士山静岡空港と高速鉄道が直結する新幹線新駅の設置は、国家プロジェクトとして推進する必要があります。
- ・ 中央新幹線の開通により旅客輸送が転移し、東海道新幹線の利便性向上や地域活性化等の効果が期待されますが、整備にあたっては、大井川の水資源や南アルプスの貴重な自然環境への影響を回避することを前提に行われる必要があります。
- ・ 社会資本整備の生産性向上のためには、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（データの一元化、新技術による施工・維持管理、BIM/CIMの導入等）を進めていくことが重要であり、先行して取組を進めている国土交通省による技術基準の整備・各種データのオープンデータ化等の支援が必要です。
- ・ 県土の3次元点群データの取得は概ね完了しましたが、今後はデータの定期的な更新において、国や他の自治体と一体となりデータ取得する方法を検討する必要があります。
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、令和3年7月に「国交省グリーンチャレンジ」をとりまとめていただいたところですが、現在の技術の延長線上では達成が難しいと思われるため、民間事業者と連携した技術開発やその実用化、新たな制度の創設等、国が率先して取組を進めていく必要があります。
- ・ 特に港湾では、CNP（カーボンニュートラルポート）の形成に向けて、引き続き国からの支援が必要です。

2 本県の取組

- ・ 富国有徳の美しい“ふじのくに”の実現を目指し、ハード・ソフト対策が一体となった防災・減災対策、陸・海・空の交通ネットワークの形成・活用、持続可能で活力あるまちづくりの推進、世界水準の農芸品の生産力強化などに向けた社会資本整備に取り組んでいます。
- ・ 空港と直結する新幹線新駅の実現に向け、事業実施に向けた環境づくりを進めています。
- ・ 3次元点群データの整備とオープンデータ化による利活用促進により、安全・安心で利便性が高く快適に暮らせる「スマートガーデンカントリー“ふじのくに”」の形成に向けて取り組んでいます。

【県担当課】 建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林計画課
 ・ 森林整備課・森林保全課・環境政策課

魅力の発信と交流の拡大

(11) “ふじのくに” の魅力の向上と 発信

100 大規模国際スポーツイベントのレガシー創出に向けた支援

[要望・提案先：文部科学省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの自転車競技の開催後における、安全で快適な自転車走行空間等の整備に対する支援
- 地域のスポーツコミッションの取組や環境整備に対する支援

1 現状・課題

- ・ 大規模国際スポーツイベントの開催効果を一過性のものとして終わらせず、大会レガシー（遺産）の創出と継承を図るため、地域の活力を高める取組として、イベントを契機とした交流人口の拡大や環境整備を進め、スポーツコミッションの機能強化を図るなど、ソフト・ハードの施策を総合的に取り組む必要があると認識しています。
- ・ 矢羽根型路面表示の設置等により早期に自転車走行空間の確保を進めるとともに、自転車道の利活用を推進するため、サイクリング環境の更なる向上が求められます。
- ・ 日本サイクルスポーツセンターについては、自転車競技のエリート選手から初心者までが集う「自転車トレーニングヴィレッジ」として、国内最高のサイクルスポーツの拠点となるよう取り組みます。また、小笠山総合運動公園エコパを核として、大学、観光、医療機関など様々な関係者との連携体制を構築し、ラグビーの聖地化を目指しています。
- ・ さらに、大規模国際スポーツイベントの開催成果を、レガシーとして継承し、大会や合宿の誘致などを通じて、交流人口の拡大と地域と経済の活性化を図るため、スポーツコミッション機能を構築し、スポーツ資源を踏まえた取組を支援していく必要があります。

2 本県の取組

- ・ 東京 2020 大会のレガシーとして、サイクリストの憧れを呼ぶ”ふじのくに”の実現に向け、静岡県全域において「第2次静岡県自転車活用推進計画」（令和4年3月策定）に基づく、バイシクルピットや矢羽根型路面表示等のサイクリストの受入環境の整備や、県内ルートの見どころ情報が掲載されたサイクリングマップの

【県担当課】 スポーツ政策課・道路企画課

作成などハード・ソフトの施策を総合的に進めています。本県では、渋滞緩和、健康維持の増進に資するものとして自転車通勤を推進し、「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」における宣言企業に令和2年度、都道府県では唯一、認定を受けました。

- ラグビーワールドカップ2019での成果を継承するため、静岡県が設置した「ラグビー聖地化検討会」の意見を踏まえ、普及の中心的役割を担う、静岡県ラグビーフットボール協会を法人化し、体制強化を図りました。また、小笠山総合運動公園の芝生広場等にラグビーゴールを設置し、同時に6面使用できる環境を整備するとともに、スポーツによるまちづくり・地域活性化を進めるため、全国トップクラスとなったラグビー環境を積極的にPRし、大規模大会や合宿の誘致を進めています。
- 静岡県では、本年1月、「スポーツコミッション推進本部」を設置し、庁内での推進体制を整備しました。今後、地域特性や強みを活かしながら、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組んでまいります。

101 富士山富士宮口五合目来訪者受入体制の充実

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

○ 富士山富士宮口五合目の来訪者施設（休憩所）整備に係る支援

1 現状・課題

- ・世界遺産「富士山」の五合目登山口には、夏の開山期における登山客のみならず、春から秋にかけて自然散策等を楽しむ観光客など、国内外から多くの来訪者が訪れます。
- ・本県側の3つの富士山登山口のうち、例年最も多くの来訪者が訪れる代表的な玄関口である富士宮口五合目は、富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）区域内に位置し、同公園計画において、休憩所の整備が事業計画として位置づけられています。
- ・しかしながら、唯一の休憩施設であったレストハウスが令和3年3月に放火による火災により焼失したため、来訪者が富士山の自然を安全かつ快適に体験する施設がありません。
- ・そのため、現在は、富士登山者の安全確保に必要な、高度順応のための休憩施設や荒天時等の待避場所を欠く状態であり、開山期間中の応急対応として、プレハブや仮設トイレを設置しておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症収束後の来訪者回復を見据えると、大変脆弱な状況であります。
- ・このような状況から、世界遺産富士山に相応しい新しい来訪者施設（休憩所）の早期整備が求められていますが、標高二千四百メートルという厳しい条件下での工事という特殊要因に起因する高額な整備事業費や関係機関への速やかな許可申請等が大きな課題となっております。

2 本県の取組

- ・来訪者の安全確保や富士山の保全に資する休憩施設として、県が整備を行います。
- ・早期の供用開始に向け、施設整備を急ぎ進めており、令和3年度に地質調査を実施しました。
- ・令和4年度には設計及び関係機関への許可等諸申請を行い、令和5年度からの造成着手を目指しています。

【県担当課】 富士山世界遺産課

102 文化財の後世への確実な継承と活用

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 文化財を後世に継承する上で必要な修理、防災対策等を推進するための十分な予算の確保
- 文化財の修理、防災対策等の事業における文化財所有者の負担の軽減
- 文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画の具現化に係る取組支援

1 現状・課題

- ・過疎化・少子高齢化の進行により、これまで地域で大切に守り伝えられてきた文化財の後世への継承が大きな課題となっています。このため、国は地域ぐるみによる文化財の保存・活用を推進するため平成30年に文化財保護法を改正しました。
- ・これを受けて、県は令和元年度に、本県の今後の文化財の保存・活用の方向性を示す文化財保存活用大綱を策定し、文化財の確実な保存、文化財を支える多様な人材の育成、文化財の効果的な活用にオール静岡で取り組んでいくこととしています。
- ・この大綱を実現していくには、文化財の経年劣化による定期的な修理や、地震や火災等の防災対策、来訪者に効果的に展示するための環境整備等が重要です。地域からの補助要望に対応可能な国の予算措置が求められます。
- ・また、財源の手当てが困難で必要な修理、防災対策等ができない文化財所有者の負担を軽減する必要があります。
- ・特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した文化財所有者等に対する財源状況に応じた一層の負担軽減は喫緊の課題です。
- ・県が策定した文化財保存活用大綱及び市町が作成した文化財保存活用地域計画は、記載内容の確実な履行が求められます。国からの技術的助言や財政的支援は、文化財の総合的保存・活用の取り組みの推進力強化につながります。

2 本県の取組

- ・本県では建造物等の国指定等文化財の定期的な修理に加えて、大綱を受けて耐震・防火対策や活用に資するための整備について地域からの補助要望に対しては国へ伝えるとともに、全て県の補助対象となるよう取り組んでいます。
- ・令和2年度に整備した文化財のデータベースにより適切な管理を行うとともに、文化財を紹介する動画をウェブサイトに掲載するなど、積極的な情報発信に努めています。

【県担当課】文化財課

魅力の発信と交流の拡大

(12) 世界の人々との交流の拡大

【要望・提案事項】

○ JICA が「人づくり」として実施している開発途上国の人材育成に加え、日本国民の人材育成と一体化して行う教育機関「JICA グローバル大学院」の創設

1 現状・課題

- ・ 青年海外協力隊は、独立行政法人国際協力機構（JICA）がODA（政府開発援助）事業として実施している国民参加型の国際協力を担っており、これまでに3万人を超える若者たちが開発途上国の国づくりに尽力してきました。その活動は、日本の「顔の見える援助」の一つとして、海外でも高く評価されています。
- ・ 青年海外協力隊の平均年齢は27歳前後で、ほぼ全員が大学を卒業しています。彼らは、現地語を身に付け、生活・社会・文化等を学習し、現地の人々との協働により生活環境や自然環境を改善する活動をしており、かつ報告書をまとめています。こうした活動は、大学院修士レベルの高等教育に相当するものです。
- ・ 青年海外協力隊は、現地での生活環境や自然環境の改善に従事する活動を通して青年海外協力隊員自体の人材育成ともなっています。
- ・ 我が国の国際協力の一翼を担う青年海外協力隊員の活動は、大学院修士レベルの高等教育として学位に値するものであり、青年海外協力隊の活動を社会的に正当に評価するため、修士号を授与する国内外に開かれた教育機関を創設する必要があります。なお、修士号の名称は、MEA（Master of Environment Administration：環境経営学修士）とするのが適当です。これはアメリカにおけるMBA（経営学修士）を念頭においています。

2 本県の取組

- ・ 平成27年7月に、外務省から県内既存大学との連携による環境経営学修士課程設置の提案をいただき、現在検討中です。

104 国際交流基金「日本語パートナーズ」派遣事業の 継続

[要望・提案先：外務省]

【要望・提案事項】

○ 国際交流基金「日本語パートナーズ」派遣事業の令和5年度以降の継続実施

1 現状・課題

- ・本事業は平成25年12月の日・ASEAN特別首脳会議において日本政府が表明した新しいアジア文化交流政策「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア」の一環として平成26年度に始まり、3,000名以上のシニア・学生等が現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして派遣される予定です。
- ・静岡県では、国際交流基金の協力要請を受け、平成28年3月に、同基金と「国際交流事業の相互連携に関する協定」を締結し、同事業の一部を静岡県枠とし、静岡県が募集、選考及び同基金への推薦までのプロセスを担っています。
- ・令和5年度派遣（令和4年度募集・選考）までは国予算で実施できますが、令和6年度派遣（令和5年度募集・選考）に係る国の予算措置の見通しは立っていません。
- ・本事業は、対象国における親日派・知日派の育成に寄与し、特定技能の在留資格に係る海外での日本語教育支援への要請に応える事業であるとともに、静岡県の地域外交の推進、県民の国際感覚の醸成及び双方向の草の根交流の促進にとっても非常に重要な事業と考えていますが、安定的な予算の確保が課題です。

2 本県の取組

- ・国際交流基金による募集分を含め、約80名の本県関係者が派遣されています。
- ・本県推薦枠では29名が派遣され、令和4年度は7名を派遣予定です。

（本県推薦枠による派遣（予定）者数）

（単位：人）

派遣年度	応募者数	派遣（予定）者数（令和4年4月1日現在）			
		タイ	インドネシア	ベトナム	合計
H29	21	4	4	募集なし	8
H30	15	5	4	募集なし	9
R1	21	5	2	募集なし	7
R2	24	0	0	0	0
R3※	0	3	0（中止）	2	5
R4	18	3	4	0	7
合計	99	20	14	2	36

※令和3年度派遣：令和2年度派遣内定者を振替派遣（新規募集なし）

【県担当課】地域外交課

地方創生の推進

[要望・提案先：内閣府・総務省・財務省]

【要望・提案事項】

- まち・ひと・しごと創生事業費や地方創生に関する予算を継続、拡充するなど、地方創生の取組に対する十分な財政措置
- 地方創生拠点整備交付金を継続するなど、地域の実情に合った交付金制度の不断の見直しや拡充

1 現状・課題

- ・ 喫緊の課題である人口減少を克服、東京一極集中の流れを是正するため、すべての地方自治体が地方版総合戦略を策定し、あらゆる政策を総動員の上、強い決意と覚悟を持って、地方創生の取組を推進しています。
- ・ 令和2年の国勢調査においても、人口減少は継続傾向にあり、本県を含む39道府県で人口が減少する一方、東京圏の人口は増加し続け、全国の約3割を占めています。しかしながら、最近の動向では、大都市圏以外の地域では転入超過数が増加に転じ、東京都の転入超過数は、令和2年、令和3年の2年連続で縮小しており、「東京離れ」の傾向が進み、地方に人が流れていると推測される状況です。
- ・ 地方創生は道半ばであり、人口減少を克服すべく、より一層の危機感を持って、国と地方が両輪となり、これまで以上に取組を強化し、成果を目に見えるものとする事が重要です。
- ・ 地方創生に向けたやる気のある地域の主体的な取組に対しては、継続して十分な財政措置を行うとともに、地域の創意工夫による取組を充実させるため、地方創生に係る交付金の弾力的な運用を行うことが必要です。

2 本県の取組

- ・ 東京一極集中を打開するため、全県を挙げて、「静岡型」地方創生の取組を推進し、誰もが「静岡で働きたい、静岡に住みたい」と思える魅力ある地域づくりを進めています。
- ・ 令和2年3月に長期人口ビジョンの改訂を行うとともに、第2期「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、我が国の地方創生のモデルとなる、安全・安心で美しい“ふじのくに”を実現すべく、日本一「安全・安心」な県土の構築を最優先に、産業の振興と魅力ある雇用の創出、魅力的で快適な暮らしの提供、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援などに取り組んでいます。引き続き、産官学金労言等の関係者と一体となって地方創生施策の更なる充実と推進を図っていきます。

【県担当課】 総合政策課

【要望・提案事項】

- 「大都市地域における特別区の設置に関する法律」を改正し、「人口二百万以上の」を削除することや特別自治市の法制化等の検討など、地域住民が地域の実情に応じて選択可能となる多様な大都市制度の仕組みづくりの推進

1 現状・課題

- ・人口減少が進行する中で、わが国が将来にわたって安全で快適な地域を維持し、世界的な都市間競争の中で、豊かで魅力的な地域を形成するには、行政の効率化・最適化を図っていくことが重要です。
- ・大都市における効果的・効率的な行政運営を図るため、全国の指定都市市長会は、これまで一貫して、道府県から独立した権限を有する「特別自治市」を求める提案を行っており、令和2年11月には、その実現を目指し、「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置し、令和3年11月に、法制化に向けた最終報告書を取りまとめました。
- ・大阪都構想で見られたように、とりわけ、道府県庁が政令指定都市に所在する場合に、地域の魅力づくりや広域的な行政等において、道府県と政令指定都市との一体的な政策推進を図る大都市制度が模索されています。
- ・国は、この課題に対処するため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」を制定したほか、地方自治法を改正し、これにより平成28年4月から「指定都市都道府県調整会議」が設置されています。
- ・特別区の設置には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」において、人口200万以上という要件があり、対象となる政令指定都市が限定されています。また、特別自治市の実現に向けた法制化等の検討が必要です。

2 本県の取組

- ・県では、住民が選択可能となる多様な大都市制度について、知事広聴や県選出国会議員への説明、知事会での提案、指定都市市長会会長への説明、国への要望・提案、関係機関誌への寄稿など様々な機会を通じて情報発信を行っています。

【県担当課】 地域振興課

107 地方分権改革の推進と地方財政制度の再構築

[要望・提案先：内閣府・総務省・財務省]

【要望・提案事項】

○地方分権改革の推進[内閣府・総務省]

- ・地方分権改革に関する「提案募集方式」に基づく地方からの提案の実現
- ・義務付け・枠付けの見直し及び国から地方公共団体、都道府県から基礎自治体への権限移譲などの継続的な実施と、基礎自治体の行政サービス提供体制整備に資する多様な広域連携の促進
- ・道州制を視野に入れた、将来の国と地方のあるべき姿の明示と役割分担についての議論の充実

○住民自治の一層の拡充[総務省]

- ・都道府県レベルで条例に基づく住民投票を円滑に行える仕組みづくり

○将来にわたって安心な地方財政運営の確立[総務省・財務省]

- ・地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築
- ・行政サービスを安定的に提供するために必要な一般財源総額の確保
- ・臨時財政対策債の廃止及び償還財源の別枠での確保

1 現状・課題

- ・政府は、義務付け・枠付けの見直しや国から地方への権限移譲等を推進するとともに、基礎自治体の行政サービス提供体制整備に取り組んでおり、また、地方の発意に根差した地方分権改革を推進する取組として「提案募集方式」を導入しました。しかし、人口減少社会において地域の実情に応じた行政サービスを提供するためには、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点やポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、基礎自治体の体制整備に向けて地方公共団体間の柔軟な連携を一層促進していくことが必要です。
- ・道州制については、「道州制推進基本法案」の検討が引き続き行われていますが、将来のこの国のかたちが描かれておらず、国民的な機運も醸成されていないため、「補完性の原則」の視点に加えて、国出先機関の広域災害への対応実績等も踏まえた危機管理の視点から、国と地方の役割分担を見直す議論を深めることが必要です。

【県担当課】地域振興課・市町行財政課・財政課

- ・都道府県が条例に基づく住民投票を実施する場合、投票資格者名簿の調製や投・開票事務などを都道府県で直接実施することは、現実的に不可能な状況です。住民がゆとりと豊かさを実感し活力にあふれた地域社会を実現し、住民の意向がより一層地方公共団体の運営に反映されるためには、都道府県レベルで条例に基づく住民投票を円滑に行える仕組みが必要です。
- ・国と地方の財政状況については、ともに巨額な財源不足が生じ、長期債務残高は令和3年度末見込み（予算ベース）で、1,200兆円を超えています。今後、債務残高が更に増大すれば国も地方も共倒れとなり、住民生活に深刻な影響を与えかねない危機的な状況です。また、地方団体の財政運営については、依然として国の地方財政制度に大きく依存しており、現状の国と地方の役割分担の下でも、社会保障関係費等の義務的経費の増加により、大変厳しい状況です。
- ・現時点では、地方が主役となる将来の国と地方のあるべき姿と、その際地方が果たすべき役割に応じた税財源の移譲等について、具体的な工程や内容が明示されていません。
- ・将来にわたって安心な財政運営を行うためには、地方が安定的に行政サービスを行うことができるよう地方税、地方交付税等の税財源の充実が必要です。また、地方の財源不足額を補うための特例的な措置である臨時財政対策債は、令和4年度までの延長が決定しているところですが、残高が50兆円超で高止まりしていることから、その廃止と償還財源の別枠での確保が必要です。なお、本県では令和3年度の県債発行額の3割程度が臨時財政対策債であり、残高も1兆円を超え、県債残高全体の4割程度を占めています。

2 本県の取組

- ・本県では、4ha超えの農地転用許可権限の国から都道府県・政令市への移譲などを「提案募集方式」での提案により実現させるなど、地方分権改革の推進に積極的に取り組んでいます。
- ・中長期的に安定した財政構造への転換を図るため、当該年度の歳出をその年の歳入で賄ういわゆる収支均衡を目指しています。
- ・ビルド・アンド・スクラップの徹底等による歳出のスリム化と、県税収入の増加、未利用財産の売却等による歳入確保、投資的水準の調整等による県債の抑制に取り組んでいます。

【県担当課】 地域振興課・市町行財政課・財政課